

Shape your world



Ritsumeikan
Asia Pacific University

2019 学生生活 ルールブック

目次

個人情報保護基本方針	1
学校法人立命館における保有個人情報の利用目的	2

第1章 覚えておきたい大学の制度

学生証について	3
学費について	4
学籍異動（休学・退学・復学など）について	8
奨学金について	11
正課外活動の支援について	17
APハウス規程	21

第2章 安全で健康な学生生活を送るために

学生生活におけるAPUのポリシー	28
注意すべき学生生活上のトラブル	37
日本の社会・習慣など	44
健康管理	45
障がい学生対応	59
住居について	61
アルバイト	65

第3章 国際学生の在留資格・資格外活動許可について

在留資格	66
アルバイト、インターンシップをしたい！ → 資格外活動許可の申請	69

緊急災害時の対応について	70
大規模災害等がキャンパスを含むエリアで発生した場合の対応について	80
各種施設概要	81
別府市内地図・バス路線図	97
サポートオフィス一覧	99

個人情報保護基本方針

学校法人立命館（以下「本学園」）は、本学園が教育研究上使用する本学園の学生・生徒等の個人情報について、個人情報保護に関する法令およびその他の規範を遵守するために自主的なルールおよび体制を確立し、以下のとおり個人情報保護基本方針を定め、これを実行し維持します。なお、学術研究の用に供する目的で行う個人情報の取り扱いについては別に定めるものとします。

記

- 本学園は、この基本方針を実行するために、「学校法人立命館個人情報保護規程」を定め、一般に公表するとともに、本学園教職員等（役員、教員、職員、パートタイマー、派遣労働者等を含む）および学園関係者に周知徹底させます。
- 本学園は、個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏えい等を防止するため、不正アクセス対策、コンピュータウイルス対策など適切な情報セキュリティ対策を講じます。
- 本学園は、個人情報の入手に当たり、適法かつ公正な手段によって行い、不正な方法により入手しないことはもちろん、個人情報の主体である本人から利用目的等について同意をとるか、本学園インターネットホームページに必要事項を告知します。
- 本学園は、個人情報を間接的に入手する場合、入手する個人情報について、提供者が本人から適正に入手したものであるかどうかを確認し、本学園インターネットホームページに個人情報の利用目的等の必要事項を告知します。
- 本学園は、個人情報の本人が自己個人情報について、開示、訂正、使用停止、消去等の権利を有していることを確認し、本人からのこれらの請求を尊重して対応します。
- 本学園は、個人情報を第三者との間で共同利用したり、業務を委託するために個人情報を第三者に預託する場合は、当該第三者について調査し必要な契約を締結し、その他法令上必要な措置を講じます。
- 個人情報については、本学園が設置する学校に現在在籍する学生・生徒および過去に在籍した学生・生徒に限らず、本学園が設置する学校の学生・生徒となる目的で本人から提供された個人情報についても同様に厳密に取り扱います。
- 具体的な個人情報取得、取り扱いのため以下の原則を定めます。
 - 個人情報の利用は、取得目的の範囲内で、具体的な業務に応じ権限を与えられた者のみが、業務の遂行上必要な限りにおいて行うものとします。
 - 個人情報を第三者に提供することを原則として行いません。
 - 個人情報の目的外利用、通常の利用場所からの持ち出し、外部への送信等の個人情報の漏えい行為を行いません。
 - 本学園従事者が、業務上知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、または不当な目的に使用することを禁じます。その業務に係る職を退いた後も同様とします。
 - 次に示す内容を含む個人情報の取得、利用または提供を行いません。
 - 思想、信条および宗教に関する事項
 - 社会的差別の原因となる事項

2005年4月1日

がっこうほうじんりつめいかん ほうこうこじん りょうもくてき 学校法人立命館における保有個人データの利用目的

ほんがくえん きょういくけんきゅう がくせいせいとしえん ほんがくえん かんりうんえい かか きょうむ すいこう
本学園では、教育研究、学生生徒支援および本学園の管理運営に関わる業務を遂行するために、以下の利用目的で、
こじんじょうほう しゅうしゅう
個人情報を収集します。

なお、個人情報^{こじんじょうほう}を直接本人から書面等により取得^{ちよくせつほんにん}する際は、個別^{しよめんなど}、具体的に利用目的^{しゅとく}を明示^{さい}するものとします。

●利用目的一覧

- がくせきかんり りしゅうかんり せいせきかんり がくひじょうほうかんりなど がくせいなど がくしゅうしえん おこな
・学籍管理、履修管理、成績管理、学費情報管理等、学生等の学修支援を行うため
- がくせいせいかつそうだん かがいかつどうしえん しょうがくきんかんり ほけんえいせいかんりなど がくせいなど がくせいせいかつしえん おこな
・学生生活相談、課外活動支援、奨学金管理、保健衛生管理等、学生等の学生生活支援を行うため
- しんろしどう しゅうしよくかつどうしえん しんろしゅうしよくじょうほうかんりなど がくせいなど しんろしゅうしよくしえん おこな
・進路指導、就職活動支援、進路就職情報管理等、学生等の進路就職支援を行うため
- ほごしゃ せいせきひょうそうふなど ほごしゃ りしゅう せいせき しんろそうだん おこな
・保護者への成績表送付等、保護者との履修、成績、進路相談を行うため
- にゅうがくしけんぎょうむ にゅうがくてつづぎぎょうむしつこう
・入学試験業務、入学手続業務執行のため
- かくだいがく かくこう かくしゅあんないぶつそうふ
・各大学・各校の各種案内物送付のため
- がくないしせつ せつび りょうかんり ほあんかんり
・学内施設・設備の利用管理、保安管理のため
- かくしゅしょうめいしょはつこう
・各種証明書発行のため
- しょうがくじぎょう おこな だんたい そつぎょうせいなど そしき だんたい がくせいなど ふ ほ そしき だんたいなど がっこうほうじんりつめいかんこじんじょうほう ほご
・奨学事業を行う団体、卒業生等で組織する団体、学生等の父母で組織する団体等、学校法人立命館個人情報保護
委員会^{いいんかい}で認められた団体^{みと}に必要な情報^{だんたい}を提供^{ひつようじょうほう}するため
- だいがくひょうか じてんけんひょうか だいさんしゃひょうか にんしょうひょうかなど かくしゅとうけいちょうさ
・大学評価（自己点検評価・第三者評価・認証評価等）、各種統計調査のため
- きょういく けんきゅう かつどう
・教育、研究、FD活動のため
- ほか ほんがく かんり うんえい かん ぎょうむ ひつよう じこう しより
・その他、本学の管理・運営に関する業務に必要な事項^{しより}を処理するため

がくせいしょう 学生証について

がくせいしょう、がくせい、しょうめい、たいせつ、つね、けいたい、たいせつ、と、あつか
学生証は、APUの学生であることを証明する大切なものです。常にこれを携帯し、大切に取り扱い、大切に扱ってください。

がくせいしょう ていじ 学生証を提示しなければならないとき

- ほんがくきょうしよくいん ていじ もと
● 本学教職員から提示を求められたとき
- しけん う
● 試験を受けるとき
- つうがくていきけん がくわりじょうしゃけん こうにゆう
● 通学定期券や学割乗車券を購入するとき
- など とく さだ しせつ にゆうしつ
● APUライブラリー等の特に定める施設に入室するとき
- としよ かしだし う
● 図書の貸出を受けるとき
- がくしゅうしょうめいしよ こうふ う
● 各種証明書の交付を受けるとき
- だいがく しせつ びひん しゃくよう
● 大学の施設・備品を借用するとき

がくせいしょう かん ちゅういじ こう 学生証に関する注意事項

- がくせいしょう たにん たいよ じょうと
● 学生証は他人に貸与、または譲渡してはいけません
- がくせいしょう お まげ よご けいたいでんわ ちか
● 学生証を折り曲げたり、汚したり、スマートフォンや携帯電話に近づけたりしないこと
- がくせいしょう ふんしつ なまえ きさいじこう へんこう ととき ただ
● 学生証を紛失したとき、名前など記載事項に変更があった時は、直ちにスチューデント・オフィスに届け出てください
- がくせいしょう さいこうふ う ととき そつぎょう たいがく じよせき がくせき うしな きゆうがく ただ がくせいしょう
● 学生証の再交付を受けた時、卒業・退学・除籍などで学籍を失ったとき、休学をしたときは、直ちに学生証をスチューデント・オフィスに返却してください

ざいせきかくにん 在籍確認シール

- がくせいしょう うらめん は ざいせきかくにん がくせいしょう ゆうこうねんがっぴなど きさい
● 学生証の裏面に貼るシールを在籍確認シールといいます。このシールには学生証の有効年月日等が記載されています。
- がくせいしょう は つ ざいせきかくにん ゆうこうねんがっぴ こ むこう ざいせきかくにん
● 学生証は、貼り付けている在籍確認シールの有効年月日を超えると無効になります。また、在籍確認シールのない学生証も無効です。

がくせいしょう ふんしつ は そん おそん 学生証を紛失・破損・汚損したとき

- がくせいしょう ふんしつ は そん おそん さいはっこう ひつよう ばあい てつづき
● 学生証の紛失・破損・汚損などによって再発行が必要な場合は、スチューデント・オフィスで手続きをしてください。
- しんせい かいつ び こ こうふ さいはっこうてすりよう えん
● 申請の2開室日後に交付されます。再発行手数料は2,000円です。

なまえ へんこう しゃしん へんこう 名前が変更になったとき 写真を変更したいとき

- がくせいしょう きさい なまえ へんこう がくせいしょう さいこうふ わりよう じゅうみんひょう しょうめい
● 学生証に記載されている名前が変更になったときは、学生証を再交付します（無料）。パスポートや住民票などの証明できる書類のコピーを持参してスチューデント・オフィスに来てください。
- がくせいしょう きさい かおじゃしん へんこう きぼう ばあい しょうめいしゃしん じゅんぴ き
● 学生証に記載されている顔写真の変更を希望する場合は証明写真を準備してスチューデント・オフィスに来てください。再発行手数料2,000円が必要です。

がくせいしょう ゆうこうきかん こうしん 学生証の有効期間と更新

- がくせいしょう しゅうりようご がくぶせい ばあい そつぎょうよていねんがっぴ がくせいしょう ゆうこうきかん きろく
● 学生証にはあなたの8セメスター終了後（学部生の場合）の卒業予定年月日のデータが学生証の有効期間として記録されています。8セメスターを超えて在籍する場合、データを更新して有効期間を延長する必要があります。更新しない場合、ライブラリーなどで学生証を利用することができません。

がくせいしょう きさい しめい げんそく 学生証に記載する氏名の原則

- りつめいかん たいへいようだい がくせい しめい ひょうき つぎ げんそく さだ
● 立命館アジア太平洋大学では、学生の氏名の表記について次のような原則を定めています。
- ① がくせい しめいひょうき きほん
① 学生の氏名表記は、アルファベットを基本とします。
- ② しめいひょうき じゅんじよ せい めい じゅん
② 氏名表記の順序は、姓<Family Name>+名<Given Name>（+ミドルネーム<Middle Name>）の順です。

がくひ 学費について

APUの学費は、入学金と授業料A・授業料Bにより構成されています。

一部でも納入されていない場合は、学費未納退学となり、当該セメスターの単位も認定されません。

必ず所定の期日までに納入をしてください。銀行によっては、海外から日本の銀行口座に送金する際に受け取り人の手続きが必要となる場合があります。手続きに日数を要するため、納入期限から余裕をもって手続きをしてください。

学費納入期限および納入方法については、学生ハンドブックP66～69で確認してください。

がくひ きんがく 〈学費金額〉

学費は、授業料A（全回生共通）と授業料B（回生により異なる）を合わせた金額となります。

授業料A … 1回生～4回生まで共通の固定学費。

授業料B … 在学するセメスターによって決定される学費。

※大学院生の学費については、履修登録時にアカデミック・オフィスにて配布されるGraduate Academic Handbookを参照してください。

がくひ きんがく いちらん 〈学費金額一覧〉

※表中の合計金額は半年の金額です。

※2015年度以降の入学者と2014年度以前の入学者の学費金額は、異なります。

※2014年度以前の入学者の学費金額は、P5に記載しています。

2015年度以降の入学者

回生	授業料	1回生	2回生	3回生	4回生
セメスター回生		1・2	3・4	5・6	7・8
1セメスター学費（半年）	授業料A	370,000円	370,000円	370,000円	370,000円
	授業料B	294,000円	336,000円	336,000円	336,000円
合計（半年）		664,000円	706,000円	706,000円	706,000円

2015年度以降の入学者のうち2回生編入・転入学者

回生	授業料	1回生	2回生	3回生	4回生
セメスター回生		1・2	3・4	5・6	7・8
1セメスター学費（半年）	授業料A	—	370,000円	370,000円	370,000円
	授業料B	—	336,000円	336,000円	336,000円
合計（半年）		—	706,000円	706,000円	706,000円

2015年度以降の入学者のうち3回生編入・転入学者

回生	授業料	1回生	2回生	3回生	4回生
セメスター回生		1・2	3・4	5・6	7・8
1セメスター学費（半年）	授業料A	—	—	370,000円	370,000円
	授業料B	—	—	336,000円	336,000円
合計（半年）		—	—	706,000円	706,000円

2015年度以降の入学者のうち早期卒業プログラム登録者

かいせい 回生	じゅぎょうりょう 授 業 料	かいせい 1 回生	かいせい 2 回生	かいせい 3 回生	かいせい 4 回生
かいせい セメスター回生		1・2	3・4	5・6	7・8
そうきそつぎょう はんとし 早期卒業A (半年)	じゅぎょうりょう 授業料A	370,000円	370,000円	370,000円	—
	じゅぎょうりょう 授業料B	294,000円	504,000円	504,000円	—
ごうけい はんとし 合計 (半年)		664,000円	874,000円	874,000円	—
そうきそつぎょう はんとし 早期卒業B (半年)	じゅぎょうりょう 授業料A	370,000円	370,000円	370,000円	370,000円
	じゅぎょうりょう 授業料B	294,000円	504,000円	252,000円	252,000円
ごうけい はんとし 合計 (半年)		664,000円	874,000円	622,000円	622,000円
そうきそつぎょう はんとし 早期卒業C (半年)	じゅぎょうりょう 授業料A	370,000円	370,000円	370,000円	—
	じゅぎょうりょう 授業料B	294,000円	336,000円	672,000円	—
ごうけい はんとし 合計 (半年)		664,000円	706,000円	1,042,000円	—

- 早期卒業A … 1 回生入学者が、2 回生で早期卒業プログラムに登録した場合
- 早期卒業B … 1 回生入学で、2 回生で早期卒業プログラムに登録していた学生が、第4セメスター終了時の再審査で、早期卒業プログラムの登録を削除された場合
- 早期卒業C … 1 回生入学者が、3 回生で早期卒業プログラムに登録した場合

【特記事項】

- 国際学生授業料減免制度適用者は、上記金額に減免率を乗じた金額が学費から差し引かれます。

例：1 回生で減免65の場合

$$(1 \text{ セメスター (半年) の通常学費 } 664,000 \text{ 円} \times (\text{減免率}) 0.65 = (\text{減免額}) 431,600 \text{ 円} \\ 664,000 \text{ 円} - 431,600 \text{ 円} = 232,400 \text{ 円} \leftarrow \text{納入額})$$

2014年度以前の入学者 2015年度以降の入学者には適用されませんので注意してください。

かいせい 回生	じゅぎょうりょう 授 業 料	かいせい 1 回生	かいせい 2 回生	かいせい 3 回生	かいせい 4 回生
かいせい セメスター回生		1・2	3・4	5・6	7・8
1 セメスター学費 (半年)	じゅぎょうりょう 授業料A	342,000円	342,000円	342,000円	342,000円
	じゅぎょうりょう 授業料B	307,500円	369,000円	369,000円	225,500円
ごうけい はんとし 合計 (半年)		649,500円	711,000円	711,000円	567,500円

2014年度以前の入学者のうち2回生編入・転入学者

かいせい 回生	じゅぎょうりょう 授 業 料	かいせい 1 回生	かいせい 2 回生	かいせい 3 回生	かいせい 4 回生
かいせい セメスター回生		1・2	3・4	5・6	7・8
1 セメスター学費 (半年)	じゅぎょうりょう 授業料A	—	342,000円	342,000円	342,000円
	じゅぎょうりょう 授業料B	—	369,000円	369,000円	225,500円
ごうけい はんとし 合計 (半年)		—	711,000円	711,000円	567,500円

第1章 覚えておきたい大学の制度

2014年度以前の入学者のうち3回生編入・転入学者

かいせい 回生	じゅぎょうりょう 授業料	かいせい 1回生	かいせい 2回生	かいせい 3回生	かいせい 4回生
かいせい セメスター回生		1・2	3・4	5・6	7・8
1セメスター学費 (半年)	じゅぎょうりょう 授業料A	—	—	342,000円	342,000円
	じゅぎょうりょう 授業料B	—	—	369,000円	266,500円
ごうけい 合計 (半年)		—	—	711,000円	608,500円

2014年度以前の入学者のうち早期卒業プログラム登録者

かいせい 回生	じゅぎょうりょう 授業料	かいせい 1回生	かいせい 2回生	かいせい 3回生	かいせい 4回生
かいせい セメスター回生		1・2	3・4	5・6	7・8
そうきそつぎょう 早期卒業A (半年)	じゅぎょうりょう 授業料A	342,000円	342,000円	342,000円	—
	じゅぎょうりょう 授業料B	307,500円	492,000円	471,500円	—
ごうけい 合計 (半年)		649,500円	834,000円	813,500円	—
そうきそつぎょう 早期卒業B (半年)	じゅぎょうりょう 授業料A	342,000円	342,000円	342,000円	342,000円
	じゅぎょうりょう 授業料B	307,500円	492,000円	246,000円	225,500円
ごうけい 合計 (半年)		649,500円	834,000円	588,000円	567,500円
そうきそつぎょう 早期卒業C (半年)	じゅぎょうりょう 授業料A	342,000円	342,000円	342,000円	—
	じゅぎょうりょう 授業料B	307,500円	369,000円	594,500円	—
ごうけい 合計 (半年)		649,500円	711,000円	936,500円	—

- 早期卒業A … 1回生入学者が、2回生で早期卒業プログラムに登録した場合
- 早期卒業B … 1回生入学者で、2回生で早期卒業プログラムに登録していた学生が、第4セメスター終了時の再審査で、早期卒業プログラムの登録を削除された場合
- 早期卒業C … 1回生入学者が、3回生で早期卒業プログラムに登録した場合

【特記事項】

- 国際学生授業料減免制度適用者は、上記金額に減免率を乗じた金額が学費から差し引かれます。

例：2回生で減免65の場合

$$(1 \text{セメスター (半年) の通常学費} 711,000 \text{円} \times (\text{減免率}) 0.65 = (\text{減免額}) 462,150 \text{円} \\ 711,000 \text{円} - 462,150 \text{円} = 248,850 \text{円} \leftarrow \text{納入額}$$

学部5回生以上 (第9セメスター以上) 2019年度時点

- 授業料A … 5回生以上共通の固定学費。
- 授業料B … 履修科目登録単位数 × 1単位あたりの額。

	2015年度以降の入学者	2014年度以前の入学者
じゅぎょうりょう 授業料A	185,000円	171,000円
じゅぎょうりょう 授業料B (1単位あたり)	21,000円	20,500円

履修登録単位数は、履修登録修正期間2の後に確定され、学費額が決まります。

登録した単位数で金額が決まりますので、実際の授業の出席や取得した単位数とは関係ありません。

【例】第9セメスターで1科目2単位の授業を2つ登録した場合（2015年度以降の入学^{ねん}者^{どいこう}）

授業料^{じゅぎょうりょう}A： 185,000円^{えん}

授業料^{じゅぎょうりょう}B： 84,000円^{えん} （4単位^{たんい}×21,000円^{えん}）

合計^{ごうけい}： 269,000円^{えん}

【注意^{ちゅうい}】

2007年度以前^{ねん}の入学^{どいぜん}者は、上記^{にゅうがくしゃ}金額^{じょうきんがく}と異なる^{こと}場合があります^{ばあい}。大学^{だいがく}から送付^{そうふ}される学費納付書^{がくひのうふしょ}／ゆうちょ引落^{ひきお}とし通知書^{つうちしょ}の金額^{きんがく}を確認^{かくにん}してください。

学籍異動（休学・退学・復学など）について

●休学・退学などの学籍異動が必要な場合、スチューデント・オフィスで相談し、必要な手続を行ってください。手続が完了しない場合は、許可が取り消しになる可能性があります。

がく じ ゃく い ど う し ゅ る い の 種 類		しんせいしめきりきじつ 申請締切期日		び 考 ちゅう *注2	と あわ きき 問い合わせ先
		はる 春セメスター	あき 秋セメスター		
き ゅ う が く 休 学		が つ にち 2月15日	が つ にち 8月 5日	しん さ じ む て す う り ょ う えん 審査・事務手数料：15,000円 ざ い せ き り ょ う えん 在籍料：5,000円/1セメスター	スチューデント・オフィス
ふ く が く 復 学	こく ない 国内	が つ にち 2月15日	が つ にち 8月 5日		
	こく さい 国際	が つ ま つ じ つ 12月末日 ちゅう *注1	が つ ま つ じ つ 6月末日 ちゅう *注1		
た い が く 退 学		ず い じ 随時	ず い じ 随時		
さいにゅうがく 再入学	こく ない 国内	が つ にち 2月15日	が つ にち 8月 5日	しん さ じ む て す う り ょ う えん 審査・事務手数料：10,000円 ざ い に ゅ う が く き ん えん 再入学金：13,000円 (再入学許可者のみ)	
	こく さい 国際	が つ ま つ じ つ 12月末日 ちゅう *注1	が つ ま つ じ つ 6月末日 ちゅう *注1		
て ん せ き 転 籍		が つ じ ょ う じ ゅ ん 12月上旬	が つ ちゅう じ ゅ ん 6月中旬	て ん せ き せ ん こ う て す う り ょ う えん 転籍選考手数料：10,000円	アカデミック ・オフィス
り ゅ う が く 留 学		ねん か い は け ん ねん ま え ぼ し ゅ う し ゅ つ が ん お こ な 年に2回、派遣の1年前に募集と出願を行います。			

*注1 国際学生は在留資格認定証明書（ビザ）を申請しなければならないため、申請期限が早くなっています。

*注2 一旦納入された手数料、在籍料、再入学金は、いかなる事情があっても返金できません。
各種手数料は、将来変更されることがあります。

〈休学〉

休学の条件

●病気等のやむをえない事由により、引き続き3ヶ月を超えて就学できない場合、休学申請ができます。

例：病気、経済的事情、兵役、その他やむを得ない事由

【注意】

●海外渡航・インターンシップなどでの休学を希望する場合は、休学ガイダンスへの出席が義務付けられています。ガイダンスの日程はキャンパスターミナルに掲示します。

●semester単位でしか休学できません。継続して休学できるsemesterは2年間（4semester）までです。

休学中の申請により、予定復学semesterを早めることや、最長2年まで休学の延長をすることもできます。

●国際学生が所有している留学ビザは、日本出国時にキャンセルをし、無効にしなければなりません。

復学の際には、もう一度ビザの申請手続を行う必要があります。

●卒業可能なsemesterに在学している学生は休学申請できません。

例：

・8semester在学中で卒業可能な「履修登録単位数」を満たしている学生は、休学申請はできません。

・7semester在学中で卒業可能な「履修登録単位数」を満たしている学生は、休学申請可能です。

（早期卒業プログラム学生は除く）

・9semester以上に在学している学生でも卒業可能な「履修登録単位数」を満たしていない学生は、休学申請可能です。

休学申請締切期日

	こくない 国内・国際
はる 春セメスターから休学	がつ にち 2月15日
あき 秋セメスターから休学	がつ にち 8月5日

【注意】 期日がオフィス閉室日の場合、翌開室日

休学許可を得たあと、やむをえない事情があり許可の取消しを申請する場合は、休学申請期間内に所定の手続を必ず行って下さい。期日を過ぎた場合は、取消すことはできません。

〈復学〉

大学が許可した休学期間満了前に、Campusmateに登録されている帰省先住所に手続書類を送付します。

（5月または11月）期日までに必ず復学の手続きを行ってください。

復学申請締切期日

	こくない 国内	こくさい 国際
はる 春セメスター（9月20日）まで休学	がつ にち 8月5日	がつまつじつ 6月末日
あき 秋セメスター（3月31日）まで休学	がつ にち 2月15日	がつまつじつ 12月末日

【注意】 期日がオフィス閉室日の場合、翌開室日

※期日までに“復学”もしくは“休学（継続）”の手続きがない場合は休学期間満了日で「退学」となります。

〈退学〉

●病気などのやむをえない事由により、申請することができます。申請の際にはスチューデント・オフィスに事前に相談して書類を受け取ってください。

●既に納入済の学費等については返金されません。

<次の場合は強制的に退学となります>

- ・定められた期日までに学費を納入しない者
- ・復学・転籍など学籍異動の際に定められた期日までに必要な手続を行わなかった者
- ・退学の処分を受けた者

〈再入学〉

●退学になった場合でも、願い出により再入学が許可されることがあります。

●再入学した場合、退学前の在学期間に修得した単位は継承されます。

●出願できる期間は、退学したセメスターの最終日から3年以内です。

ただし、各セメスターの申請期日までに必要な書類を提出する必要があります。

再入学申請締切期日

	こくない 国内	こくさい 国際
はる 春セメスターから再入学	がつ にち 2月15日	がつまつじつ 12月末日
あき 秋セメスターから再入学	がつ にち 8月5日	がつまつじつ 6月末日

【注意】 期日がオフィス閉室日の場合、翌開室日

第1章 覚えておきたい大学の制度

〈転籍〉

- 転籍とは立命館アジア太平洋大学において、2回生および3回生に進級する時点で、現在の所属学部から他の学部へ転ずる制度です。
- 募集は原則として各学部の定員に欠員がある場合に行います。転籍を希望する学生は、アカデミック・オフィスのホームページを参照してください。

〈留学〉

- 立命館アジア太平洋大学に在籍しながら留学を希望する場合は、アカデミック・オフィスに相談をしてください。また、詳しくは学部履修ハンドブックを参照してください。

〈除籍〉

次の場合は除籍となります。除籍となった者は再入学できません。

- 在学年限を超えた者（学部は8年、大学院の博士前期課程および修士課程は4年、博士後期課程は6年）。
- 二重学籍の者：同時に2つ以上の大学・学部・学科等に在籍している者
- 死亡した者
- 3ヶ月以上行方不明の者

【注意】

「3ヶ月以上行方不明の者」について

- 学生が履修科目登録を行っていない、定期試験を受験していない、登録している授業に出席していないなど、大学に通学していない可能性がある場合に、大学に登録されている現住所や帰省先住所に大学から連絡を行います。
- 連絡を行ったにもかかわらず、正当な理由がなく学生から連絡がない場合、行方不明とみなし3ヶ月経過後に除籍処分とします。
- 病気や事故など予測できない事態により、通学できなくなる可能性もあるため、必ずCampusmateシステムで最新のあなたの住所（現住所・帰省先・連絡先）に登録してください。また、通学できない事態が発生した場合は、速やかにスチューデント・オフィスに相談をし、休学や退学などの手続を行うようにしてください。
- 除籍となった場合は、再入学が申請できずAPUでの学修を再開することはできません。

奨学金について

〈はじめに〉

奨学金制度は、教育の機会均等を保障し、学生の多面的な能力の伸長を支援することを目的として設けられています。奨学金には、APU独自のものをはじめ、日本国や地方公共団体、民間奨学団体などによる奨学金制度があります。それぞれの奨学金は、趣旨、対象、定員、金額、返還、出願の有無などに相違があり、重複して受給できない場合もあります。奨学金受給者および受給希望者は各種奨学金の内容をよく理解し、自らの学生生活の設計をしっかりと立ててください。

奨学金募集の案内は随時、スチューデント・オフィスのホームページ（https://secure.apu.ac.jp/secure_students/studentsupport/）に掲示します。

すべての奨学金は、学生の学修や生活を支援する目的で、各出資者の善意により成り立っています。奨学金受給者は、その奨学金の趣旨を十分に理解し、その出資者への感謝の気持ち・心を忘れることなく、志を高く勉学に励み、大学入学の目的を達成し、社会に貢献できる人間となれるように努力をしてください。

奨学金の選考は大変厳しいものですが、奨学生に選ばれるということは学業や諸活動など大学生活の評価結果でもあり、大変名誉なことです。奨学金を目標として学業・諸活動に励み大学生活が充実したものになるよう期待しています。

〈奨学金に関するAPUの考え方について〉

奨学金に対するAPUの考え方

APUでは、多くの国・地域から多様な学生を集め、学生の学習や生活を支援する目的で、APU設立の趣旨に賛同していた企業・団体の方々や、個人の方々から多くの奨学金を集めています。また、日本国政府から多くの援助も得ております。毎年度、APUの国際学生に給付される奨学金の合計額は約22億円で、日本人学生に貸与されている日本学生支援機構の奨学金約8億円と合わせると、1年間で、約30億円の奨学金がみなさんの学生生活に役立てられています。奨学金の配分については、学生全体に公平に配分するよう努めています。様々な国から集まっているAPUの学生への配分の公平さを客観的に期するため、応募資格条件で指定されている場合を除き、国籍、性別、年齢、宗教による募集・選考は行いません。また、最短修業年限までの給付が約束されている奨学金については、毎セメスター終了時に、成績による継続審査で、規程に従い、警告・取消を厳正に行っています。

学生の皆さんには、これらのAPUの奨学金に取組む考え方や努力を正確に理解し、それぞれの奨学金の出資者への感謝の気持ち・心を忘れることなく、APUでの学習・学生生活に励まれることを要請します。

奨学金の受給および在学時選考について

大学を通じて推薦する奨学金の募集案内については、随時、スチューデント・オフィスのホームページに掲示します。みなさんが希望する奨学金にそれぞれ毎回応募してください。

受給者や選考により推薦者を決定するにあたって以下のような学内基準を設けています。

〈受給・応募資格について〉

- 以下の単位数を修得していること

第1セメスター終了者：14単位以上	第5セメスター終了者：76単位以上
第2セメスター終了者：28単位以上	第6セメスター終了者：92単位以上
第3セメスター終了者：44単位以上	第7セメスター終了者：108単位以上
第4セメスター終了者：60単位以上	第8セメスター終了者：応募資格なし

第1章 覚えておきたい大学の制度

- APU定期健康診断を受診していること
- *日程等はキャンパスターミナルおよびヘルスクリニックホームページ参照
- 応募する奨学金の奨学生義務を果たせること
- 奨学金募集時に示される「募集要項」を熟読すること。

<選考について>

成績および経済状況、奨学金申請書類の内容などから、総合的に判断します。

<備考>

- 奨学金受給の機会を多くの学生に与えるために、大学からの推薦数が決まっており、学内選考がある場合、1人の学生を複数の学外奨学金に同時に推薦することはありません。ただし、推薦者がすべて採用されるとは限らないため、不採用が決定した段階で他の奨学金への応募が可能な場合は、推薦することもあります。
- 一度に複数の奨学金の出願を受付ける場合は、推薦順位の上位者から、希望の奨学金へ順番に推薦していきます。
- 奨学金の受給については、併給制限など奨学金ごとに様々な条件があります。いったん推薦された者の推薦を取消すことは出来ませんので、応募する際に十分に考慮して、応募する奨学金を選択してください。
- できるだけ多くの学生へ奨学金を配分する観点から、授業料、生活費とも支援される奨学金（国費など）を受給している学生には、その他の奨学金へ推薦は行いません。

<立命館アジア太平洋大学国際学生授業料減免制度（国際学生対象）>

立命館アジア太平洋大学国際学生授業料減免制度（授業料減免）は、立命館アジア太平洋大学（APU）で学ぶ国際学生の経済的負担を軽減し、学業を継続させることを目的としています。

種類	減免100・80・65・50・30
対象	「留学」の在留資格を持ち、私費で留学している国際学生
適用期間	最短修業年限（最長第8セメスターまで） ※ただし、毎セメスター終了後、成績による継続審査を行います。 ※アクティブラーニング（国内・海外交換留学）で国内・海外の大学に派遣中も当該制度の適用を受けることができます。 ※休学者については、復学するセメスター期分から適用支給が再開されます。
選考方法	入学願書提出時に奨学金の出願を受け付け、国際学生の出身国および地域の経済事情、学生個人の学力、勉強意欲などを総合的に判断し、入学試験と同時に選考します。
採用人数	年度によって異なります。

減免額

	種類	減免額
①	減免100	授業料の100%相当額
②	減免 80	授業料の 80%相当額
③	減免 65	授業料の 65%相当額
④	減免 50	授業料の 50%相当額
⑤	減免 30	授業料の 30%相当額

けいさんしき
計算式

かく かいせい め げんめんがく えん
各セメスター回生（セメ目）の減免額（円）

= がいとう かいせい め じゅぎょうりょうがく ひょう げんめん
該当するセメスター回生（セメ目）の授業料額（表1）× 減免（%）× 0.01

じゅうよう
【重要】

りつめいかん たいへいようだいがくこくさいがくせい
立命館アジア太平洋大学国際学生

じゅぎょうりょうげんめんせいど しょうがくきん とりけし いちじていし
〈授業料減免制度・奨学金の取消と一時停止について〉

てきようしゃ つぎ じこう がいとう ばあい じゅぎょうりょうげんめん てきよう しょうがくきん しきゅう とりけ いちどとりけ じゅぎょうりょう
適用者が次の事項に該当する場合は、授業料減免の適用と奨学金の支給を取消します。また、一度取消された授業料
げんめん てきよう しょうがくきん ふっかつ
減免の適用と奨学金の復活はできません。

- ① たいがく じよせき そつぎょう
退学・除籍・卒業したとき
- ② けいぞくしんさ れんぞく かい けいこく う い か さんしょう
継続審査により、連続して2回「警告」を受けたとき（以下参照）
- ③ ちようかいしよぶん う
懲戒処分を受けたとき*
- ④ た てきようしゃ てきとう がくせいいいん かい はんだん
その他、適用者として適当でないと学生委員会が判断したとき*

*がくせいいいん かい はんだん いちじていし ばあい いちじていし じゅぎょうりょうげんめん てきよう さいかい がくせいいいん かい
*学生委員会の判断により一時停止になる場合があります。一時停止された授業料減免の適用の再開は、学生委員会
はんだん
判断します。

けいぞくしんさ
継続審査

ざいがくきかんちゅう まい き せいせき けいぞく けいこく とりけし けつてい しん さ おこな
在学期間中、毎セメスター期に成績による、「継続」、「警告」、「取消」を決定する審査を行います。

けいこく
(1) 警告

とうがい き せいせき りょうほう がいとう ばあい けいこく
当該セメスター期の成績が、①、②のいずれか、または両方に該当する場合、「警告」となります。

しゅうとくたんいすう か き ひょう さんしょう
① 修得単位数（下記表を参照）

	ねんどいこう にゅうがくしゃ 2011年度以降の入学者	ねんどいぜん にゅうがくしゃ 2010年度以前の入学者
だい だい 第1セメスター終了者	たんい い か 12単位以下*1	たんい い か 12単位以下*1
だい だい 第2セメスター終了者	たんい い か 26単位以下	たんい い か 26単位以下
だい だい 第3セメスター終了者	たんい い か 40単位以下	たんい い か 40単位以下
だい だい 第4セメスター終了者	たんい い か 54単位以下	たんい い か 54単位以下
だい だい 第5セメスター終了者	たんい い か 66単位以下	たんい い か 66単位以下
だい だい 第6セメスター終了者	たんい い か 80単位以下	たんい い か 80単位以下
だい だい 第7セメスター終了者	たんい い か 98単位以下*2	たんい い か 92単位以下*3

*1 だい だい だい
第1セメスター目の修得単位数について

だい だい だい とうろくじょうげんたんいすう たんい かいれんぞく けいこく う き
第2セメスター目の登録上限単位数が18単位のため、2回連続して「警告」を受けるのを避けるためには、第1セメスター終了時に、最少でも10
たんい しゅうとく ひつよう
単位は修得しておく必要があります。

*2 ねんどいこう にゅうがくしゃ だい だい とうろくじょうげんたんいすう たんい
2011年度以降の入学者は、第8セメスター目の登録上限単位数が24単位のため。

*3 ねんどいぜん にゅうがくしゃ だい だい とうろくじょうげんたんいすう たんい
2010年度以前の入学者は、第8セメスター目の登録上限単位数が30単位のため。

とうがい き い か
② 当該セメスター期のGrade Point Average(GPA)が1.50 以下

とうがい さんしゅつほう さんしょう
当該セメスターGPAの算出方法は、アカデミック・オフィスのホームページを参照してください。

第1章 覚えておきたい大学の制度

(2) 取消

2回連続して「警告」を受けた場合、授業料減免の適用や奨学金は通知を受けたセメスターより取消されます。一旦取消された授業料減免の適用や奨学金については復活はできません。

また、第7セメスター終了時の継続審査において、修得単位数が92または98単位以下（上表参照）のため、「警告」を受けた場合は、1回目の警告であってもその時点で取消となります。

休学する直前のセメスター期の成績に基づく継続審査による取消または警告は復学後に引き継がれます。

(3) 警告・取消の通知

警告・取消の通知はセメスターのはじめにキャンパスターミナルを通じて行います。

〈在学中に募集・選考する奨学金〉

在学中に募集・選考する奨学金の募集情報は、スチューデント・オフィスのホームページ（https://secure.apu.ac.jp/secure_students/studentsupport/）で、随時掲載・更新します。募集要項をよく読んで、応募条件を満たしている学生は、期限内に必要な書類を不備のないようスチューデント・オフィスに提出してください。

選考結果については、キャンパスターミナルを通じて行います。

また、「直接応募」の奨学金は、大学を通して応募する必要はありません。自ら積極的に応募してください。

〈主な奨学金の紹介〉

あんどうももふくめいよはかせせいよししょう 安藤百福名誉博士栄誉賞

日清食品ホールディングス株式会社の創業者である故・安藤百福名誉博士からのご厚意により設置された奨学金であり、学部卒業予定者で、意欲的な進路の目的を掲げ、将来、アジア太平洋地域で大きな貢献を果たそうとしている者を励ますことを目的としています。

対象	本学の学部卒業予定者で、次のいずれかを満たす者 ① 安藤百福名誉博士奨学金制度の趣旨と目的を理解し、将来の目標を明確に持ち、その実現のため、正課・正課外を問わず、APUにおいて積極的に学生生活を送っている者 ② 在学中（3回生卒業の場合は第1～5セメスター、4回生卒業の場合は第1～7セメスターを対象）を通じての学業成績が優秀な者 ③ 自主的諸活動で顕著な成績を修めた者
給付内容	上限100万円 * 冬頃の日清食品ホールディングス株式会社訪問後に給付 * 卒業が延期になった場合は奨学金の支給を取消す
募集時期	春セメスター（秋季卒業予定者）および秋セメスター（春季卒業予定者）
採用人数	各セメスター1名以内

あんどうももふくめいよはかせしょうれいしょう 安藤百福名誉博士奨励賞

日清食品ホールディングス株式会社の創業者である故・安藤百福名誉博士からのご厚意により設置された奨学金であり、在学中に学業成績が優秀で人格識見にすぐれ、諸活動においてもリーダーとして顕著な成果を修めた者に対し、支援と奨励を行うことを目的としています。

たいしょう 対象	ほんがく がくぶ かいせい だい 本学の学部2回生（第3セメスター在籍者） および3回生（第5セメスター在籍者）で、次のいずれかを満たす者 ① 学業成績優秀者 ② 自主活動で顕著な成績を修めた者
きゅうふないよう 給付内容	じょうげん まんえん 上限50万円 * 冬頃の日清食品ホールディングス株式会社訪問後に給付
ぼしゅうじ き 募集時期	はる あき 春セメスターおよび秋セメスター
さいようになんずう 採用人数	かく かくかいせい 各セメスター各回生につき2名以内

よこやま えいご しょうれいきん 横山英語奨励金

ほんがく よこやまけん じ きょうじゅ こうい
本学の横山研治教授のご厚意により設立された奨学金であり、入学後の1年間に英語能力の向上に努力した日本語基準
がくせい しょうれい ほんだいがく たよう まな かのう
学生を奨励し、本大学での多様な学びが可能となるよう、また将来、国際的に活躍できる人材を育成することを目的として
います。

おうぼし かく 応募資格	い か 以下のすべてを満たす者 ① 本学の日本語基準の学部学生であり、1回生終了後（第2セメスター終了後）、続けて第3セメスターに在学する者 ② 1回生次に春セメスター実施の第1回とその後1年以内に実施されたTOEFL®/ITP試験の両方を受験しており、かつ1年間でTOEFL®/ITP試験のスコアが大きく向上した者 ③ 指定された奨学金交付式に参加できる者 ④ 奨学金支給後、定められた期日までに、寄付者に対して学習報告書を提出し、次年度の奨学金交付式で、1年間の学習や体験を報告できる者
きゅうふないよう 給付内容	まんえん いっかつしきゅう 10万円（一括支給）
ぼしゅうじ き 募集時期	はる せんこうたいしょう がくせい 春セメスター（選考対象となる学生には、別途通知します。）
さいようになんずう 採用人数	めい 1名

りつめい かん たいへいよう だいがく ぐうしゅう がくせい しょうれいきん 立命館アジア太平洋大学優秀学生奨励金

かく がくぶ かく
各学部、各セメスター学年毎に、当該セメスター期の学業成績が特に優秀な者を対象とし、これを奨励することを目的として
います。

たいしょう 対象	か き じょうけん すべ み 下記にあげる条件を全て満たしている者 ① 各学部、各セメスター学年毎を対象者グループとし、選考対象となるセメスター期において、当該セメスターGPAが上位1位の者 ② 選考対象となるセメスター期において、18単位以上（T、R、E評価を除く）を登録している者 ③ 選考対象となるセメスター期において、通常の評価（A+, A, B, C, P）による修得単位数が登録単位数の4分の3以上である者
しょうれいきんがく 奨励金額	じょうい い もの じょうげん まんえん 上位1位の者に上限10万円
ぼしゅうじ き 募集時期	なし * 当該セメスター期の学業成績を持つ本学学生の中から選考します。

* 当該セメスターGPAの算出方法はアカデミック・オフィスのホームページ参照

第1章 覚えておきたい大学の制度

*あるグループでGPA同点者が出た場合

全員を採用し、10万円を人数で割って（1の位は切り捨て）支給します。

ただし、GPA4.0（満点）の同点の場合は、全員に5万円ずつ支給します。

<選考対象セメスター>

- 第2～第6セメスター終了時が選考対象です。

（第1セメスター終了時と第7、8セメスター終了時は、選考対象としません。）

<理由>

- 第1セメスター終了時は、第1セメスターが、APUでの学習の導入期であるため対象としません。
- 第7、8セメスター終了時は、第7、8セメスターでの標準修得単位数が各8単位と少ないため対象としません。

優秀学生表彰

各学部、各セメスター学年毎に、選考対象となるセメスター期の学業成績が2、3番目に優秀な者を対象とし、これを奨励することを目的としています。

立命館アジア太平洋大学自主活動奨励金

自主的諸活動において顕著な成果を修め、かつ今後さらに高い目標を掲げ、その達成が期待される個人または団体を励まし、援助することを目的としています。

給付内容	団体上限10万円、個人上限5万円
採用数	予算の範囲内で定める
募集時期	12月～1月

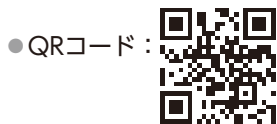
正課外活動の支援について

正課外活動は、自主的創造的活動を通じて、組織性・社会性、また豊かな表現力や鋭敏な感性を養う、人間形成において計り知れない意義をもった取り組みです。

世界から集う様々な学生と、文化や価値観の違いを乗り越え活動することで、APUならではの楽しさとやりがいを見つけることができます。また、正課外活動を通してのみ皆さんの活躍の場は、地域にも、世界にも広がっていき、いっそう魅力的な活動を展開できるでしょう。

在学生向けWebサイト「FAFA (For APU Students, From APU Students)」では、様々な学生活動が紹介されています。登録された団体であれば、自身の活動記事を投稿することができます。

● URL : <https://www.apufafa-j.com/>



〈正課外活動登録団体での活動〉

団体登録の基本原則

学生団体を創設する際には次の3つの原則に留意しなければならない。

1. 国際相互理解の原則
APUの理念である国際相互理解を貫く観点から、複数の国・地域出身の学生によって構成される団体が望ましい。
2. 民主的な活動運営の原則
登録を行う学生団体は、民主的原則に基づきルールを定め、団体運営を行うことが求められる。
3. 大学の自治・学問・研究の自由を脅かす暴力行為禁止の原則
APUは学生一人ひとりの学問・研究の自由を尊重し、キャンパス内外で人間的な成長を達成できる環境を学生と共に創造する。したがって、大学の存立の基盤である学問・研究の自由を脅かす暴力行為は一切認められない。

団体登録の際の注意義務

学生が団体登録を行う際を守るべき最低限の注意義務は以下の通りとする。

1. 団体結成にあたっての上記原則を遵守すること
 2. 反社会的活動の禁止
 3. 営利を目的とした団体結成の禁止
 4. 学内外を問わず、一切の暴力行為の禁止
 5. 政治・宗教に名を借りた反社会的・洗脳活動の禁止
 6. 登録申請に際し、代表・副代表・会計責任者の各役員を1名ずつAPU学生から選出すること
 7. 必要な団体規約を整備し、活動の内容・目的が第三者に対して明確であり、活動も民主的に行われること
 8. 適切な会計活動（年間予・決算の報告）を行うこと
 9. 学内外の施設利用に際して、その利用規定を守ること
 10. 活動について、虚偽の報告があった場合、スチューデント・オフィスの呼び出しに応じ、その指導に従うこと
 11. 上記の場合以外でも、活動内容や会計内容等に関するスチューデント・オフィスの呼び出しに応じること
 12. 役員交代等で書類内容の変更がある場合には、速やかに報告すること
- 以上の諸点を遵守できない場合には、大学は当該団体の活動の停止や禁止もしくは団体の解散を命じることがある。

第1章 覚えておきたい大学の制度

※学外の団体の下部組織もしくは支部等の団体を結成し、活動することは原則として認めない。但し、APUの理念に鑑み活動内容に応じて認める場合がある。

※他大学の学生を含めた団体による活動（インターカレッジ）については、APU学生が半数以上を占める場合等には、団体登録を認める場合がある。

※尚、APU学生団体が上記の学外団体もしくはインターカレッジサークル等との交流予定のある場合は、スチューデント・オフィスに事前報告を行わなければならない。

※サークルを結成するには最低でも5名メンバーが必要となります。

登録することによる大学からの支援

登録された団体に対して、以下の活動の許可および支援をおこなっています。

- 大学の施設・備品の利用
- 学内での広報活動（ビラ・ポスター、看板、ブースなど）
- 活動補助金の支給：一定の活動レベルを満たした団体が対象

クラブ・サークル制度

継続的に正課外活動に取り組みたい学生を支援する制度で、学内での広報活動や学生備品・施設の利用ができ、より良い活動を行うことができます。APUでは、約100のクラブ・サークルが活動しており、誰でも自由に入ることができ、また自分たちで新たに団体を立ち上げることもできます。

1. 既存団体に入部希望の場合

- スチューデント・アクティビティガイド（SAG）で各団体の活動時間・活動場所を調べることができます。直接その場所へ行ってください。また、団体のホームページやフェイスブックの情報をSAGに記載している団体もあります。SAGはスチューデント・オフィスの窓口前に置いてあります。
- スチューデント・オフィスの窓口で団体の代表者の連絡先を聞くこともできます。

2. 新たに団体を立ち上げたい場合

年2回（春・秋）の募集時期に申請書を提出する必要があります。審査の上、登録が承認されます。具体的な申請時期・申請方法については、スチューデント・オフィスのホームページもしくはキャンパスターミナルを参照してください。

イベント・プロジェクト支援制度

学生グループが発案したイベントや、期間限定のプロジェクトを大学が支援する制度です。学生の皆さんの「やりたい」という自主的な気持ちを尊重し、ひとつの取り組みについて深く考え、やり遂げることを大学が支援します。活動を通じて、社会人として必要な「企画運営スキル」の習得や、個人の成長を促すことも目的としています。

企画の活動形態により、「自立イベント型」「選抜プロジェクト型」「企業・団体共創型」の3つのタイプがあります。詳しくはスチューデント・オフィスのホームページを参照してください。

- URL : https://secure.apu.ac.jp/secure_students/studentsupport/page/content0312.html/

- QRコード :



- 「キャンパスターミナル」→「スチューデント・サービス」→「スチューデント・オフィスのページへ」

課外活動を行う際の注意

課外活動は自分で決めて、自分で参加する、「自主的な活動」です。つまり、何か事故にあったり、怪我をした時、ま

た、事故にあわせたり、怪我をさせてしまった場合も、基本的には、自分で責任を取り、対応をしていくことが求められます。大学や顧問も対応のサポートはしますが、高校までのように、学校や顧問がいつでも責任をとるのではなく、原則は自己責任となります。医療費は原則自己負担となりますので、任意保険に入る等して、リスクを減らすことが必要です（特にスポーツを行う活動）。

〈地域での活動〉

APUは大部分県ならびに別府市の多大なご協力の下で開学した大学です。開学以来、APU学生は地域の方々と交流の輪を広げてきました。学生と交流したいという地域の方からの依頼は例年100件を越え、学生の皆さんが充実した学生生活を送る上でも、大変貴重な機会となっています。地域交流行事やホームステイプログラムを活用して、APUから飛び出し、地域の方との交流にチャレンジしてみてください。

地域交流行事

地域交流行事に関する情報をスチューデント・オフィスホームページにて随時アップしています。エントリーはホームページで受け付けているので、定期的に確認の上、参加申し込みをしてください。交通費や食事の提供のある行事も多数あるので、気軽に参加することができます。

ホームステイプログラム

APUには約80組のホストファミリーが登録されており、日帰りまたは短期宿泊での交流ができます。日本の生活様式を実際に体験することで、日本文化の理解はもちろん、ホストファミリーと本物の家族のような信頼関係を築くことができます。

年に6回の受け入れの期間があるので、スチューデント・オフィスホームページを確認の上、所定の期間で参加申し込みをしてください。

地域交流行事・ホームステイプログラムに関する詳細はコチラ

- URL : https://secure.apu.ac.jp/secure_students/studentsupport/page/content0028.html/

- QRコード :



その他の課外活動

その他にも、マルチカルチュラル・ウィーク、マルチカルチュラル・キャンプ、カルチャーワゴンキャンプ、天空祭など、様々な活動・イベントがあります。詳しくはスチューデント・アクティビティガイドやスチューデント・オフィスのホームページをご覧ください。

〈キャンパス施設の利用〉

正課外活動を行っていく上で、学生のみなさんが自由に活用することができる施設があります。

施設名	時 期
フィットネスルーム	体育館内にあるフィットネスルームでは、ランニングマシンやフリーウェイトマシンなど、各種トレーニングを行うことができます。利用には、ガイダンスへの参加が必要となります。ガイダンスの日程はスチューデント・オフィスホームページで確認してください。 https://secure.apu.ac.jp/secure_students/studentsupport/page/content0233.html/ QRコード：
APU セミナーハウス	APUセミナーハウスは、キャンパスに隣接したAPハウスにあります。ミーティングルームや宿泊室があり、学習・交流の場として活用することができます。利用については、APUセミナーハウスのページで手続方法を確認してください。 https://secure.apu.ac.jp/secure_students/studentsupport/page/content0032.html/ QRコード：
スチューデントユニ オンⅠ・Ⅱ、 体育館・多目的グラ ウンドなど	多目的ホールや音楽練習室のあるスチューデントユニオン、体育館・グラウンドの利用は登録された団体のみの利用が原則です。 限られた時間ですが、個人開放の時間もあるのでスチューデント・オフィスホームページで確認してください。 https://secure.apu.ac.jp/secure_students/studentsupport/page/content0082.html/ QRコード：

APハウス規程

2015年3月18日
規程第1052号

(趣旨)

第1条 この規程は、立命館アジア太平洋大学学則第33条にもとづき、寄宿舎の利用について必要な事項を定める。

(設置)

第2条 本大学の寄宿舎として、APハウス1、APハウス2、APハウス3およびAPハウス4（以下総称する場合「APハウス」という。）を置く。

(管理)

第3条 APハウスの運営および管理の責任者は学生部長とし、日常管理および事務の責任者はスチューデント・オフィス課長とする。

2 APハウスの運営に関する事項は、学生委員会で審議し、学生部長が決定する。

(入寮者)

第4条 APハウスに入寮できる者は、次の各号の者とする。

- (1) 学部学生
- (2) 大学院生
- (3) 特別聴講学生
- (4) 科目等履修生
- (5) 客員研究員
- (6) その他本大学が実施する長期のプログラムに参加する者または協定にもとづき受け入れた者

2 前項にかかわらず、空き室がある場合には、次の者が31日以内の短期滞在する場合に限り、入寮を認める場合がある。

- (1) 本大学のプログラム等に参加する者
- (2) 学校法人立命館の教職員
- (3) その他学生部長が必要と認めた場合

(入寮の指定)

第4条の2 学部の国際学生は、入学より1年間、APハウスに入寮しなければならない。ただし、学生部長が、入寮を要しないと認める場合はこの限りでない。

(入寮許可)

第5条 APハウスの入寮を希望する学生は、所定の申請書を提出しなければならない。

2 APハウスの入寮者は、次の順で優先して選考を行い、学生部長がこれを許可する。

(1) APハウス1およびAPハウス2

イ 学部の国際学生

ロ レジデント・アシスタント

ハ 学生のうち身体的事情等特別な理由により入寮が適切だと学生部長が判断した者

ニ 学部の国内学生の入寮希望者のうち、入学試験で成績優秀な者

第1章 覚えておきたい大学の制度

ホ その他学生部長が認めた学生

(2) APハウス3

イ 学生のうち身体的事情等特別な理由により入寮が適切だと学生部長が判断した者

ロ 特別聴講学生または科目等履修生

ハ 学部1回生以外の学生のうち、他の希望者に先んじて申請書を提出した者

ニ その他学生部長が認めた学生

(3) APハウス4

イ 特別聴講学生

ロ 大学院生

ハ レジデント・アシスタント

ニ 学生のうち身体的事情等特別な理由により入寮が適切だと学生部長が判断した者

ホ 学部1回生以外の学生のうち、他の希望者に先んじて申請書を提出した者

ヘ その他学生部長が認めた学生

3 入寮を許可された者は、所定の期間内に、入寮誓約書を提出しなければならない。

4 入寮を許可された者は、入寮期間の開始日から14日以内に入寮しなければならない。ただし、やむをえない理由があると認められるときはこの限りではない。

（入寮期間）

第6条 入寮期間は、1年間とする。

（入寮の更新）

第6条の2 入寮期間満了後更に入寮を希望する者は、改めて所定の申請書を提出し、学生部長の許可を得なければならない。ただし、APハウス1およびAPハウス2については、更新できない。

2 前項にもとづき更新する場合の上限は、次の各号のとおりとする。

(1) 学部学生 在学期間

(2) 大学院生 在学期間

(3) 特別聴講学生、科目等履修生および客員研究員 その身分を有する期間

3 第4条第1項第6号の資格にもとづく入寮者が、第1項にもとづき更新する場合の上限は、在学期間またはその身分を有する期間とする。

4 第2項第1号にかかわらず、身体的事情等特別な理由で入居する学生の第1項にもとづき更新する場合の上限は、在学期間とする。

5 第2項にかかわらず、レジデント・アシスタントが第1項にもとづき更新する場合の上限は、当該レジデント・アシスタントの期間とする。

第7条 削除

（納付金）

第8条 APハウス1、APハウス2の入寮者は、別表1に定める住居費、共益費、水光熱費および寝具レンタル料を納入しなければならない。

2 APハウス3の入寮者は、別表2に定める住居費および共益費・上下水道費・備品レンタル料を納入しなければならない。

3 APハウス4の入寮者は、別表3に定める住居費、共益費、水光熱費および寝具レンタル料を納入しなければならない。

ない。

4 前3項にかかわらず、新たに入寮する者は、入寮費、敷金に加え、別表4に定める月数分の住居費、共益費、水光熱費および寝具レンタル料（ただし、APハウス3においては、住居費および共益費・上下水道費・備品レンタル料（注）を、入寮時に納入しなければならない。

5 第1項および前項にかかわらず、APハウス1、APハウス2のレジデント・アシスタントは、次の各号の場合に応じ当該各号に定める納付金を免除する。

- (1) 引続き入寮する者がレジデント・アシスタントになる場合 住居費、共益費、水光熱費および寝具レンタル料
- (2) レジデント・アシスタントとして新たに入寮する場合 敷金、住居費、共益費、水光熱費および寝具レンタル料

(改定)

第8条の2 物価等の騰貴、経費の増加、その他の事由により住居費、共益費、水光熱費および寝具レンタル料（ただし、APハウス3においては、住居費および共益費・上下水道費・備品レンタル料（注）が不相当となったときには、これらの納付金を改定することがある。この場合において、入寮者は、入寮許可期間内であっても新たに定められた金額を納めるものとする。

(短期滞在者の利用料)

第8条の3 前条にかかわらず、第4条第2項に定める短期滞在者の利用料は、次のとおりとする。

- (1) APハウス1、APハウス2およびAPハウス4

別表1または別表3の区分に応じて、1ヶ月分の住居費、共益費、水光熱費を滞在日数で除した額を100円単位で切り上げた金額に寝具レンタル料を加算した金額

- (2) APハウス3

別表2の区分に応じて、1ヶ月分の住居費、共益費・上下水道費・備品レンタル料を滞在日数で除した額を100円単位で切り上げた金額

- 2 前項にかかわらず、第4条第2項第2号の教職員の利用にかかる短期利用者の利用料は、これを徴収しない。

(納入期日)

第9条 入寮者は、別表1、別表2または別表3に定める当該月分の納付金を、当月の末日までに納入しなければならない。

- 2 前項にかかわらず、新たに入寮する者は、入寮の日までに、第8条第4項に定める納付金を納入しなければならない。

- 3 退去する者は、各月の15日以前に退去するときは、当該月分の納付金の2分の1を当月の末日までに、各月の16日以降に退去するときは当該月分の納付金の全額を、当月の末日までに納入しなければならない。

(納付金の返還)

第10条 既に納めた納付金は、第19条で定める場合を除き、返還しない。ただし、入学許可を得た者で、入寮前に入学手続の取消を願った場合、または在留資格認定証明書もしくは入国査証が不交付になった場合、返還に必要な実費を差し引いた額を返還することがある。

(施設保全の義務)

第11条 入寮者は、APハウスの施設、設備等の使用については、その保全に努めると共に、火災その他の災害の防止および保健衛生に留意し、快適な居住環境の確保に努めなければならない。

第1章 覚えておきたい大学の制度

(利用規則遵守の義務)

第12条 入寮者は、学生部長が定めるAPハウス利用規則を遵守しなければならない。

(賠償義務)

第13条 入寮者が故意または過失により建物または付属施設・備品等を破損または滅失したときは、学生部長は当該入寮者に対して弁償を求めることができる。

2 天災、地震、火災、盗難その他の大学の責に帰することができない事由によって生じた入寮者の損害については、大学は一切賠償の責を負わないものとする。

(立入点検)

第14条 大学は、管理運営上必要がある場合は事前に入寮者の承諾を得て、いつでも居室内に立入点検および修理その他適宜の措置を行うことができる。ただし、火災、盗難その他緊急の場合で入寮者の事前の承諾を得ることができない場合は、事後速やかに連絡することとする。

(入寮許可の取消)

第15条 学生部長は、入寮を許可された者が、第5条第3項から第6項までに定める入寮の手続きを所定の期日までに完了しないときは、入寮の許可を取消することができる。

2 前項にもとづき入寮の許可を取消されたことにより生じた損害については、大学はその責任を負わない。

(退去)

第16条 入寮者が次の各号の一に該当するときは、遅滞なくAPハウスから退去しなければならない。

- (1) 入寮期間が満了したとき
- (2) 留学、休学、除籍または退学に該当するとき
- (3) 第4条に定める入寮資格を失ったとき
- (4) 寮費2ヶ月分を滞納し、指導に従わなかったとき
- (5) 第13条第1項に定める求償に応じないとき
- (6) 第12条に定めるAPハウス利用規則の退去の基準に該当したとき

(退去手続)

第17条 入寮者が退去するときは、次の各号に定める手続によるものとする。

- (1) 入寮者が入寮期間満了となる日を含む月に退去するときは、学生部長に対して退去の1カ月前までに退去届を提出するものとする。
- (2) 入寮者が入寮期間満了となる日より前に退去しようとするときは、学生部長に対して退去の1カ月前までに退去願を提出し、その承認を得るものとする。

2 前条に該当し、且つ前項の退去届または退去願を提出しない場合は、学生部長は即時退去を命じることができ、命令を受けた者は即時退去しなければならない。

(退去時の点検)

第18条 入寮者が退去するときは、学生部長が指定する者の点検を受け、その結果修繕が必要な場合は修繕費を負担しなければならない。

たいきよじ のうふきん へんかん
(退去時の納付金の返還)

だい じょう しききん たいきよづき よくげつまつ へんかん じゅうきよひ きょうえきひ すいこうねつひ しんぐ りょう
第19条 敷金については、退去月の翌月末までに返還する。ただし、住居費、共益費、水光熱費、寝具レンタル料もし
くはきょうえきひ じょうげすいどうひ びひん ひ たいのう しゅうぜんけいひ ばあい せいざん ざんがく へんかん
くは共益費・上下水道費・備品レンタル費の滞納または修繕経費がある場合は、これを精算した残額を返還することと
する。

2 退去する日が属する月の月額納付金を納入している場合であって、退去する日が各月の15日以前の場合、その2
分の1を退去月の翌月末までに返還する。ただし、退去する日が各月の16日以降の場合は返還しない。

3 退去する日が属する月より後の月の月額納付金を前もって納入している場合、次の時期に返還する。

(1) 返還額が2ヶ月分以内の場合、退去月の翌月末までに一括して返還

(2) 返還額が2ヶ月分を超える場合、退去後の住居に充てる費用として、月額相当を毎月返還

4 前項第2号にかかわらず、学生部長がやむをえない事情があると認める場合は、一括して返還することがある。

5 前3項にかかわらず、第8条第5項第1号に定める者であって、立命館アジア太平洋大学学費等納付金規程第12
条 第4項に該当するものは、第8条第4項にもとづき納入した納付金のうち、レジデント・アシスタントとして入 寮
した6ヶ月分を退去月の翌月末までに返還する。

ざっそく
(雑則)

だい じょう きてい さだ ほか かん ひつよう じこう がくせいぶちよう りようきそく さだ
第20条 この規程に定めるものの他、APハウスに関して必要な事項は、学生部長がAPハウス利用規則に定める。

かいはい
(改廃)

だい じょう きてい かいはい だいがくひようぎかい ぎ へ じょうにんり じかい おこな
第21条 この規程の改廃は、大学評議会の議を経て、常任理事会が行う。

ふ そく
附 則

1 この規程は、2015年4月1日から施行する。

2 この規程の制定により、立命館アジア太平洋大学APハウス規程（1999年12月10日規程第413号）、立命館アジア
太平洋大学APハウス管理運営内規（1999年12月10日例規第108号）および立命館アジア太平洋大学APハウス運営
委員会規程（1999年12月10日規程第414号）を廃止する。

ふ そく ねん がつ にち せっち ともな いちぶかいせい
附 則（2016年3月2日 APハウス4の設置に伴う一部改正）

1 この規程は、2016年4月1日から施行する。

2 前項にかかわらず、2016年3月31日以前から引続き入寮する学生については、従前の例による。ただし、2016年
3月1日から2016年3月31日までの期間に新しく入寮する者は、除く。

3 第1項にかかわらず、2016年4月1日から2017年3月31日までの期間に交換留学により入寮する特別聴講学生
および科目等履修生については、改正後の第8条別表3にかかわらず、次のとおりとする。

にゅうりようひ にゅうりようし 入 寮 費（入 寮 時）	じゅうきよひ げつがく 住居費（月額）	すいこうねつひ げつがく 水光熱費（月額）
30,000 円	30,000 円	じっぴ 実費

ふ そく ねん がつ にち じゅうきよひ ひよう へんこうなど ともな
附 則（2018年2月14日 APハウス1およびAPハウス2の住居費、レジデント・アシスタントの費用の変更等に伴う
一部改正）

1 この規程は、2019年3月1日から施行する。

2 前項にかかわらず、2019年2月28日以前から引続き入寮する者については、なお従前の例による。

第1章 覚えておきたい大学の制度

別表1 APハウス1、2（入寮費、住居費、共益費、水光熱費、寝具レンタル料、敷金）

くぶん 区分	にゅうりよう ひ 入 寮 費 にゅうりよう じ (入 寮 時)	しききん 敷 金 にゅうりよう じ (入 寮 時)	じゅうきよひ 住 居 費 げつがく (月 額)	きょうえきひ 共 益 費 げつがく (月 額)	すいこうねつひ 水 光 熱 費 げつがく (月 額)	しんぐ 寝 具 レンタル料 にゅうりよう げつがく (月 額)
こくさいがくせい 国際学生および国内学生 かいがい 海外からの特別聴講学生（入 寮 きかん 期間が2ヶ月以上の場合） かいがい 海外からの科目等履修生（入 寮 きかん 期間が2ヶ月以上の場合） こくない 国内からの科目等履修生	32,000円 ^{えん}	98,000円 ^{えん}	39,000円 ^{えん}	3,000円 ^{えん}	5,000円 ^{えん}	2,000円 ^{えん}
かいがい 海外からの特別聴講学生（入 寮 きかん 期間が2ヶ月未満の場合） かいがい 海外からの科目等履修生（入 寮 きかん 期間が2ヶ月未満の場合） ほんだいがく 本大学と立命館大学との学生交換 きょうてい 協定または本大学と国際教養大学 との学生交換協定にもとづき受け 入れた特別聴講学生	16,000円 ^{えん}	徴 収 しない	39,000円 ^{えん}	3,000円 ^{えん}	5,000円 ^{えん}	2,000円 ^{えん}

別表2 APハウス3（住居費、共益費、上下水道費、備品レンタル料、敷金）

くぶん 区分	しききん 敷 金 にゅうりよう じ (入 寮 時)	じゅうきよひ 住 居 費 げつがく (月 額)	きょうえきひ 共 益 費 げつがく (月 額)	じょうげすいどうひ 上 下 水 道 費 びひん 備 品 レンタル料 ひ げつがく (月 額)
こしつ 個室タイプ	こくさいがくせい 国際学生	78,000円 ^{えん}	21,000円 ^{えん}	7,000円 ^{えん}
	こくないがくせい 国内学生	98,000円 ^{えん}	21,000円 ^{えん}	7,000円 ^{えん}
シェアタイプ	こくさいがくせい 国際学生	78,000円 ^{えん}	15,000円 ^{えん}	7,000円 ^{えん}
	こくないがくせい 国内学生	98,000円 ^{えん}	15,000円 ^{えん}	7,000円 ^{えん}

別表3 APハウス4（入寮費、住居費、共益費、水光熱費、寝具レンタル料、敷金）

くぶん 区分	にゅうりよう ひ 入 寮 費 にゅうりよう じ (入 寮 時)	しききん 敷 金 にゅうりよう じ (入 寮 時)	じゅうきよひ 住 居 費 げつがく (月 額)	きょうえきひ 共 益 費 げつがく (月 額)	すいこうねつひ 水 光 熱 費 げつがく (月 額)	しんぐ 寝 具 レンタル料 にゅうりよう げつがく (月 額)
せい きがくせい 正規学生	33,000円 ^{えん}	98,000円 ^{えん}	37,000円 ^{えん}	3,000円 ^{えん}	7,000円 ^{えん}	2,000円 ^{えん}
ひ せい きがくせい 非正規学生	33,000円 ^{えん}	徴 収 しない	47,000円 ^{えん}	3,000円 ^{えん}	7,000円 ^{えん}	2,000円 ^{えん}

別表4 入 寮 時初回納入分の住居費、共益費、水光熱費および寝具レンタル料の月数

入 寮 者	入 寮 開始	納入する寮費 (入 寮 費および敷金を除く)
(1) 立命館アジア太平洋大学学費等 納付金規程第12条第4項に該当す る者	3月16日～4月15日	11ヶ月分
	9月16日～9月30日	11.5ヶ月分
	10月1日～10月15日	11ヶ月分
(2) 新入生のうち立命館アジア 太平洋大学学費等納付金規程第12 条第4項に該当しない者	3月16日～4月15日	2ヵ月分(4、5月分)
	9月16日～9月30日	1.5ヵ月分(9月半月分、10月分)
	10月1日～10月15日	1ヵ月分(10月分)
(3) 特別聴講学生、科目等履修生	募集時の募集要項に記載	入 寮 予定の期間に相当する月数
(1) (2) (3) 以外の者	募集時の募集要項に記載	2ヵ月分。ただし、入 寮 日が16日から 月末までのときは、1.5ヵ月分。

がくせいせいかつ 学生生活におけるAPUのポリシー

しゅうきょう 〈宗教〉

APUには、世界の多くの国から様々な宗教や文化的価値観を持った学生が集まっています。宗教は、それを取巻く文化や信仰する個人の生活習慣、考え方、生き方、また人生観そのものまで左右するものもあります。信仰の度合いも人により様々です。

様々な宗教観をもつ学生が集まるAPUは、全学生に公平に対応するために、宗教に関して、下記の原則を立てています。

1. APUでは個人の「信教の自由」を保障します。
2. 宗教活動に対しては、大学は原則として援助を行いません。
3. APU内の公共の場所において、下記のような宗教活動は禁じます。
 - ある特定宗教の為の布教等、その他宗教への援助、促進等になり得る活動、および同宗教団体からの支援を受ける活動。
 - 他宗教への圧迫、干渉、侮辱等になり得る活動や反社会的活動、洗脳活動。

〈アルコール〉

1. 学生が日本の法律で飲酒を許可された年齢（20歳）に達するまでは、アルコール飲料（ビール、日本酒、ワイン、ウィスキー等）の消費及び所持は禁止します。
2. 学生主催の行事等におけるAPUでのアルコール飲料の販売および消費は場所を限定した許可制とします。
3. 飲酒する際の心得
 - 「一気飲み」は決してしない、させない（死に至ることもあり、大変危険です）
 - 飲めない人、飲みたくない人には無理やりすすめない
 - 体調が悪い日、風邪薬や痛み止め等の薬を飲んでいるときは飲まない
 - 食べながらゆっくり飲む
 - 飲める人でも「ほろ酔い」段階で切り上げる

〈ドラッグ〉

日本の法律に基づき、大麻、麻薬および覚醒剤等の所持、使用、売買、配布等の行為は犯罪として禁止されており、違反した場合は厳しい処罰が科せられます。また、これらの行為は、学問・研究の場である大学とは相容れない反社会的な行為であり、APUにおいても厳しい処分を伴うものとなります。

これらの行為は、学業の中断を余儀なくされる（国際学生においては入管法における退去強制の事由に該当するなど、在留資格に関わります）だけでなく、あなたの健康を損なったり、ひいては人生そのものを狂わせることになりかねません。したがって、麻薬等には一切関わらないようにしましょう。

〈タバコ〉

ゼンメンキャンペン キャンパス全面禁煙にむけた取組み

学校法人立命館は、「立命館学園 キャンパス全面禁煙にむけた指針」を策定し、2008年度より具体的な取組みを実施しています。APUでも、喫煙人口を減少させ、受動喫煙を防止するために、この指針に基づく取組みを順次行っています。

現在APUではキャンパス内に3箇所の「喫煙エリア」を設置し、これらの場所以外での喫煙を禁止しています。みなさ

んのご理解とご協力をお願いします。

なお、日本では20歳未満の者の喫煙は法律で禁止されています。

〈違法行為・迷惑行為について〉

APUは、2000年4月、大分県・別府市との公私協力により、キャンパス用地の無償提供と約200億円の建設補助金を得て設立されました。また、多くの企業・財団や個人、政府、大分県、別府市、立命館学園からの国際学生や国内学生への奨学金は、APUの発展および学生の成長への大きな期待と善意によるものです。

多くの学生は、このことを十分に理解し、学習・研究に励み、課外活動や地域交流活動にも積極的に参加し、充実した学生生活を送っています。しかしながら、一部の学生による地域社会での迷惑行為、犯罪行為があることも事実です。大学は、学問や研究を通じて真理を追求する場所であり、大学の構成員である学生の迷惑・犯罪行為は許されるものではありません。さらに、APU学生による迷惑行為や犯罪行為は、これを起こした学生や大学だけの問題にとどまらず、APU学生全体、大学全体の評判を貶め、これまでの社会からの信頼と善意を踏みにじることになります。大分県・別府市の地域住民からの信頼なくしては、みなさんの学生生活も存立できません。

〈APU Net IDの不正利用の禁止〉

他人のAPU Net IDおよびパスワードを使って、他人のキャンパスターミナルやmanaba、Campusmateなどにアクセスすることは違法で重大な犯罪行為です。このような行為は絶対にしないでください。また周りでこのような行為を見かけたり、被害に合った場合はすぐにスチューデント・オフィスに報告してください。

またこのような被害に合わないために、パスワードを他人に教えたり、安易に予想できるパスワード（誕生日や学籍番号など）を設定することはしないでください。加えて、パスワードは定期的に変更してください。

あなたの大事な個人情報を守るのは、あなた自身です。

〈学生処分について〉

学生部ではこれまで、迷惑行為や犯罪行為を起こした学生には、停学や退学などの処分に加え、奨学金受給者は、奨学金の停止や取消などの厳しい措置をとってきました。ここでは、これまでの処分事例も踏まえて、具体的に迷惑・犯罪行為に対する学生への処分基準についてお知らせしています。大学として、迷惑行為や犯罪行為を絶対に許さないという姿勢を理解してもらうとともに、本学学生の迷惑行為や犯罪行為を予防することが目的です。

学生諸君が愚かな行為により処分を受けたり、奨学金が停止されたりすることなく、APUの理念に立脚しながら、勉学・研究や課外活動に打ち込み、地域社会との信頼を深め、豊かな学生生活を送られることを心より期待します。

処分の対象とする行為

行	為
社会的諸秩序に対する侵犯行為（犯罪行為）	重大な交通法規違反
ハラスメント行為	情報倫理に反する行為
学問的倫理に反する行為	その他学生の本分に反する行為
試験等における不正行為	
学生の学習、研究および教職員の教育研究活動等の正当な活動を妨害する行為	

第2章 安全で健康な学生生活を送るために

学生懲戒処分基準

複数の行為に及んだ場合など、行為の内容により処分の軽重が変わります。また、学生懲戒処分の事実に基づき、原則的には学費減免・奨学金の停止・取消を行います。

行 為	処 分
スーパーや商店における万引き * 1	停学1クォーター
窃盗	停学1クォーター
他人のID、パスワードの不正使用、履修登録の不正	停学1クォーター
大学周辺の迷惑駐車	停学1クォーター
無免許運転	停学1クォーター
飲酒運転	退学
バス定期券等の不正使用行為 * 2	停学1クォーター
大麻や麻薬などの薬物所持・使用行為	退学
試験の不正行為、論文・レポート等の剽窃 * 3	停学または退学
暴力行為	停学または退学
性暴力や明確な合意がない性交渉（一方が身体的・精神的に苦痛を負った場合）	停学または退学
ハラスメント行為	停学
未成年の喫煙・飲酒	戒告

※上記の「学生懲戒処分基準」に記載されていない行為であっても、学生の本分に反する行為、違法行為、迷惑行為などは全て懲戒処分の対象です。

- *1 商品の返却や買い取りをしたとしても、万引きをしたという事実が消える訳ではありませんので、同様の処分となります。
- *2 これらの行為はすべて不正使用行為です。
- ・利用区間外の乗車での定期券の利用
 - ・利用期限切れの定期券の利用
 - ・券面の記名人以外の人による定期券の利用（自分が有効な定期券を持っていたとしても、他人の定期券を使用することは不正使用行為です）
- *3 試験の不正行為、論文・レポート等の剽窃に関する処分については、学部履修ハンドブック・Graduate Academic Handbookを参照してください。

停学について

停学対象のクォーターやセメスターの履修科目が全て削除されます。従って、科目履修や単位習得ができなくなり、奨学金やビザ更新、資格外活動、卒業にも影響が及ぶことになります。

〈ハラスメントについて〉

ハラスメント防止のためのガイドライン

立命館アジア太平洋大学は、大学の基本理念として「自由・平和・ヒューマニズム」「国際相互理解」「アジア太平洋の未来創造」掲げています。また、2006年7月21日には立命館憲章を定め、国際相互理解を通じた多文化共生の学園を確立し、正義と倫理をもった地球市民として活躍できる人材の育成に努めるという指針を示しました。

人々が真に自由であるためには争いごとのない状態を必要とし、自由は人間の尊厳を求めるヒューマニズムの精神、

相互理解のもとではじめて開花します。

立命館アジア太平洋大学では、教職員や学生など立場の異なる人々が互に関わりながら、また、数多くの国や地域から国籍・民族・宗教・文化的背景などが異なる人々が集まって、教育・研究を始めとする諸活動が行われています。こうした環境のもとでは、個々人の意識や価値観の多様性を相互に理解しあうことがなおいっそう重要です。

立命館アジア太平洋大学は、大学の自治や学問の自由を守る視点から、性別、人種、言語、国籍、宗教などに関する差別、偏見、嫌がらせなどのいかなるハラスメントも容認しないことをここに宣言します。

立命館アジア太平洋大学は、次の点を重視してハラスメント防止に取り組みます。

- (1) 「自由・平和・ヒューマニズム」の基本理念に立脚した取り組みであること
- (2) 学生の学ぶ権利と学び成長する環境を保障する（学生は人間として対等平等であると同時に、成長過程である点にも留意しなければなりません。）ものであるとともに、ハラスメントを生み出さない労働環境を作り出すものであること
- (3) 「自由・平和・ヒューマニズム」を守り発展させる日常的活動の一環としてハラスメント防止を位置づけること
- (4) 中立性と公正性を備えて本学の全構成員の利益を擁護すると同時に、大学の自治の観点から責任ある問題の解決をはかるために実効性があること

本学の全構成員が、本学の理念と上記の視点に立ってハラスメントの防止に努めることを求めます。

ハラスメントを防止するために

立命館アジア太平洋大学は、先の理念と視点に立って、次の目的のために「ハラスメント防止のためのガイドライン」を制定します。

- (1) 性別、人種、言語、国籍などに関する差別、偏見、嫌がらせなどのいかなるハラスメントも容認せず、本学においてハラスメント行為が生じないように、教育と啓発活動を推進する。
- (2) 最も重要なことはハラスメント行為がおきないことであり、本学構成員がハラスメント行為者とならないことを目指す。
- (3) ハラスメント行為（ハラスメントと疑われる行為）が生じた場合には、当事者間の相互理解を深め、事態の改善を図られるように大学として援助を行う。
- (4) 当事者間で問題の解決が図れない場合には、前記理念と視点に立って、大学としての解決を図る。

上記の目的を達成するために必要なハラスメント防止委員会（以下「防止委員会」という。）等の組織を置きます。

ハラスメントとは

(1) ハラスメント

ハラスメントという言葉には、いまだ日本語としての適語がありません。日本の社会や各大学では、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、キャンパス・ハラスメント、パワー・ハラスメントなどの用語が用いられていますが、確立した定義はありません。

本学では、性別、人種、言語、国籍、出身、宗教、思想、信条、職種、障害の有無などに関する差別、偏見または嫌がらせをはじめ、教職員、学生または関係者が他の教職員、学生または関係者に不利益や精神的苦痛を与える言動と定義します。

(2) セクシュアル・ハラスメント

セクシュアル・ハラスメントとは、相手に不快にさせる人権侵害の性的言動です。

- ① 性的（広義で用います）な言葉や行為によって、相手に屈辱感や精神的苦痛を感じさせたり、不快な思いをさせたりすること。
- ② 性的な言葉や行為（性的なポスターの掲示等）によって、相手の教育、研究または職場関係を損なうこと（「環境型」セクシュアル・ハラスメントと呼ばれています）。
- ③ 性的な言葉や行為によって、相手の望まない行為を要求し、これを拒否した者に対して、職場・教育などの場において、人事、成績その他において不利益を与えるなどの嫌がらせを行ったり、これらの不利益をほめめかしたりすること（「地位利用型」または「対価型」セクシュアル・ハラスメントと呼ばれています）。

セクシュアル・ハラスメントは、一般マスコミでは、わいせつな行為や男女関係のもつれ、さらには刑事犯罪までも直接的に含むような文脈でのみ紹介されることも多く、その定義が誤解され、きわめて狭く理解されている場合も少なくありません。実際には、こうした悪質なケースのみならず、従来は、さして問題がないと考えられてきた言動が、セクシュアル・ハラスメントとなることもあります。以下の点を保持して自分が行動できているか、という観点から、セクシュアル・ハラスメントについて、正しく認識することが大切です。

- ① 相手の人格を尊重する
- ② 相手が大切なパートナーであるという自覚をもつこと
- ③ 相手を性的な関心の対象としてのみ見る考え方をなくすこと
- ④ 異性を劣った性と思わないこと

なお、このような立場から、同性間のセクシュアル・ハラスメントや性に関する固定観念にもとづく差別的言動も対象となります。

(3) アカデミック・ハラスメント

アカデミック・ハラスメントとは、性的な言動を含まないとしても、教育研究上の力関係、上下関係または優越的な地位を利用して行う言動により、相手に不快にし、また相手の研究上、教育上、就労上の利益や権利を侵害することです。アカデミック・ハラスメントを類型化すると以下のとおりとなります。

- ① 教育上のハラスメント
 - 必要な教育的指導を理由なく拒否または放置すること
 - 過度の課題を強要すること
 - 学位や単位取得にかかわって不当な評価を行うなど、不公正な取り扱いをすること
 - 進路・就職について自由な選択を侵害またはこれを脅かすこと

などがあげられます。

- ② 研究上のハラスメント
 - 研究テーマを与えない、機器・設備を使用させない、または研究発表を不当に制限すること（「研究疎外型」といいます。）
 - 研究成果や個人的アイデアを不当に流用すること（「研究搾取型」といいます。）

などがあげられます。

(4) パワー・ハラスメント

パワー・ハラスメントとは、教職員が職務上の地位または権限を不当に利用して他の教職員に対して行う就労上の

ふてきせつ げんどう
不適切な言動です。

- ①就労に専念することができなくなる程度に就労上の環境が、不快なものになること
②昇任、配置転換等の任用上の取扱いや昇格・昇給等の給与上の取扱い等に関する不利益を受けることなどがあげられます。※

※パワーハラスメントは教職員のみでなく、学生においても起こりうるものです。

本ガイドラインの適用範囲および対象

本ガイドラインは、本学のすべての構成員を対象とします。即ち、本学を構成する教員（常勤・非常勤を問いません。）、職員（専任職員、契約職員、アルバイト等）はもちろん、本学において就労する派遣労働者、委託業務従事者等を含みます。）（以下これらを総称して「教職員等」といいます。）、院生・学生（留学生、研究生、科目等履修生等、本学で教育を受けるすべての者を含みます。）（以下これらを総称して「学生等」といいます。）です。なお、TA・RA等、本学の教育・研究活動の補助的業務に従事する者も対象とします。

また、本学での修学、教育・研究または就労に重大な影響を及ぼす言動については、それが正課中か、勤務時間中か、キャンパス内か等、時間・場所を問わず、適用または準用されます。

さらには、教職員等については退職後も、学生等については卒業・退学後においても、在職中または在学中の被害または加害に対しては、本ガイドラインが適用されます。また、被害者または加害者の一方が本学構成員である場合にも、本ガイドラインが適用または準用されます。

ハラスメントを行わないための基本的な心構え

ハラスメントをしないようにするためには、まず何よりも、基本的な人権を尊重する立場に立つことが重要です。

ハラスメントは、個人や立場によって感じ方が異なるために、判断がつきにくいと思われがちです。判断がつかない場合は、例えば、セクシュアル・ハラスメントの場合、自分の言動が、自分の親族（やそれに準じた極めて親しい人々。配偶者・子供、恋人など。）に向けられた場合を想定してみましょう。もしそれが不快であれば、その言動はハラスメントに該当する可能性が高いと考えてください。

また、アカデミック・ハラスメントやパワー・ハラスメントの場合、自分と相手の立場を入れ替え、同様の扱いを受けたとき、どのように感じるかを考えてみてください。不公平と感じたり、やる気を減退したりするようであればその可能性は高いでしょう。

その上で、以下の点についても、十分に認識しておきましょう。

- とくに性に関する言動に対する受け止め方には、個人間や男女間、立場などにより差があり、セクシュアル・ハラスメントに該当するかどうかについては、相手の判断が重要であること。（親しさの表現のつもりの言動であったとしても、本人の意図とは関係なく、相手を不快にさせてしまう場合が存在すること／この程度は相手も許容するだろうという勝手な憶測はしないこと／相手との良好な人間関係が生じていると勝手に思い込まないこと、等々に留意する）
- 相手が拒否したり、嫌がったりしていることがわかった場合には、同じ言動を決して繰り返さないこと。
- ハラスメントかどうかについて、相手から常に意思表示があるとは限らないこと。（ハラスメントを受けたものが、指導教員・上司などといった人間関係を考慮し、拒否できない場合も多いこと／拒否の意思表示がないことを同意・合意と勘違いしないこと、等々に留意する）
- 勤務時間内・職場内におけるハラスメントにのみ注意するのでは不十分であること。（例えば、職場・教育の場における人間関係がそのまま持続する各種イベント・コンパ・宴会などの場面においても、ハラスメントに十分に留意する）

ハラスメントの被害に遭った場合

ハラスメントとは、ハラスメントを受けた側の責任で生じることがありません。自分を責めたり、我慢したりせず、事態が悪化しないうちに、勇気をもって解決へ向けて行動してください。

(1) 自分で解決が可能な場合

ハラスメントは、相手が、自分の言動がハラスメントに該当していることに全く気づいていない場合もあります。相手と敵対的な関係にない場合などは、ハラスメントであり不快であることを、口頭または文書で相手に直接伝えましょう。

(2) 自分ひとりでは解決が難しい場合

立命館アジア太平洋大学では、ハラスメントの相談に対応するため、防止委員会のもとにハラスメント相談員（以下「相談員」という。）を各オフィスに配置していますので、すみやかに相談してください。相談員の電話番号は、別途お知らせしています。相談は、電話または電子メールでも受け付けますし、プライバシーを守る場を設定し、対面して相談することもできます。相談員、調査および問題の解決に関与する全ての者には守秘義務を課しています。相談した内容が、相談者の了承を得ずに上述した者以外に漏れることは一切ありませんので、安心していちばん相談しやすい相談員に相談してください。

ハラスメントは、当事者以外には実情がわかりにくい場合もあります。ハラスメントを受けた、または受けたと感じた際には、誰から如何なるハラスメントを受けたかといったことを、詳しく正確に記録しておくことを心掛けてください。客観的に事態を判断する一助になり、問題の解決に役立つことがあります。

ハラスメントに関する相談を受けた本学関係者は、直ちに相談員に相談するように勧めてください。

(3) 緊急の場合

緊急の場合とは、身体に危険が及ぶ可能性がある状況を意味します。こうした場合には、身近にいる人やオフィスなどに助けを求め、場合によってはただちに警察に連絡してください。

(4) 問題解決に向けて

ハラスメントが長期間に及び、個別の相談などでは解決が不可能な場合は、大学としての責任ある解決を求めることができます。その際には、相談員に申し立ての意思を表明してください。防止委員会は、必要があればすみやかに調査委員会に調査を要請します。

調査委員会は、直ちに関係各方面にヒアリングを行うなどの調査を行います。

防止委員会は、調査委員会の報告を受け、当該ハラスメント行為が意図的または悪質なケースであるとの判断に至った場合は、必要に応じて関係諸機関とも協議しつつ、問題解決に向けて対応します。

申し立ての手続きについて

相談者は、大学に対して問題解決のための申し立てをすることができます。これを申し立ての手続きといいます。

申し立ての手続きは、以下のような区分・段階がありますが、教育・研究活動を行う大学にふさわしい解決を目指します。

てつづ 手続き	てつづ 手続きの概要	てつづ 手続き主体	おも 主な救済措置活例
ちょうせい 「調整」	とうじしゃそうほう 当事者双方の主張を公平な立場で調整し、 もんだい 問題解決を図る手続き	ぼうしいんかい 防止委員会	りょうこう 良好な就学または就労環境の回復 もんだい 問題の解決
ちょうさ 「調査」	じじつかんけい 事実関係の公正な調査に基づき、厳正な措置を もと 求める手続き		ふりえき 不利益回復、被害者救済 ちようかいしよぶん 懲戒処分等の検討開始の勧告等々

申し立ては、その旨、相談員に申出ることで行うことができます。申し立ては、相談員がその内容を正確に把握するために防止委員会が作成した定型の書面の提出によるものとします。申し立てがあった場合にはただちに、事務局を通じて防止委員長に報告されます。防止委員長は防止委員会を開催し、申し立てに応じ、申立人の意向を尊重しつつ、調整に取り組み

ます。防止委員会が必要であると判断した場合には、すみやかに調査委員会が、関係各方面にわたるヒアリングなどを行ない、調査にあたります。必要に応じて弁護士などの学外の専門家を専門委員に委嘱することがあります。申立人が所属部門や所属長に報告を望まない場合や、氏名などの公表を望まない場合は、氏名などを伏せて関係部門の所属長に事実経過及び問題解決の結果のみを報告します。

防止委員会による措置

防止委員会が、緊急に対応が必要と判断した場合は、関係機関に「措置」を求めることがあります。例えば、教育的措置としてのゼミ・クラス変更や被申立人のメールアドレスの停止などが考えられます。なお、調査を実施した結果、調査委員会が、当該行為が意図的または悪質なケースであるとの判断に至った場合、その調査結果の報告を受けて防止委員会が解決の方向を提起し、必要に応じて関係諸機関とも協議しつつ、厳正な処分を求める等のことを行います。教職員が職場等において、セクシュアル・ハラスメントやその他のハラスメント行為を行った場合は、就業規則に基づく懲戒処分の対象となります。同様に、学生においても立命館アジア太平洋大学学生賞罰規程に基づく学生処分の対象となります。防止委員会は処分の「勧告」を行うこととなります。調整・調査過程で問題解決が図られた場合であっても、明らかにハラスメントがあったと認定されるケースにおいては同様に勧告を行います。「懲戒」についての最終的判断は、防止委員会が行うものではなく、別途定められた「懲戒手続（学生の場合は賞罰規程）」にもとづきます。なお、懲戒処分等の決定は、公正に行う必要があります。そのため、処分の決定に際しては、相手方に対して弁明の機会を与え、公平性を十分に担保することとします。

相談および申し立てと不利益扱いの禁止

ハラスメントに関して、相談しないしは申し立てを行った者に対して、相手方は嫌がらせや報復等不利益な扱いをしてはなりません。仮にそのようなことがなされた場合には本学として懲戒処分を含め厳正に対処します。

プライバシーの保護と懲戒処分の公表

相談員、防止委員会、調査委員会などハラスメントに関する相談または申し立ての各手続に関与した者には、相談者のプライバシーを保護するため厳格な守秘義務を課します。懲戒処分等については、被害者の意思を最大限尊重しつつ、処分内容を公表することを原則とします。

啓発活動について

立命館アジア太平洋大学は、防止委員会を中心に、各種ハラスメントの防止に関する情報の収集と提供、相談員の指導・援助力量のレベルアップ、本学の全構成員に向けた教育や啓発活動などに取り組めます。立命館アジア太平洋大学は、あらゆるハラスメントを生まない環境を作り上げる努力を今後とも続けていきます。

相談員について

スチューデント・オフィスのホームページにて、相談員一覧に連絡先が記載されています。

性の多様性について

APUは基本的人権の尊重という観点より、性の多様性を尊重しています。いかなる性指向や性自認の学生も人権侵害を受けず、また、性指向や性自認を理由に不利益な扱いをされることも不快な思いや苦痛を受けることなく、本学において学修し、学生生活を送ることのできる環境づくりを目指しています。詳細は大学のホームページをご覧ください。スチューデント・オフィスのLGBT相談員に相談することもできます（連絡先：apulgbt@apu.ac.jp）。

〈その他〉

大学敷地内でのキックボード、ローラースケートなどの使用

周囲の学生を巻き込む衝突事故の危険性があり、また路面へ損傷を与える為、大学敷地内でのキックボード、ローラースケート、スケートボードなどの使用は禁止します。

学内での販売活動

学生バンドのコンサートチケット等、学内での販売活動は原則として認めていません。ただし、営利目的ではなく、大学が認めるイベント等の経費の一部に充てられ、かつ収支が明らかな場合については、販売を認めることがあります。詳細については、スチューデント・オフィスに相談してください。

募金活動

募金活動は、募金された金銭の扱いについて、最終的に募金目的どおりに使用されるまでの過程で目的外使用が行われる危険性があり、原則として認めていません。

注意すべき学生生活上のトラブル

〈SNS利用について〉

FacebookやTwitter、LINE、mixiなどのSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）はスマートフォン、タブレット端末の普及などインターネット環境の拡がりにより、とても身近な存在となっています。

SNSは必要な時に多くの人から情報を収集でき、同時に多くの人に手早く情報を発信できるなどコミュニケーションツールとして、大変便利なものです。また、同じような趣味や共通項を持った人たちと交流の輪を広げることで、自らの興味、関心を更に広げ深めていくことができます。

近年では就職活動を進めるうえでも欠かせないツールとなっており、希望する企業や業界についての情報収集・交換だけでなく、採用説明会のエントリーや面接連絡に活用されるなど「学生」と「企業」の橋渡し役を担っているケースも増えています。このようにSNSは適切な利用を心掛ければ非常に有意義且つ楽しいツールとなります。

以上の背景から、本学で学ぶ学生のみならず向けてSNS利用に関わってのルールを作成しました。以下の「SNS利用にあたって知ってもらいたい5つのこと」に記載されている5つのことを守らないと、自分だけでなく他人にも被害がおよぶことになります。また、SNS上（特にTwitterなど）での発言は、ツールの設定次第では、仲間内だけでの会話と思っても、全世界の人に対して発信してしまうこともあります。また、きちんと閲覧の制限設定をしていても、閲覧制限に設定されている人が、多くの人が見られるSNS等に情報を掲載してしまうことも可能性としてはあります。

このようにSNSの利用にあたって、あらかじめ、その特性を理解しておく必要があります。このルールをよく読み、理解した上で、SNSを有効に利用しましょう。

※SNSとは---

インターネット上でのコミュニケーションツール。その多くは、友人同士や、その友人を介して新しい友人とコミュニケーションを作ることを目指すサービスである。文字での情報発信だけでなく、動画や音声なども利用可能。最近では、スマートフォンの普及により、いつでも手軽に情報を発信・受信できるツールとして、利用者が増えている。代表的なSNSとして、FacebookやTwitter、LINE、mixi、GREE、プロフなどが挙げられる。

SNS利用にあたって知ってもらいたい5つのこと

- (1) SNS上の情報は、必ずしも正しいものばかりではない。
- (2) SNS上においても、社会的ルールを守らなければならない。
- (3) SNS上の情報は、世界中に広まるものである。
- (4) SNS上では、匿名であったとしても、責任が伴う発言として取り扱われることがある。
- (5) SNSでの不用意な発言は、家族や友人にまで被害がおよぶことがある。

ケーススタディ（具体的な事例）

【SNSの情報を「見る・読む」時の注意事項】

- (1) SNS上の情報は、必ずしも正しいものばかりではない。

ケーススタディ 1

「友人のmixiに、『大きな手術をするのに費用が足りなくて困っている人がいるから、寄付をして助けてあげてほしい』という書き込みがありました。わたしも、助けてあげたいと思って、Facebookに掲載して、友人に呼びかけました。ところが、この情報はデマで、私の情報を信じて、寄付をしてしまった友人がいました。残念ながら、寄付したお金は戻ってこず、その友人との友情にひびが入る結果となりました…。」

第2章 安全で健康な学生生活を送るために

SNS上には、残念ながら、デマや不確かな情報が多く掲載されています。掲載されている内容がおかしいと思った場合は、その情報に関わる組織や機関に確認することが重要です。不確かな情報をあなた自身がまきちらすことがないように注意してください。友人からの情報といっても、その友人が確かな情報源から入手したとは限りません。ネット上で得た情報を鵜呑みにすることの無いように注意しましょう。

デマ情報の被害者であった自分が、加害者にならないようにしましょう。

【SNSの情報を「書き込む」時の注意事項】

(2) SNS上においても、社会的ルールを守らなければならない。

ケーススタディ 2

「アルバムを整理していたら、高校時代の友人との写真を見つけました。懐かしくなって、Facebookに掲載しました。友達の名前を掲載した訳ではないので、特に了解をもらうことはしませんでした。すると、その友達から、勝手に顔写真を掲載したと怒られました。名前を出していないからいいと思うんだけど…」。

- 他人の写真や情報を無断で掲載することで、トラブルになることがあります。

ネット上に写真を掲載する場合は、事前に友人の了解をもらうべきです。自分の顔をSNS上で公開したくない人も、たくさんいます。SNSでは前後の発言内容や、SNS上での友人のつながりから、写真の人物の名前を推定することは簡単にできてしまいます。このため、直接名前を掲載しなくても、友人の意図しないところで、顔と名前をインターネット上に掲載したことになってしまいます。法的にもこの行為は、友人のプライバシー権を侵害することにもなります。写真や名前だけでなく、その他の個人情報についても、不用意に掲載することは絶対にやめましょう。

- 写真を掲載する際の注意事項

スマートフォンで写真を撮った場合、写真に位置情報が記録されることがあります。その写真をSNSに掲載したために、自宅を特定され事件になるケースが報告されています。写真の掲載には十分注意しましょう。

(3) SNS上の情報は、世界中に広まるものである。

ケーススタディ 3

「最近、ニュースで話題になっている事件について、Facebookに意見を書き込みました。ちょっと過激な意見だったけど、後で消せばいいやと思い投稿しました。翌日、考え直して、その発言を削除しました。が、数日後、他のWebページの掲示板に、私が削除したはずの発言が掲載されていました…。しかも、他の掲示板では、私のFacebookの顔写真も一緒に掲載されていることがわかりました。今では、私の名前を検索すると、この発言のページが、検索サイトの一番上に表示されてしまいます…」。

- SNS上に一度、発信した内容は削除することができません。

後で削除できるし、気軽にSNSに投稿してもかまわないと思っていませんか。一度、インターネット上に掲載してしまった内容を、削除・修正することはほぼ不可能です。インターネットの世界では、大小様々なコンピュータが網の目のようにつながっています。あなたの発信した内容がその瞬間削除されたかのように見えているかもしれませんが、世界のどこかのコンピュータに記録されている可能性があります。その記録されているコンピュータを特定し、発信した内容を完全に削除することは不可能です。その掲載内容・発言は、一生残ってもいい内容ですか？十分に考えてから投稿しましょう。

※投稿の内容を訂正したい場合は、投稿先の掲示板等に誠実な気持ちで謝罪もしくは訂正の投稿をしましょう。この訂正についても不誠実な内容である場合は、さらに批判が殺到し、事態を悪化させる可能性があります。十分注意しましょう。

- (4) SNSでは、匿名であったとしても、責任が伴う発言として取り扱われる。

ケーススタディ 4

「今日、友達とケンカをしてしまいました。むしゃくしゃするし、その友達の悪口をTwitterに書き込みました。私の名前はもちろん、友達の名前もイニシャルにしたはずなのに、その友達から、学校のパソコンからTwitterに悪口を書き込んだと、ばれてしまいました…。」

- 誹謗中傷は人権侵害につながります。

SNS上で他人の人格・性格を否定したり、容姿に対する発言をするなど誹謗中傷することは人権侵害に発展する可能性があります。これは名誉毀損罪や侮辱罪など不法行為に該当しますので、一時の感情にまかせて、悪口などを書き込むことは絶対にしないでください。

- 匿名であっても、個人を特定されてしまいます。

SNSでの前後の発言内容や過去の投稿内容など、様々な投稿情報を組み合わせることで個人を特定することが可能です。また、発信先の情報については、コンピュータのIPアドレスという情報から、どこの組織（例えば、大学や会社など）のパソコン、プロバイダから発信されたかを特定することができます。ある程度インターネットに関する技術を持つ人は、このような複数の情報から個人を特定することが可能です。ましてや、犯罪に関わる内容であれば、警察の捜査で、個人を特定することができることは言うまでもありません。SNSの中では匿名であっても、現実社会とのつながりと何ら変わらず、その発言は常に不特定多数の人が見えています。したがって、犯罪に関わる内容や無責任な発言をすると、場合によってはその犯罪の被疑者として嫌疑をかけられ、逆にその犯罪に巻き込まれる可能性がありますので、不用意な発言や常識を逸した発言は絶対にやめましょう。

※IPアドレスとは---

ネットワークにつながっている通信機器にデータを送るため、個々の通信機器に割り振られた識別番号のこと。ネットワーク上に存在する住所のようなもの。この情報をたどる事で、個人や情報の発信場所を特定することができる。

- (5) SNSでの不用意な発言は、家族や友人にまで被害がおよぶことがある。

ケーススタディ 5

「反社会的な発言をTwitterで発言してしまいました。もちろん匿名での発言でしたが、なぜか私の本名がばれてしまいました。その情報が、他のSNSに掲載され、本名どころか住所や電話番号まで掲載されてしまいました。さらに、他の投稿者から、次々と家族の名前や会社・学校まで実名で掲載されはじめました…。家族にまで、被害がおよぶとは思いませんでした…。」

- ネットで個人情報が公開されてしまった場合、面白半分にあなた個人の情報だけでなく、家族や友人の情報まで、ネット上に公開されてしまう場合があります。

ケーススタディ 4にもあるとおり、SNS上での過去の投稿記録や、友人のつながりの情報から、あなたの情報を特定することが可能です。そして、あなたの情報だけでなく、家族や友人の情報までも、ネット上に公開されてしまうという事例が多く報告されています。

ネットを利用する人の中には、このような個人情報の特定を、面白半分に、悪意に情報を公開しようとする人たちも残念ながら存在します。個人情報をネット上に公開されてしまったがために、根拠のない噂をネットに掲載されるなど誹謗中傷の被害を受けるケースもあります。あなたの周りの人に悲しい思いをさせないためにも不用意な発言は絶対にやめましょう。

第2章 安全で健康な学生生活を送るために

ネット上での「実名」の登録・情報発信についてのリスク

SNSのサービスの中には、実名での登録を薦められているものがあります。しかし、ネット上で、実名で登録・情報発信することのリスクを知っていますか。

以下のリスクを十分に理解し、不必要に実名登録、実名での情報発信をしないでください。

どうしても実名登録が必要な場合は、公開範囲を適切に設定しましょう。

(1) 自分の個人情報の流出、個人情報を暴露されるリスク

→上記のケーススタディにあるとおり、匿名で発信した内容も、他の「実名登録のSNS」との関連性を見つけて、個人情報を特定され暴露されるケースがあります

(2) 誹謗中傷を受けるリスク

→不用意な発言をした場合、実名であれば、自身だけでなく家族まで特定され、誹謗中傷されるケースがあります。

(3) 自分になりすまして、悪事に巻き込まれるリスク

→自分になりすまして、悪意のある発言をしたり、犯罪予告などに悪用されたりするケースがあります。

トラブルに巻き込まれてしまった場合

ネット上でトラブルに巻き込まれてしまい自分で解決できないと感じた場合は、速やかに以下の窓口にご相談してください。最初の対応を間違ってしまった場合、被害を大きくしてしまうこともあります。

やみくもに対応してしまう前に、ぜひ相談窓口を利用してください。

本学の相談窓口

スチューデント・オフィス（A棟1階）

各機関の相談窓口（基本的にすべて日本語のみ対応）

消費行動（ネットショッピングなど）に関わるトラブル	
国民生活センター もしくは、最寄の自治体消費生活センター	消費者ホットライン（0570-064-370） ※最寄の相談窓口の紹介
犯罪などに関わるトラブル	
最寄の警察署 大分県警察本部サイバー犯罪対策室	TEL 097-536-2131
インターネット利用時に発生する、情報モラルや情報セキュリティに関する相談	
消費者ネットトラブル相談窓口 （財団法人ハイパーネットワーク社会研究所）	TEL 097-533-4155

〈その他の注意すべきトラブル〉

悪徳商法

学生を狙った悪質商法や訪問販売。甘い言葉や、楽しく儲かる話には裏があります。うっかり乗ってしまうと、あとで法外なお金を請求されてしまうことも多いのです。学生の本分は勉強です。はっきりと「いいえ」と断りましょう。

例としては、以下のようなものがあります。

(1) 高額セミナー：「あなたの隠れた能力を引き出してみませんか。」

(2) 訪問販売：「消防署から来ました。下宿には消火器の設置が義務づけられています。」

- (3) キャッチセールス：街頭で「すみません。キャンペーンのアンケートに教えてください。」
- (4) アポイント・セールス：「あなたは海外旅行のプレゼントに当選しました。すぐに〇〇まで来てください。」
- (5) ネガティブ・オプション：頼みもしない百科事典が送られてきた。
- (6) 資格取得商法：「今なら〇〇は国家試験なしで資格がとれます。就職にも有利ですよ。」
- (7) マルチ商法：「すぐ儲かる商売の話があるから、一緒に説明会に行かないか。」
- (8) 無限連鎖講（ネズミ講）：電子メールで「らくらく金儲け」「お金が儲かるのはこれしかない」といったメールが届く。

【悪徳商法にだまされないために以下の点に注意してください】

- 知らない人が親しげに声をかけてきた時は要注意。
- 「話だけでも聞いてみよう」などと曖昧な態度をとらずきっぱりと断る。
- 商品勧誘に限らず相手が不明な電話については十分注意し、話の内容が怪しい場合は取り合わない。
- 相手を玄関の中に入れない。
- 電話番号・住所や預貯金などプライバシーを明かさない。
- 事務所や会場に誘われても誘いに乗らず断る場合はその場ではっきりと断る。

もし、既に契約してしまった場合でも「クーリングオフ」という制度があります。契約してしまったからといってあきらめずに速やかに手続きを行ってください。

クーリングオフ制度とは
訪問販売の場合（電話勧誘販売を含む）、業者から適正な契約書面を渡された日から8日以内であれば、販売業者に書面での通知をすることによって、契約の解除を行うことができる制度です。解約のための書面は、できるだけ内容証明郵便を利用し、それができない場合は書面のコピーをとっておきましょう。

なお、以下の場合はクーリングオフの制度は適用されません。

- (1) 消耗品などで全部または一部を消費してしまった場合
- (2) 現金取引でその総額が3,000円未満の場合
- (3) 通信販売で購入した商品

公共の相談窓口（基本的にすべて日本語のみ対応）

大分県消費生活・男女共同参画プラザ
「アイネス」 TEL 097-534-0999

インターネットの被害

インターネットに掲載された「消費者金融で金を借りてくれれば謝礼を出す。返済はこちらがするから大丈夫。」などの誘いに乗り多額の借金を抱えさせられる事件が発生し、多くの若者が被害にあいました。他の悪質商法とは違い直接勧誘者の顔が見えないことから警戒心が薄れ、軽い気持ちで契約してしまうことが特徴的です。また勧誘した場合の紹介料を目当てにインターネットを利用したり、直接家族や友人を勧誘するケースも多く発生しています。借金が増えるばかりか、家族や友人からの信頼も失うことになります。

これは消費者金融に限らず化粧品や高額な貴金属類でも同様の被害が発生しています。今までは被害者であった者が他の者を勧誘することによりその時点で加害者となりうる大変危険なことです。

ワンクリック詐欺

申し込み画面も申し込み行為も無いまま「登録完了」と表示し、料金と称して金銭の要求画面を表示する「ワンクリック詐欺」の被害にあうケースが増えています。しかし、あなたのIPアドレスや契約しているプロバイダが表示されても、

第2章 安全で健康な学生生活を送るために

個人情報（あなたの氏名・電話番号・住所など）が特定されることはありません。対処法としては、相手の電話番号やメールアドレスなどの連絡先を着信拒否にするなどして、積極的な無視・放置が適切です。それでも不安な場合や、相手から何らかの電子的でない方法で連絡などがあった場合は消費生活センターに相談してください。

エセ（似非）宗教

若者を洗脳して献金・募金活動をさせたり、反社会的な活動を行っている、宗教団体とはいえない団体があります。学内・学外を問わず、おかしい勧誘やアンケートを受けたときはスチューデント・オフィスに連絡してください。

「摂理」の勧誘について

「摂理」については、数年前にマスコミでも大きく取り上げられ社会問題となりました。同集団は、関東、関西を中心に国・公・私立大で大学生への勧誘活動を活発に行っています。

APUにも、キャンパス内での同集団による勧誘活動の情報が何度も報告されています。この集団の手口として、初めは、英語学習、バレーやバスケット、ゴスペルやコーラス、演劇などのサークルやイベント、パーティーなどに勧誘し、その人の趣味や興味、関心に合った活動を共にし、仲良くなり友人関係が進むに連れ、聖書や神の話に進んでいきます。その時点まで宗教団体であるということは隠しています。亀川地区では共同生活も行われています。APUでは上記の通り、学内における布教や勧誘活動を固く禁じています。同集団の勧誘活動は、本学学生の学生生活の自由や学習権を侵害する恐れがある重大な問題です。みなさん、同集団の勧誘活動に十分注意を払い、誘いに乗らないようにしてください。

※「摂理」の勧誘活動の特徴は、

- (1) キャンパス内の図書館、噴水前、カフェなどで勧誘員2,3名が大学OB・OGや在学生と名乗り話しかけてきて携帯番号、メールアドレスを聞く。
- (2) 初めは食事や遊び、英語学習、パーティー、スポーツなどに誘い、学生のサークルやまじめな社会人を含めた楽しい会という装いを取っている。

既に、こうした勧誘活動を受けて、被害を受けている、あるいは、脱会しようとして拒まれたり、脅されたり、トラブルに巻き込まれている、といった学生のみなさんは、スチューデント・オフィスに相談してください。また、キャンパスでのこうした勧誘活動を見かけた、誘われたという場合も、情報を速やかにスチューデント・オフィスにお知らせください。

クレジット・消費者金融

クレジットカードは、支払いのことを考えて計画的に使いましょう。また、消費者金融・学生ローンでは絶対にお金を借りないようにしてください。

痴漢・いたずら電話等のいやがらせ

下宿先へのいたずら電話、痴漢行為や郵便物の抜き取りなど、いやがらせ行為が起ることがあります。「自分は大丈夫」と過信せず、防犯に努めてください。

また、いやがらせ行為があれば毅然と対応し、迷わずにスチューデント・オフィスへ相談してください。場合によっては警察へ届け出ることも必要です。

※上記のようなこと以外でも、トラブルに巻き込まれた場合や心配な点があれば相談してください。

〈交際〉

文化的背景や個人の考え方が異なれば、交際についての考え方も違ってきます。自分は「付き合っている」「性交渉をもって良い関係だ」と思っても、相手はそう思っているとは限りません。誤解のないように、相手が「はい」と言わな

い限り、相手は断っていると認識してください。性暴力だけでなく、相手が明確に同意をしていない状況下での性交渉も学生懲戒処分の対象となります。もちろんお互い自分の意志をはっきり伝えることが大切です。またトラブルを避けるためにも、付き合う意思がなければ、不用意に部屋等に2人だけになるようなことは避けてください。

過去にはこのようなケースがありました。学生Aは、学生Bを恋人ではなく友人と認識していました。ある日、学生Bの部屋で2人で映画を見ている際、学生Bは、学生Aが自分に好意を持っていると理解し、性交渉をしました。学生Aは恐怖で拒否できず、学生Bは拒否されなかったことで学生Aも同意したものと考えました。後日、学生Aの訴えにより、双方の明確な合意がないままの性交渉であり、学生Aの望まない性交渉であったことが確認され、学生Bは、懲戒処分（退学・無期停学など）となりました。特に、飲酒をした後にこのような性暴力・明確な同意のない性行為が起これば、問題となるケースが少なくありません。「お酒を飲んだため覚えていない」というのは理由にならず、警察からの取調べも含め、行為の問題性を問われることとなります。酔っている確かな意思表示が当然出来ない状態で、性行為をしない、密室に行くような状況をつくらない、ということを皆が実行することが大切です。自分の身を守るため、また他人を傷つけないためにも、上記のことを常に心がけて行動するようにしてください。

〈リベンジポルノについて〉

交際関係にある相手、交際関係にあった相手など他人の性的な画像を、インターネット上に公開するという行為は、たとえ実際に公開しないとしても、相手方にその意思を伝えた時点で「脅迫」という行為になります。他人の性的な画像を持ち出すことは、犯罪行為です。

〈デートDV〉

交際中であっても、暴力は許されるものではありません。以下の行為等はデートDVに該当します。

- 身体的暴力：殴る、蹴る、押す、叩く、物を投げつける、縛る、髪の毛を引っ張る、等
- 性的暴力：性行為の強制・強要、明確な同意のない性交渉、避妊をしない、等
- 精神的暴力：大声で怒鳴る、人前で馬鹿にする、所有物を壊す・捨てる、「殺す」「別れたら死ぬ」などの脅迫、等
- 社会的暴力：相手の家族・友人関係の監視・制限、メールや電話の監視や返信の強要、等
- 金銭的暴力：相手の金を勝手に使う、借りて金を返さない、等

このような行為を許容してはなりません。身近な人や相談機関に相談しましょう。

日本の社会・習慣など

〈地域の一員として暮らす〉

APUがある別府市は、九州地方の東部にある大分県に位置している人口約12万人の街です。

APUはこの街に2000年4月に設立され、それ以来別府市の一員として、地域の発展に貢献をすることを大学のひとつの目的としています。APUの学生は、どこの国・地域の出身であっても、別府市の一員です。別府市の歴史や社会を知り、それを尊重し、地域とともに暮らしていることを常に心に刻んでください。

〈自転車の利用〉

自転車を買ったら防犯登録、もらったら登録変更しましょう

自転車を買った時は、その自転車店で防犯登録をしてください。友人などから中古の自転車を譲り受ける時には、防犯登録がしてあるかどうかを確認する必要があります。登録済みなら、登録した人の住所・氏名・生年月日・登録番号を確認し、警察署で防犯登録の変更をしてください。

放置自転車を拾ってはいけません

ゴミ捨て場や道端に、まだ十分に使える自転車が捨てられているのを見ることがあると思います。これらの自転車は「放置自転車」と呼ばれ、誰も実際には使っていないことがあります。しかし、それらの自転車を拾って使ってはいけません。日本では、自転車は盗難防止のために登録制になっており、そのような自転車も誰かの所有物です。また、その自転車は盗難に合った結果、偶然そこに放置されている可能性があります。もし、そのような自転車に乗っていると、あなたが「自転車泥棒」になります。

けんこうかんり 健康管理

〈ヘルスクリニック〉

みなさんが、学生生活を有意義に過ごすためには心身ともに健康であることが大切です。

「体調がおかしいな」と思ったり、健康面で不安がある時は、気軽にヘルスクリニックまで相談に来てください。

開室時間：月～金曜日 10:00～17:00

※閉室時間中に気分が悪い、ケガをしたなどの場合はスチューデント・オフィスに相談してください。



ヘルスクリニックでできること

①～⑥は、すべて無料で提供します。

- ①学内でのケガや急病の場合、*応急処置ができます。
- ②身体相談を行ったり、健康状態に応じて適切な病院や診療所を紹介します。
- ③健康診断の案内、健康診断後の尿検査の実施及び精密検査の案内を行っています。
- ④身長・体重（体内脂肪）・血圧測定を受けることができます。
- ⑤禁煙相談を受けることができます（相談日：水曜日14:00～15:00）。
- ⑥海外渡航の予定のある方へ予防接種の相談や医療機関の紹介・予約を行います。

*応急処置とは、

- 傷口の消毒やガーゼ・包帯などで保護する
- 軽度の体調不良者（かぜ・頭痛・腹痛・胃痛・生理痛等）には1回分の常備薬を提供する
- 安静が必要な方にはベッドでの休養を提供する……ことです。

※ヘルスクリニックでは、医師は常駐していないので、病気の診断、投薬、注射などの医療行為はできません。

ヘルスクリニックの利用方法

受付カウンターの「利用受付票」に学籍番号・氏名・利用目的等を記入し、保健師に提出してください。ヘルスクリニックでは、保険証の提示は必要ありませんが、病院受診が必要な場合もありますので念のため持ってきてください。

〈別府の医療機関〉

直接、病院で診療を受ける場合は、かならず保険証を持っていってください。また、日本語のみの対応となる場合がありますので、日本語での会話が苦手な方は、友人や先輩など通訳のできる方に一緒に行き頂くことを薦めます。別府市内の病院情報は、下記のウェブサイトなどから確認できます。

別府市医師会ネットワーク（日本語）：<http://www.beppu-med.or.jp/>

おおい医療情報ネット（日・英・韓・中）：<http://iryo-joho.pref.oita.jp/>

メディカルアシスタント（国際学生のみ）

国際学生の皆さんは、日本の医療機関の受診や処方された薬の説明を受けるに際して、英語での通訳が必要と感じたことがあると思います。

症状に応じた適切な医療機関の紹介や受診の際に必要な医師や看護師、薬剤師とのやりとりにおいて必要となる通訳サポートを受けることができます。24時間365日、英語・中国語・日本語での通訳サポートを受けることができます。APU 国際学生専用の電話番号は、「03-3811-8124」となります。このサポートは、日本国内のみ利用可能で皆さんに一切の費用はかかりません。

第2章 安全で健康な学生生活を送るために

〈医療保険制度〉

どんなに健康に自信がある学生でも、ちょっとしたことがきっかけで病気やケガをし、医療機関で診療を受け、思いがけない高額な医療費を支払うことになる場合が本学の学生でもしばしばあります。このため、日本には、加入者が普段からお金を出し合って、医療費の自己負担を軽減し合う医療保険制度があります。

健康保険等の遠隔地被保険者証（国内学生対象）

- 国内学生は、すでに扶養者の健康保険等に参加している場合があります。この場合でも、診療時にはコピーされた保険証は使用できませんので、「遠隔地被保険者証」を発行してもらい携帯してください。
- 遠隔地被保険者証は、APUで「在学証明書」を取得し、これを父母等へ送付し、父母等の勤務先（保険者証交付機関先）へ申請すれば交付してくれます。
- 学生本人で、「国民健康保険」に参加する場合は、住民の届けをしている市区町村の役所／役場で加入手続きを行い、保険料（税）を納めてください。

国民健康保険（国際学生対象）

- 「国民健康保険」（略称：国保）は、病気やケガをした時に、国、居住している市区町村および個人が医療費を分担し、経済的な心配をすることなく治療が受けられることを目的とした医療保険制度の1つです。詳細は、国民健康保険中央会のホームページ（[http:// www.kokuho.or.jp/](http://www.kokuho.or.jp/)）の「国民健康保険のあらまし」という項目で確認できます。
- 国保への加入義務
留学の在留資格を持つ国際学生（交換留学生含む）は、法律により、必ず国保に加入しなければなりません。また、勝手に脱退することはできません。国保をやめるときは、日本から出国し在留カードを日本に返すときや就職して会社の健康保険に加入するときなどに限られます。
- 国保への加入手続きと届け出
国保への加入手続きは、（市）役所等の国民健康保険担当課で行います。
入学前に日本国外に居住していた国際学生の場合は、入学後に行われるオリエンテーションの際に「取得届」と「国民健康保険税申告書」を提出してもらいます。後日、別府市役所の方が来学されて、皆さんに「国民健康保険被保険者証」（以下、保険証）を交付します。保険証は毎年度交付され、翌年度からは毎年3月上旬に皆さんの住所に郵送されます。

もし、オリエンテーションに欠席をした場合は、居住している（市）役所に行き、自分で手続きをしなければなりません。かならずオリエンテーションに出席するようにしてください。

また、入学前に日本国内に居住していた国際学生の場合は、新しく居住する場所の（市）役所（例：別府市役所）で住所変更の手続きを行う時に、あわせて国保の加入手続きも行ってください。以前居住していた場所の（市）役所が交付した保険証は使えません。

● 保険料（税）の支払いについて①

保険料（税）は、市区町村ごと、年ごとに異なります。保険料（税）は、毎年1月に、前年の日本での収入を申告し（「所得申告」といいます）、その申告に基づき、（市）役所が6月に決定します。決定後、6月から次の年の3月までの10回にわけて納付します。これは、国際学生も同様です。

保険料（税）は、前年の収入によって異なりますが、多くの学生の場合、収入が少ないので、「所得申告」をすれば、保険料（税）は大幅に減額されます。

APUの場合、毎年1月ごろに「所得申告」の案内をしますので、対象者は、期間内（約2週間）に手続きを行ってください。期間を過ぎた場合、皆さん自身が（市）役所で行うことになります。

※別府市の2018年度実績：

所得申告をしなかった場合の年間保険料（税）61,800円 → 減額後18,400円

※金額は毎年変更されます。（市）役所からの連絡を必ず確認してください。

●保険料（税）の支払いについて②

保険料（税）は、銀行口座を開設した時に、口座振替の依頼手続きをすることにより、自動引き落としができます。自動引き落とし日は、月末ですので、次月に通帳記入をすることにより、保険料（税）が振替されたかどうか確認できます。通帳には、「税金」「コクミンケンコウホケン」という文字が記載されます。

振替依頼をしない場合またはできなかった場合は、（市）役所から小冊子「国民健康保険税納税通知書」が届きますので、それを持って（市）役所または金融機関へ行き、納期までに保険料（税）を納めます。

保険料（税）を滞納していると、督促状の葉書が届きます。至急、それを持って（市）役所または金融機関へ行き、保険料（税）と督促料を納めましょう。滞納を続けていると、保険証の有効期間が短くなったり、保険給付が差し止められて治療費を全額支払うようになります。さらに、財産が差し押さえられるなどの処分の対象となります。

●引越しの場合、卒業、休学などで日本を長期間離れる場合

次の場合は、（市）役所の国民健康保険担当課へ必ず各自で届け出なければなりません。

住所変更（A Pハウスの部屋が変わった場合も含む）、氏名変更の場合

→変更した日から14日以内に（市）役所に届出る。

卒業、交換留学、休学などで、長期間日本から出国する場合

→出国する前に（市）役所に行き、住所変更の届出とともに、国保の「資格喪失」の手続きをする。

もし、届出を怠った場合、新しい保険証の交付を受けられない、出国中の保険料を納めなければならない、場合があります。

●医療を受けるとき

病気やケガで医療保険を取り扱う医療機関に行った時、国保の保険証を提示すれば、健康保険法の適用を受ける医療費総額のうち30%の負担割合を支払うだけで医療を受けることができます。

国保で受けられる医療（例）	国保で受けられない医療（例）
診療	予防接種、健康診断
医療処置、手術や歯などの治療	歯列矯正、美容整形
処方箋	正常な妊娠・出産・中絶
入院（食事代除く）と看護	けんかや泥酔などによるケガや病気

保険証を持たずに医療を受けた場合は、いったん医療費を全額支払うようになります。しかし、後日、（市）役所等の国民健康保険担当課へ領収書・レセプト・あなたの印鑑・銀行預金通帳を持って行けば審査により払い戻しを受けられます。

他人名義の保険証を使用した場合は、法で罰せられます。

夜間などの時間外に医療を受けた場合は、医療費が高くなり、結果としてあなたの負担額も多くなります。

●高額療養費について

病気により病院に長期入院したり、高額な医療を受ける場合は、医療費の自己負担が高額になる場合があります。そのような場合に、負担を軽減させるための措置として、*自己負担限度額を超えた分の医療費が払い戻される制度があります。自己負担額は、それぞれ個人の年齢、世帯、所得状況に応じ、高額医療費の支給額は、1ヶ月の医療機関に支払った自己負担額から自己負担限度額を差し引いて決まります。

高額医療費制度を利用するための手続きには、病院・診療所などの領収書、保険証、印鑑などが必要になります。詳しくは、（市）役所の国民健康保険担当課へお問い合わせください。

*自己負担限度額：低所得者（市区町村民税の非課税者等）は35,400円（ただし、新入生は57,600円）

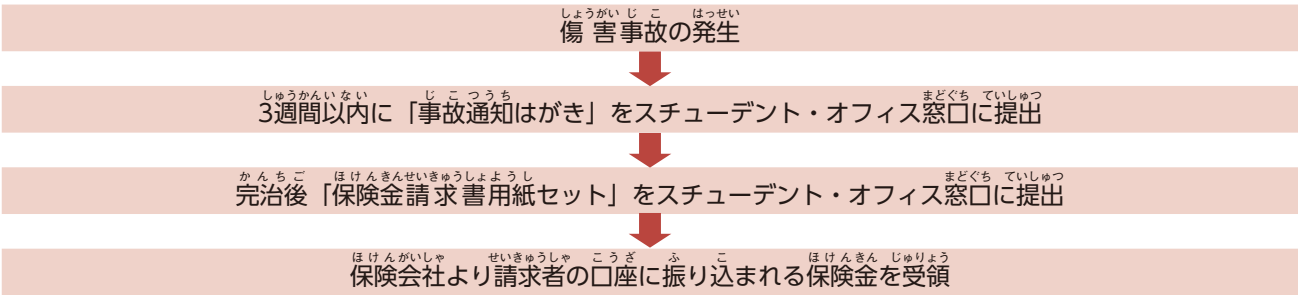
まとめ

- 入学後のオリエンテーションで国保の加入手続きをしよう
- 保険料の支払いは「自動振込み」にしよう
- 毎年1月に「所得申告」の手続きをしよう
- 引越しや出国のときは（市）役所で手続きをしよう
- 受診の際はかならず保険証を持っておこう
- 国保で受けられない医療もある

〈学生教育研究災害傷害保険など〉

学生生活を送るにあたって、事故やケガのないように注意することは当然であり、大切なことです。しかし、万一、教育研究活動中に事故やケガが発生した場合に備えて、APUでは、保険料（掛金）を大学が負担し、休学以外の在学する全ての正規学生を対象とした「学生教育研究災害傷害保険」（略称：学研災 <http://www.jees.or.jp/gakkensai/>）に加入しています。さらに特約として、大学の正課、学校行事または課外活動への参加の目的を持って、通学や学校施設等相互間の移動をしている間の傷害事故を補償する「通学中等傷害危険担保特約」（略称：通学特約）を付帯しています。

- 保険金請求に関する手続き
各種書類の交付や提出先は、スチューデント・オフィスの窓口です。



支払われる保険金（医師の治療を受けたとき）

担保範囲	治療日数	医療保険金	入院加算金
正課中 学校行事中	1日以上	3,000円～ 300,000円	入院1日につき 4,000円 (1日～180日)
通学中 学校施設等相互間の移動中	4日以上	6,000円～ 300,000円	
上記以外の学校施設内 大学に届け出た課外活動中	14日以上	30,000円～ 300,000円	

※上記以外に、後遺障害保険金などが支払われる場合があります。

「学校施設内」にいる間でも、APハウスにいる間、大学が禁じた時間もしくは場所にいる間または大学が禁じた行為を行っている間を除きます。ただし、どんな場合でも補償されるとは限りません。更に補償の厚い保険を希望する場合は、大学生協や各保険会社が行っている「学生総合保険」「スポーツ安全保険」、「ボランティア活動保険」などに各自で加入してください。

インターンシップに参加する場合は、キャリア・オフィスで「学研災付帯賠償責任保険Bコース」（略称：インターン賠償）の加入手続きが行えます。

健康診断

日本では、「学校保健安全法」という法律で、1年に1度健康診断を受けることが義務づけられています。そこで、APUでは、無料の「定期健康診断」を下記の要領で実施しています。

健康診断の目的

学生定期健康診断の目的は、以下の3つです。

- 健康上の問題を早期発見する。
- 自分の健康状態を把握し、健康の保持・増進に役立てると共に、自己管理を学ぶ。
- より良い健康状態で、心身ともに充実した大学生活を送れる。

健康診断で発見される健康問題の多くは、肥満などの生活習慣病です。メタボリックシンドロームなどの重大な健康問題は、学生の頃から悪い生活習慣の蓄積によってさらに深刻化していきます。ですから、この時期に、自分の健康状態を把握し、自己管理する習慣を身につけることは、より良い大学生活を送るために非常に重要な事であると共に、今後の健康を大きく左右すると言っても過言ではないでしょう。

また、重大な健康問題の一つに、結核などの感染症があります。

万が一、感染力の強い感染症が、キャンパス内で発生した場合、たちまち多くの学生や地域に広がり、集団感染へ発展する可能性もあります。結核等の感染症の発見には定期健康診断が有効です。自分自身と周りの人の健康を守るために、学生の皆さんは、毎年必ず健康診断を受診して頂くようお願いいたします。（感染症については、「健康的な学生生活を送るために」（52～53ページを読んでください。））

健康診断の内容

(1)身長・(2)体重・(3)尿検査（蛋白・潜血・糖）・(4)血圧検査・(5)胸部X線検査*の他に、入学時や卒業年度には追加検査を実施しています。

追加検査（入学時） 内科診察、血液検査、視力検査
（卒業年度） 視力検査

入学時には、今後の学生生活をより健康的なものにするために、詳しい検査を行ない、全体的な健康状態を把握できるようにしています。卒業年度には、就職や進学で利用する健康診断証明書の発行に必要な視力検査を追加検査として実施しています。

* 胸部X線検査の被爆量は、日常生活で受ける被爆量よりも少なく、健康を害する危険性はありません。

健康診断を受ける時期

奇数セメスターと復学・再入学時に必須となっています。（下記参照）

	時 期	内 容
1 回目	入学時	入学時の追加検査あり
2 回目	第3セメスター開始後1週間以内	大学院の学生が卒業年度の場合は追加検査あり
3 回目	第5セメスター開始後1週間以内	学部生早期卒業対象者、もしくは大学院の学生が卒業年度の場合は追加検査あり
4 回目	第7セメスター開始後1週間以内	卒業年度の追加検査あり
5 回目以降	奇数セメスター開始後1週間以内	卒業年度の追加検査あり
その他	復学・再入学したセメスター開始後1週間以内 交換留学より戻ってきたセメスター開始後1週間以内	卒業年度の場合は追加検査あり

第2章 安全で健康な学生生活を送るために

2019年度健康診断日程

2019年度の健康診断は以下の日程で行う予定です。ただし、実施日や実施時間等若干変更する可能性もあります。健康診断についての詳細は、実施予定の前の月にキャンパスターミナル、ならびにスチューデント・オフィスホームページにてお知らせしますので、各自で必ず確認してください。

また、2021年3月に卒業予定で、2020年春セメスターに奇数セメスターとなる学生は2020年2月と3月に行われる早期健康診断を受ける事ができます。詳細は、キャリアガイダンス時、または、2019年12月にキャンパスターミナルにてお知らせいたしますので、各自で必ず確認してください。

	2019年春セメスター	2019年秋セメスター
定期健康診断	新入生：4月3日（水）、4月5日（金） 在校生：4月2日（火）、4月4日（木） 4月9日（火）～4月12日（金）	新入生：9月27日（金） 在校生：9月30日（月）、 10月1日（火）～10月18日（金） ※平日のみ

健康診断の場所

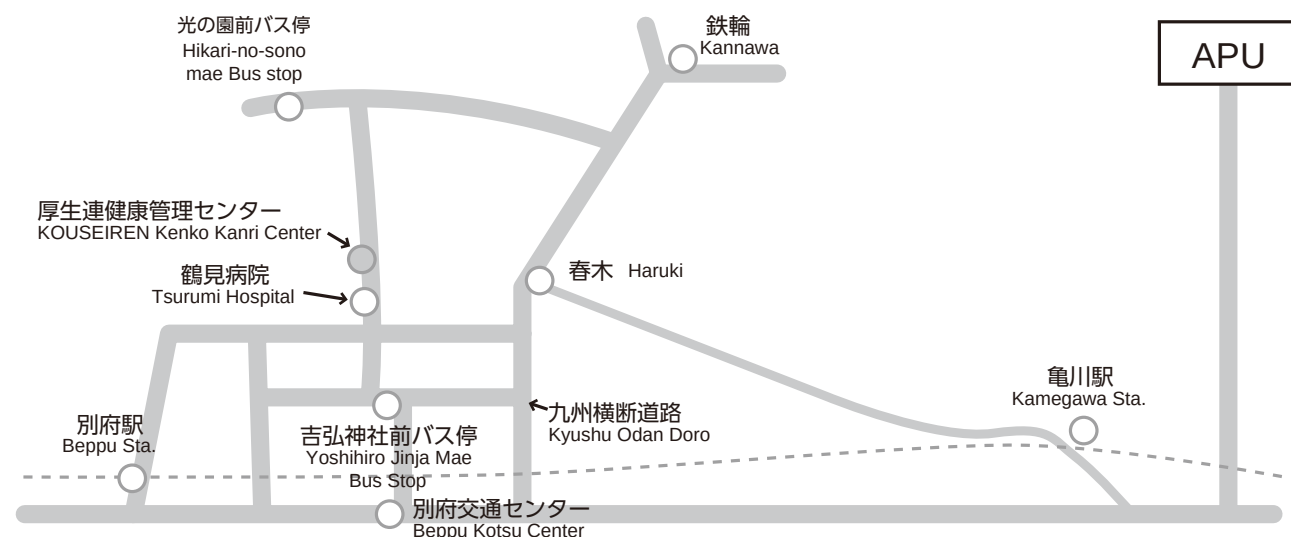
大分県厚生連健康管理センター（鶴見病院に隣接しています）

住所 別府市大字鶴見4333番地 電話 0977-23-7112

健康管理センターの場所は下記の地図を参照してください。

健康診断中は、健康管理センターとAPUを結ぶ無料シャトルバスを運行しています。

健康診断の際には、「学生証」と記入を済ませた「問診票」（スチューデント・オフィスホームページ（https://secure.apu.ac.jp/secure_students/studentsupport/page/content0035.html/）からダウンロード可能）を持参してください。



- APUから 大分交通バス51番に乗り、吉弘神社前バス停で下車
- JR亀川駅 亀の井バス6番（別府駅行き）に乗り、鶴見病院東口で下車
- JR別府駅 亀の井バス6番か大分交通バス61番／AS61番に乗り、鶴見病院東口で下車
- 鉄輪 亀の井バス25番に乗り、鶴見病院前で下車

（重要）定期健康診断を受けなかった場合

- 結核、腎臓病、高血圧、糖尿病などの自覚症状のない慢性疾患の発見が遅れ、学生生活に支障をきたし、就職/進学時に最良の健康状態で、活動できなくなることがあります。

- 大学の健康診断証明書の発行ができません。なお、指定された期間外に健康管理センターで健康診断を受診した場合や、他の医療機関で受診した場合も、大学からの健康診断証明書は発行できませんので、ご注意ください。
- 国際学生授業料減免奨学金（減免100・80・65・50・30）・国内学生優秀者育英奨学金・国内学生修学奨励奨学金を受給している学生については、次セメスターより奨学金の受給が停止されます。
- スチューデント・オフィスで行っている学生支援（例：奨学金の新規・継続申請）を受けられません。

健康診断証明書

本学の健康診断を受けていれば、証明書自動発行機で発行できます。進学先／就職先から健康診断証明書の形式が指定されている場合は、スチューデント・オフィス窓口で受付をします。ただし、本学の健康診断の結果に基づいて発行しますので、指定された健康診断証明書の内容が、本学の健康診断の内容で充足されない場合は発行できません。また即日発行はできませんので、日程の余裕をもって申請してください。

- 健康診断証明書の発行時期
定期健康診断を受診した翌週の火曜日から、証明書の発行が可能になります。ただし、健康診断の結果、異常がある場合は、再検査を受けないと証明書の発行が出来ませんのでご注意ください。
- 健康診断証明書の有効期間
大学が発行する健康診断証明書は定期健康診断のデータをもとにして、現回生時の偶数セメスター末（3月31日、もしくは9月20日）まで、在学期間中は、発行できます。ただし、それぞれの企業や大学が特別に証明書の有効期限を設定している場合もありますので、注意してください。

	対象学生	けんしんじき 健診時期	はっこうじき 発行時期	はっこうしゅうりょう 発行終了
はる 春 きすう 奇数	はる 春セメスターが1、3、5、7、9、11、13、 15セメスター目にあたる学生（復学・再入学者・ こうかんりゅうがく　もど　がくせい　ふく 交換留学より戻ってくる学生も含める）	りしゅうとうろくご 履修登録後、 はる 春セメスター はじめの しゅうかんいない 1週間以内	けんしん　じゆしん 健診を受診 よくしゅう した翌週の かようびいこう 火曜日以降	ねん 2019年 がつ　にち 3月31日
はる 春 ぐうすう 偶数	はる 春セメスターに2、4、6、8、10、12、14、 16セメスター目で復学・再入学する学生、または こうかんりゅうがく　もど　がくせい 交換留学より戻ってくる学生			ねん 2018年 がつ　にち 9月20日
あき 秋 きすう 奇数	あき 秋セメスターが1、3、5、7、9、11、13、 15セメスター目にあたる学生（復学・再入学者・ こうかんりゅうがく　もど　がくせい　ふく 交換留学より戻ってくる学生も含める）	りしゅうとうろくご 履修登録後、 あき 秋セメスター はじめの しゅうかんいない 1週間以内		ねん 2019年 がつ　にち 9月20日
あき 秋 ぐうすう 偶数	あき 秋セメスターに2、4、6、8、10、12、14、 16セメスター目で復学・再入学する、または こうかんりゅうがく　もど　がくせい 交換留学より戻ってくる学生			ねん 2019年 がつ　にち 3月31日

〈カウンセリングルーム〉

大学生活では、将来への希望をふくらませる一方で、様々な不安や悩み、思いがけない困難や問題を抱えることがあるかもしれません。今まで誰にも言えず1人で抱え込んでいたこと、そんな悩みがあるときに、カウンセラーがその思いを聞きながら、一緒に問題を解決したり、みなさんの自己成長のサポートをしていく場所が「カウンセリングルーム」です。相談をしたいときはどんな些細なことでもかまいませんから、気軽に来室してください。学生の希望や必要がある場合は学外の専門スタッフや専門機関を紹介します。相談料は無料で日英 両 言語で対応します。相談内容の秘密は固く守られますので安心してください。相談を希望する場合は、予約が必要ですが、当日相談も可能です。

第2章 安全で健康な学生生活を送るために

●場所：A棟1階のヘルスクリニック横にあります。

●受付時間 月曜日～金曜日 10:00～16:30

●カウンセリング時間 月曜日～金曜日 10:30～16:30

※カウンセラーのスケジュールは変更することがあります。カウンセリングルームホームページ (https://secure.apu.ac.jp/secure_students/studentsupport/page/content0034.html/) でスケジュールを確認してください。

●予約方法

①電話で予約…0977-78-1126 内線2444 (受付時間中)

②カウンセリングルームを直接訪ねる。(受付時間中)

③E-mailで予約 counseli@apu.ac.jp

※緊急の場合でカウンセリングルームが閉室している場合は、ヘルスクリニックまたはスチューデント・オフィスに相談してください。

〈健康的な学生生活を送るために〉

日常生活

1. バランスのよい食事（主食・主菜・副菜）を摂るよう心がけましょう。
1日3食、規則正しく食べるのが目標です。サプリメントに頼らず、普段の食事から栄養を補いましょう。また、無理なダイエットは禁物です。
2. 適度な運動は、体調を整える、体重増加の場合は減量の効果もあります。
無理せず、大学生活の中で運動不足を感じない程度に、規則正しく体を動かしましょう。
3. 適度な休養・睡眠をとりましょう。できるだけ規則正しく睡眠時間を確保するよう心がけましょう。人それぞれ違いますが、翌日に疲れが残らないことをひとつの目安にしてください。



感染症予防

感染症予防はあなたが自身が感染症にかかって苦しく辛い思いをするのを防ぐために必要なものではありません。あなたが感染源となり家族や友人、周囲の人々に感染症を広げ、感染症が蔓延した社会を作らないためにも、あなた自身の環境衛生を整え、予防を徹底するということはとても重要なことです。

日常生活での感染症予防

感染症予防の基本は「手洗い」と「うがい」です。外出から帰った後、料理をする前や食事前には石鹸を使ってしっかり手洗いをしましょう！うがいは、のどについた汚れや細菌を洗い流すとともに、のどの粘膜を保護し、免疫の力を高めますので、帰宅時、起床時、就寝前に励行することで感染症を予防しましょう。

※ スチューデント・オフィスのホームページには手洗い、うがいの方法なども掲載しています。

スチューデント・オフィスホームページ>学生生活支援>健康管理>感染症予防>「日常生活における感染症予防」

海外渡航時の感染症予防

WHO（世界保健機構）は世界の三大感染症として、エイズ・結核・マラリアをあげて注意を促していますが、近年、エボラ出血熱やMERSが大きなニュースとなったように、地球上には他にも注意を有する感染症が多々あります。特に旅行中の環境変化などのストレスは、感染症に罹りやすい健康状態を作り出します。以下、海外へ渡航する際に確認すべき感染症予防のチェック事項となっています。すべてのチェック項目を実施し、準備万端で渡航してください。

とこうまえ とこうちゅう
【渡航前・渡航中】

□ 危険な感染症から身を守る為に自分の渡航する地域に流行している感染症について知る。

- CDC (Centers for Disease Control and Prevention) Travelers' Health

<http://www.cdc.gov/travel/> (英語)

- FORTH (For Travelers' Health) 厚生労働省検疫所ホームページ

<http://www.forth.go.jp/> (日本語)

※ 感染症の最新情報、国別に検索出来る感染症情報、奨励される予防接種など、海外での病気予防について必要な情報が掲載されています。

□ ホームページに掲載している「渡航時感染症予防の10カ条」をしっかりと読む。

スチューデント・オフィスホームページ> 学生生活支援> 健康管理> 感染症予防> 「渡航時感染症予防の10カ条」

- 渡航先の国への入国に必要、また、交換留学先が要求している予防接種の有無を確認する。

- 渡航先で流行している感染症のリスクを把握し、予防接種の必要性を自分自身で検討する。

- 予防接種が必要な場合、その希望する予防接種にどれくらいの期間が必要かを確認する。

※ 交換留学時などに、必須、または奨励される予防接種もあります。自分にどのような予防接種が必要とされるのか確認しましょう。また、予防接種は感染症に100%感染しない為のものではないことを理解し、自分を守る為に自分でどのように感染症を予防するのかを知り、実践出来る様に準備をしてください。

□ 渡航中の保険への加入・受診できる病院の検索方法の確認をする。

- 外務省在外公館医務官情報<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/medi/>で自分の行く国を確認する。

- 加入した保険の内容に病院紹介や健康相談が入っているか確認し、そのサービスがある場合はどのように行なえばいいのを知っておく。

きこくご
【帰国後】

□ 2ヶ月間は、渡航中に感染症に感染している可能性があることを認識する。

- 下痢・嘔吐・腹痛・発熱・頭痛・のどの痛み・発疹などの症状があればヘルスクリニックに相談する。

※ 高熱、ひどい下痢や嘔吐がある場合などは、外出を控え、ヘルスクリニックへお電話またはメールでご連絡をください。

たびレジ登録について

渡航先で事件や感染症などが発生した場合に、登録したメールに在外公館等から最新情報が届く、日本の外務省が行っている登録制度です。邦人の場合は、この情報をもとに国が保護確認も行います。メールアドレスは3つまで登録できるので、日本人以外の場合は、一緒に渡航する日本人がたびレジに登録する際に、一緒にメールアドレスを登録してもらえば、緊急情報メールを受け取ることが出来ます。日本語のみの対応です。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

アルコール ～急性アルコール中毒は時に死をまねく！～

大量のお酒を短い時間で飲めば、肝臓での代謝が追いつかず、アルコールは血液のなかとどまることとなります。その結果、アルコールの血中濃度が急上昇して、一気に「昏睡期」に陥ります。

これが「急性アルコール中毒」です。こうなると、意識は混濁し、時には呼吸が麻痺したり、吐いたものをのどに詰まらせ死に至ることもあります。一時の盛り上がりで、友人・知人を死に至らしめるような権利は、誰にもありません。「イッキの飲みはしない、させない」絶対に守ってください！もし、イッキ飲みをして次のよ



第2章 安全で健康な学生生活を送るために

うな症状が出てしまったら、すぐに救急車を呼びましょう。

- ①意識がない。ゆずっても、つねっても起きない
- ②全身が冷えきっている
- ③呼吸がおかしい。ゆっくりで途切れたり、浅くて早い
- ④大量の血や、食物を吐いている
- ⑤失禁している

タバコ

タバコの煙には、約4,000種類の化学物質が含まれており、そのうち200種類には有害性があり、さらに60種類以上の発ガン物質を含んでいることがわかっています。これは、喫煙者のみならず、副流煙を吸う非喫煙者にも同様の有害物質を摂取する可能性があるということでもあります。

喫煙、受動喫煙によって、肺がんなどの疾病リスクが高まることは知られていますが、そのほかにも、喫煙者は非喫煙者より集中力が低下しやすいなどメンタルヘルス上も問題があります。また、近年では「喫煙者は採用しない」という方針をもつ日本企業もあります。

APUでは、建物内では全面禁煙です。キャンパス内でも一部の認められた場所のみで喫煙が認められていますが、喫煙者もタバコを控えるなど、自身の健康管理に十分配慮し、充実した学生生活を送ることを強く勧めます。

危険ドラッグ

近年、「危険ドラッグ」が社会全体を揺るがしています。「危険ドラッグ」が原因と見られる死亡事故や殺人事件など、みなさんもテレビやネット、新聞などで目にしたことがあるでしょう。「危険ドラッグ」はハーブやアロマオイル、バスソルトなどを装っていますが、麻薬や覚せい剤と同じか、それ以上に人体に有害な影響を与えます。「危険ドラッグ」を吸ったり、飲んだりすると、意識障害、嘔吐、けいれん、呼吸困難などを起こし、重体に陥ったり、幻覚や興奮のために他人への暴力など奇行に走ることもあります。

これらの状況を踏まえ、日本では取締りが強化され、平成26年4月1日からは、事業者側に加え、乱用する側も処罰される対象になりました。具体的には薬物の所持、使用、購入、譲受した者は、「3年以下の懲役または300万円以下の罰金か、またはその両方」が科せられることになりました。さらに同年12月からは「指定薬物と同等以上に有害な疑い」がある薬物も規制の対象になりました。

「一回なら大丈夫」「いやになればすぐにやめられる」などと安易に摂取してはなりません。危険ドラッグは、麻薬や覚せい剤と同様に常習性があり、あなた自身はもちろん、あなたの家族や友人、恋人をも巻き込んで不幸にします。絶対に手を出さないでください。

また、「危険ドラッグ」の情報を得たという場合は、速やかに警察に届け出てください。

日本では、麻薬の所持や使用、20歳未満の喫煙・飲酒も法律で禁じられています。

性感染症

性感染症とは、性行為によって人から人へ、皮膚や粘膜から感染する病気の総称です。性行為にも様々な方法があり、膣でのセックス、オーラルセックス、アナルセックス等あります。これらの性行為を行えば、誰でも感染する可能性がある病気です。正しい知識を身につけ、性感染症を予防する事が大切です。また、性感染症にかかったとしても、早期に発見・治療を行えば、病気によっては完治する事や、完治できない場合でも重症化を遅らせる事ができます。知らない間に大切なパートナーに感染を広げてしまわないためにも、性感染症の症状がある場合や性感染症の感染が疑われる性行為を行った場合は、できるだけ早く医療機関を受診しましょう。

スチューデント・オフィスホームページには、性感染症の種類や症状、予防方法が詳しく掲載されています。各自で確認し、性感染症予防に役立ててください。ヘルスクリニックでは性感染症に関する健康相談を行っており、医療機関の

しょうかい おこな けんさ う ばあい せいがんせんしょう かんせん うたが ばあい なに しんばい こと ばあい
紹介も行っております。検査を受けたい場合や、性感染症の感染が疑われる場合、何か心配な事がある場合は、いつでも
ヘルスクリニックまでご相談ください。

〈こんなときどうする〉

風邪を引いたとき

かぜ ぐすり たいしょうりょうほう す て あら てってい あせ を かいたら せいけつ ふく
風邪薬は対症療法に過ぎません。うがい・手洗いを徹底しましょう。汗をかいたら清潔な服
に替え、体を冷まさないようにしましょう。ゆっくり休養を取り、消化が良く、栄養価の
高いものを食べましょう。水分補給も大切です。
こうきよう ひと おお ところ かなら
公共のスペースや人が多い所では必ずマスクをしましょう。



下痢のとき

あんい げり ど ふくよう かる げり にち なお げり
安易に下痢止めを服用してはいけません。軽い下痢であれば、2～3日で治ります。下痢が
なが つつ けつべん すいぶん と ばあい すみ いりようき かん じゅしん
長く続く、血便がでる、水分が摂れない場合は速やかに医療機関を受診するようにしまし
う。あぶら しよくじ こうしんりよう き すいぶん と
う。油っこい食事・香辛料は避け、水分をたくさん取るようにしましょう。



アレルギー症状がでたとき

はなみず かふんしょう こきゅうこんなん ぜんそく かゆ じんましん げんいん しょうじょう さまざま
鼻水やくしゃみなどの花粉症、呼吸困難になる喘息、痒い蕁麻疹など、原因や症状は様々で
す。げんざい きゅうにゅうき とんぶくやく ひと かなら も ある しょうじょう あつか
現在吸入器や頓服薬がある人は、必ず持ち歩くようにしましょう。また、症状が悪化
した ばあい いま ちが しょうじょう で ばあい はや いりようき かん じゅしん
場合、今までは違う症状が出た場合は、早めに医療機関を受診しましょう。また、
けんがい こくがい にゅうがく ばあい い つく
県外・国外からAPUIに入学した場合は、かならずかかりつけ医を作るようにしましょう。



やけどをしたとき

りゅうすい ふん ぶん ひ できるだけ 早く ひ ふく うえ
流水で15分～30分くらい冷やしましょう。できるだけ早く冷やすことが大切です。服の上
からのやけどの場合は服の上から、水をかけて冷やしましょう。皮膚に服が癒着している
場合は、無理にはがさず、そのまま医療機関を受診しましょう。また、水ぶくれができた
ときは、やぶ ぬ みんかんりょうほう きん はんしよく
破かずにガーゼをあてましょう。アロエを塗るなどの民間療法は、ばい菌が繁殖
する元となりますので、絶対にしてはいけません。



鼻血がでたとき

いすに ざり、くちで 息をしながら、鼻を10分程つまんで圧迫止血します。口の中に流れ込んだ鼻血
は、のこま えず 吐き出しましょう。うえを 向いたり、うなじを たたく 事は 厳禁です。また、鼻に
ティッシュを 詰める ことも やめ ましょう。



目に異物が入ったとき

め むし はい 目に ごみや虫が入ったときは、こすらずに、まばたきして涙とともに洗い流すようにしましょう。
それでも異物が取れない場合は、コップや洗面器に水を入れ、水の中でまばたきをして除去しま
しょう。コンタクトを入れている場合は、はずしてから行なってください。また、痛みなどの
しょうじょう 症状があるときは、しばらくコンタクトレンズの使用を避けましょう。



怪我をした場合

きず どんな 傷でも、まずは傷口についた土や血液を流水でよく洗いましょう。傷口は、毎日洗い、清潔を保ちましょう。

第2章 安全で健康な学生生活を送るために

出血があるとき

じわじわと出血している場合は、患部を心臓より高い位置に挙上し、直接患部の上から圧迫しましょう。傷が小さければ、3～5分で血は止まります。ピュッピュッと血がふきだしている時は、動脈が傷ついて出血している可能性があります。直ちに救急車（119）を呼びましょう。ガーゼや、タオル、衣服などの布で患部を圧迫し、止血します。処置をするときはゴム手袋やビニール袋を使用し、他人の血液が直接触れないようにしてください。

捻挫・脱臼をした場合

関節に無理な力がかかることで起こります。痛みが強い、もしくは動かせない場合は、可能であれば固定し、冷やしながら早急に医療機関を受診しましょう。動きに問題がなければ、患部を動かさず安静に保ちながら（可能であれば固定を行い）冷やしましょう。心臓より患部を高く挙げることで腫れを防ぎます。それでも、痛み、腫れが強い場合は、受診をしましょう。



ヘビに噛まれた場合

落ち着いて安静にし、傷口よりも心臓に近いところをタオルで絞ります。（指が一本入る程度の強さ）傷口をきれいな水（なければお茶などの刺激の少ない飲料）で洗い、冷水を浸したガーゼ等で当てます。すぐ医療機関を受診しましょう。（無毒なヘビであっても感染予防と破傷風発生の予防のため、受診したほうがよいでしょう。）



スズメバチにさされた場合

まず、さされた場所（巣の近く）からすぐに離れましょう。毒針や毒毛が抜けている場合は、さされた所を流水でよく洗い流した後、冷やします。（ハチの毒は水溶性なので洗浄の効果が高いと言われています。）抜けていない場合は毛抜きを使用し、針を抜いてから洗います。いずれの場合も、すぐに医療機関を受診しましょう。



熱中症の場合

夏になると、熱中症にかかりやすくなります。熱中症の症状は、めまいや立ちくらみ、筋肉痛などの軽いものから、頭痛、吐き気、倦怠感、さらには意識喪失、けいれんなどの重い症状まで様々です。熱中症を予防するために、こまめな水分補給と、体温調節を心がけましょう。また規則正しい生活をおくり、体力を低下させない事も重要です。もし、重い症状が発生した場合は、ただちに涼しい場所へ移動し、氷や濡れタオルなどを使って、太い血管のある脇の下・首・足の付け根・股の間を冷やし、できるだけ早く医療機関を受診しましょう。



〈救急措置の手順（心肺蘇生とAEDの使用法）〉

人が急に倒れた・意識がないようだ！その時……

- ①大声で呼びかける 「大丈夫ですか！」
- ②肩を軽くたたき、反応があるか、ないかを確認める
- ③大声で、応援を呼ぶ
- ④119番（教室からの場合、#119）で救急車を呼び、中央監視室（内線：2810）または
A Pハウスの場合は管理人室（内線：ハウス1 534-9500／ハウス2 535-9500）
に連絡
- ⑤中央監視室または管理人にAEDを依頼する



「呼吸がない！」その時……

- ①胸骨圧迫をする
強く（成人は少なくとも胸骨が5 cm沈む強さ）、早く（少なくとも100回/分）、絶え間なく（中断は最小限に）
- ②人工呼吸
人工呼吸ができないか、ためられる場合は、胸骨圧迫のみを続ける
- ③胸骨圧迫30回+人工呼吸2回を繰り返す
- ④AEDを使用する

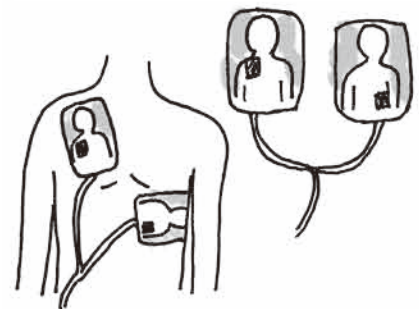
AEDの使い方（詳しくはAEDに添付されています）

1. AEDの電源を入れる（ふたを開けると自動的に電源が入る機種もあります）
2. 電極パッドを傷病者の胸に貼る（貼る位置は、パッドに描いてあります）



パッドを貼る時の注意点

- ①肌に直接貼る
- ②傷病者の胸が濡れていたら、拭く
- ③胸に貼り薬があり、パッドを貼る際に邪魔になる時ははがし、肌に残った薬剤をふき取ってからパッドを貼る
- ④ペースメーカーや除細動器が胸に埋め込まれている場合は、8 cm以上離してパッドを貼る
- ⑤一度パッドを貼ったら、はがさない。胸骨圧迫もパッドを貼ったまま行う



3. 心電図の解析

パッドを貼り付けると、その傷病者に電気ショックが必要か、不要か自動的に判断します。（心電図の解析）
この時、「離れてください」と音声流れるので、周囲の人に傷病者から離れるように促します。

第2章 安全で健康な学生生活を送るために

4. AEDの音声に従う

① 「電気ショックは不要です」		② 「電気ショックが必要です」
↓	↓	↓
いき 息がない	いき 息がある	じゅうでん かんりよう 充電が完了するまで、 はな たいき 離れたまま待機します
↓	↓	↓
しんぱいそせいほう つづ 心肺蘇生法を続ける (パッドは貼ったまま・AED の電源は入れたまま)	かいふくたいい かんさつ つづ 回復体位にして観察を続ける 	じゅうでん かんりよう 充電が完了すると「ショックボタンを押してく ださい」等のメッセージと共にショックボタンが てんめつ 点滅します

5. 除細動を行う (ショックボタンを押す)

「みんな離れて！」と傷病者に誰も触ってないことを確認しながら
(目線は傷病者を見たまま)、ショックボタンを押します。
傷病者に触れていると、その人が感電する恐れがあります。決して傷
病者から目線を離さないでください。



6. 心肺蘇生法を始める

除細動を行ったら、すぐに胸骨圧迫から始めます。胸骨圧迫30回と人工呼吸2回を繰り返します。
救急車が到着しても、すぐに止めるのではなく、救急隊員の指示に従ってください。

※疲れたら、胸骨圧迫を別の人と交代しても支障はありませんが、その際、胸骨圧迫の中断時間なるべく短く (5
秒以内) してください。

しょう がくせい たいおう 障がい学生対応

しょう がくせい たい し えん 〈障がいのある学生に対する支援について〉

りつめい かん たいへいようだい がく しょう がくせい し えん かん ほうしん
立命館アジア太平洋大学 障がい学生支援に関する方針（ガイドライン）にもとづき、しょう がくせい し えん おこな
その活動を通じて、すべての学生の学びと成長に寄与する取組みを行います。

し えん ないよう しょう ないよう せいど しょうぞく がくぶ まな とくちよう しょう がくせい
支援内容については、障がいの内容や制度、所属する学部の学びの特徴と障がい学生のニーズにもとづいて、こべつ けんとう
します。

りつめい かん たいへいようだい がく しょう がくせい し えん かん し しん 立命館アジア太平洋大学 障がい学生支援に関する指針（ガイドライン）

りつめい かん たいへいようだい がく い か ほんがく しょう し しん しょう しんたいしやう せいしんしやう
立命館アジア太平洋大学（以下本学）では、以下の指針（ガイドライン）に基づき、身体障がい、発達障がい、精神障が
い、その他の心身の機能の障がいがある学生（以下「障がい学生」という。）の支援を行う。

ただし、本指針（ガイドライン）は、支援制度の基準、根幹を定めたものであり、支援内容については、障がいの内容や
せいど おう こべつ ひつよう ごうりてき はいりよ けんとう しょう がくせい かんけいしや じゅうぶん きようぎ へ うえ けつてい
制度に応じ、個別に必要なかつ合理的な配慮を検討し、障がい学生や関係者と十分な協議を経た上で決定する。

1. し えん りねん 支援理念

ほんがく じゅうじ すべ きやうしよくいん ほんがく しゅうがく し えん もと がくせい ほんがく まな けいけん とお せいちよう
本学に従事する全ての教職員は、本学での修学において支援を求める学生が、本学での学びの経験を通して、成長し
しゃかい
社会につながっていく、そのプロセスを支援する。また本学は、本学に在籍する学生及び関係者が本指針を理解し、
とも きやうりよく あ きたい
共に協力し合うことを期待する。

2. き ほん ほうしん 基本方針

- 1) 本学の教職員は、本学に在籍する障がい学生が、障がいのない学生と分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら学生生活を送ることができるよう支援を行う。
- 2) 障がい学生の支援を通して、すべての学生の学びと成長に寄与する取組みを行う。
- 3) 障がいのある学生に対する支援は、原則として本人からの支援要請に基づき行うものとする。
- 4) 支援内容の判断が困難な場合には、障害者基本法に定める「合理的配慮」並びに文部科学省の「障がいのある学生の修学支援に関する検討会」報告（第一次まとめ・第二次まとめ）が定める基準、取扱いを参考とし、学生の個別事情及び本学の環境等を勘案して判断する。

3. し えん もくてき 支援の目的

ほんがく しょう がくせい し えん しょう りゆう きやういく がくしゅう けんり ふとう そこ
本学の障がい学生支援は、障がいを理由として教育や学習の権利が不当に損なわれることのないよう取り組むこと
だいichi もくてき どうじ しゅうがく うえ ひつよう おう できせつ し えん おこな
を第一の目的とする。同時に、修学の上で必要に応じて適切な支援を行うことや、支援活動を通じて、よりよい
にんげんかんけい やしな し えんしや しょう りかい ば ていきよう
人間関係を養うとともに、支援者が障がいについて理解できる場を提供する。

4. し えん たいせい 支援体制

ほんがく しょう がくせい し えん し えんしや ほんがく きやうしよくいん およ しょう がくせい し えん ほんがく がくせい
本学における障がい学生の支援者は、本学の教職員及び障がい学生を支援する本学の学生サポーターとし、学外の
しょう しゃし えん せんもんかなど きんみつ れんけい ほか
障がい者支援の専門家等とも緊密に連携を図る。

ほんがく しょう がくせい し えん ぜんがくてき おこな
本学は障がい学生への支援を全学的に行うために、スチューデント・オフィス内に「障がい学生相談受付」を設
ける。またスチューデント・オフィス、アカデミック・オフィス、アドミッションズ・オフィス、キャリア・オフィ
スに「障がい学生支援相談員」を配置し、学生等へ公開する。学生はスチューデント・オフィスの「障がい学生
相談受付」だけではなく、直接、相談員に相談することもできる。

しょう がくせい しょうだんうけつけ しょう がくせい う そうだんないよう おう かく そうだんいん つな そうだんいん しょう がくせい
「障がい学生相談受付」は、障がい学生から受けた相談内容に応じ各オフィスの相談員に繋ぎ、相談員は障がい学生
しゅうがく し えん およ かんけいぶきよくかん し えんしやかん れんけい し えん てきせつ おこな ちやうせい おこな
の修学支援及び関係部局間や支援者間の連携支援が適切に行われるための調整を行う。

5. こじんじやうほう ほく せい む 個人情報の保護と守秘義務

- 1) 支援者が支援をする上で知り得た障がい学生の個人情報（障がいや相談の内容を含む。）の管理を厳密に行い、

第2章 安全で健康な学生生活を送るために

だいさんしゃ こじんじょうほう かいじ ていきょう ひつよう ばあい ほんにん どうい え
第三者に個人情報の開示や提供が必要な場合は、本人の同意を得るものとする。

- 2) 障がい学生への連携支援を行うために必要と本学が判断した場合、集団守秘義務を十分に遵守しつつ支援者間での
個人情報こじんじょうほうの共有きょうゆうを行うことができる。

6. 情報公開じょうほうこうかい

ほんがく しょう がくせい えんほうしん しえんたいせい そうだん すす かた しえんないようなど ほんがく など かつよう がくせい
本学の障がい学生支援方針、支援体制や相談の進め方また支援内容等について、本学ホームページ等を活用し、学生
や志願者等に適宜、適切な方法で周知する。

7. この指針ししん（ガイドライン）に関する事務は、スチューデント・オフィスおこなが行う。

8. この指針ししん（ガイドライン）の改廃は、学生委員会、教学委員会の議を経て、学長が決定する。

ふそく
付則

この指針ししん（ガイドライン）は、2016年4月1日から施行する。

しょう がくせい そうだんまどぐち
障がい学生の相談窓口

オフィス名 めい	連絡先 れんらくさき	相談内容 そうだんないよう
スチューデント・オフィス	apudss@apu.ac.jp	しょう がくせいそうだんうけつけ せいかつそうだん 障がい学生相談受付、生活相談
アカデミック・オフィス		にゅうがくご りしゅうそうだん 入学後の履修相談
アドミッションズ・オフィス こくない (国内)		にゅうがくしけん にゅうがくご せいかつ りしゅうそうだん 入学試験、入学後の生活、履修相談
アドミッションズ・オフィス こくさい (国際)		
キャリア・オフィス		しん ろ しゅうしょくそうだん 進路、就職相談

住居について

〈APハウス〉

- 訪問者は管理人室にある訪問者ブックに記入してください。
訪問可能時間 8:00～22:00
- APハウス敷地内では、学生による駐車は基本的に禁止されています。ただし、引っ越しの時のみ例外的に駐車を認めています。その際は必ず事前にAPハウス・オフィスで「臨時車輛駐車許可証」を発行してもらってください。また、仮に入館しなくても、22時までに駐車場から退去しなければいけません。
- APハウス内でポスターの掲示をするときは、APハウス・オフィスの許可が必要です。

〈アパートへの引っ越し〉

以下の手順に沿って準備を始めましょう。

- 不動産会社に行く
- 物件を選ぶ
※ルームメイトとは一緒に住めないアパートもあります。よく確認しましょう！
- 物件を見学する
- 契約を結ぶ
- 契約金を支払う
※契約には通常家賃の4～5ヶ月分の費用が必要です。
- 入居する

大学内にある(株)クレオテックはアパートの紹介を行っています。まずは、(株)クレオテックに行ってみましょう。

最初にかかるお金	
敷金	家賃の約3ヶ月分
家賃(前払い)	翌月分の家賃
	月の途中で入居する場合：日割り家賃と翌月分の家賃
仲介手数料	家賃の1ヶ月分

※その他に保険料、自治会費等がかかる場合があります

物件を探す

- 必ず部屋を見学しましょう。
- 部屋の中だけでなく、周囲の環境も大切です。周辺の夜間の様子も確認しましょう。
- 希望条件にあった物件をいくつか見学し、比べてみるのも良いでしょう。

契約する

一般に日本では、アパートの契約には日本人の連帯保証人が必要となります。

- 国内学生の場合
ご家族や経費支弁者と相談のうえ、契約をすすめてください。
- 国際学生の場合
連帯保証人を探すことが困難な場合があります。APUでは大学が保証人になることができます。

第2章 安全で健康な学生生活を送るために

(株) クレオテックが手続きの窓口となっています。以下の手順に進めましょう。

- ① 物件が決まったら、大家さん・不動産会社に申し込みをする。
- ② 申込書を受け取ったら、入居者全員でA棟1階の(株)クレオテックに行く。
学生証、在留カード、国際学生住宅総合補償制度加入者証*1が必要です。
- ③ 申込書を大家さん・不動産会社に提出する。
入居する日が決まったら、大家さん・不動産会社が契約書を作成します。
- ④ 契約書を受け取り、内容をよく確認、承知のうえ契約書にサインし印鑑を押す。
日本の契約書には印鑑が必要です。(サインだけでは契約ができません)
- ⑤ サイン・押印済みの契約書を(株)クレオテックに持って行く。
- ⑥ 大学のサイン・押印済みの契約書を大家さん・不動産会社に提出する。



*1「国際学生住宅総合補償制度」に加入しているという証明になるカードです。

入居する

すぐに部屋をチェックしましょう。

- 窓ガラス、ドア、備え付けの電気など、破損、故障はありませんか？
- 床、壁、ふすまや障子など、汚れ、大きなキズはありませんか？

※見つけた場合は、すぐに大家さん・不動産会社に連絡してください。そのままにしておくと、退去する際あなたが修繕費用を支払う可能性があります。

入居中の注意

1. 毎月の家賃の支払いは、必ず期日を守りましょう。通常、前月の末日が支払期限です。
ほとんどのアパートでは、2ヶ月滞納すると強制退去となります。
2. 契約書に名前の載っていない人がアパートに居住することは契約違反となります。
入居者が一人でも代わる場合は、必ず契約変更の手続きを行いましょう。
3. 夜中に大声を出したり、パーティーを開き騒ぐなどして周りの住民へ迷惑をかけないようにしましょう。
4. ごみは分別し必ず別府市指定のごみ袋に入れ、決められた場所に出してください。
 - ・収集日は地域によって異なるため、「ごみカレンダー」で確認してください。
別府市ごみとリサイクル<<http://www.city.bepu.oita.jp/seiso/calendar/>>
 - ・指定日以外は、ごみ置き場にゴミを出すことは禁止されています。
 - ・ご近所の方に迷惑がかからないようにしましょう。
5. 契約時に渡される契約書をよく確認し、入居規約を守りましょう。
6. 電気・水道・ガスは個人契約のところがほとんどです。自分で契約の手続きを行わなければなりません。

7. 長期間、家を留守にする場合は、必ず大家さん・不動産会社に連絡をしてください。防火・防犯の対処にもつながります。

上記は別府市民、社会人として当然守るべきルールです。守らない場合は強制退去の対象となることがありますので、十分注意してください。上記に違反した場合は、強制退去、連帯保証契約の解除を大学は行います。また、新規物件契約での連帯保証人の手続きを行いません。奨学金受給や授業料減免も停止となる場合もあります。

退去する

- 退去通知を大家さん、不動産会社に提出する。
 - ほとんどのアパートでは退去する1ヶ月前までに退去届けの提出が必要です。
 - 退去届けの提出が遅れると、家賃を追加で支払わなければなりません。
 - アパートの住人が代わることは契約違反になります。新しい契約が必要です。
- 電気やガス、水道、インターネット等を解約し、使用料をすべて精算する。
- 退去立会いをする。
 - 部屋の中に荷物や家具等を残してはいけません。備え付けのもの以外は全て片付けてください。
 - 窓ガラス、ドア、床、壁、ふすまや障子など、破損したものは修繕費用が必要です。
 - 大家さん、不動産会社と一緒に確認をしましょう。
- 敷金精算をする
 - 入居時に預けた敷金から部屋の清掃、修繕費用を精算します。余った場合は返金してくれます。
 - 部屋に大きな破損、汚損があった場合は、追加で請求されることがあります。
 - 入居時に敷金の不要な物件は、清掃、修繕費用はすべて請求されます。

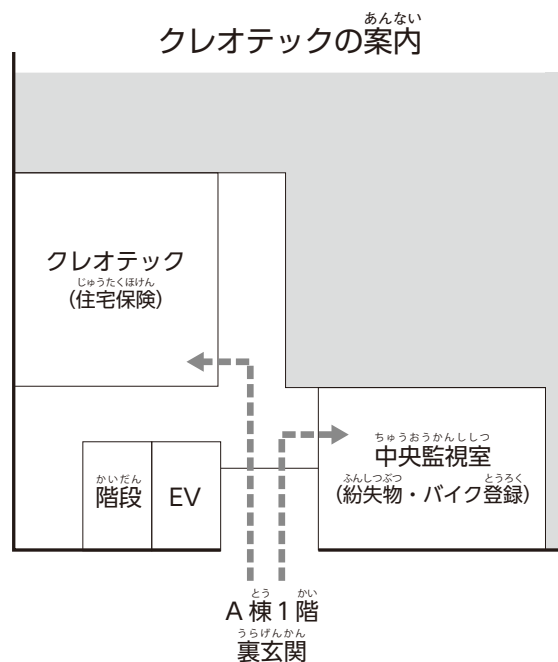
引越しをする時、特に卒業する前には必ず不動産会社と一緒に退去立会いをしてください。不要なものを部屋に放置すると、また粗大ゴミを指定以外の場所に捨てることは禁止されています。許可なく放置するとペナルティが課せられます。また卒業式までに退去手続きが終わっていない場合、卒業証明書などを受け取ることができない場合があります。万が一、退去費用を支払わないまま帰国した場合は、実家にも連絡し、退去費用を支払ってもらいます。十分に注意してください。

国際学生住宅総合補償制度（住宅保険）

APUで学ぶ国際学生の万一の事故や賠償責任に対する備えをし、日本での学生生活を安心して送るための制度です。本制度は、①借家人賠償責任②個人賠償責任③傷害保険（死亡・後遺障害）④保証人補償から構成されています。

住宅保険は、APUの国際学生は原則全員加入しなければなりません。常に携帯し、期限が切れる前に必ず(株)クレオテックにて更新手続きを行ってください。期限切れのまま入居し続けたり、引越したりすることはできません。十分に注意してください。

詳細は、(株)クレオテックにある「国際学生住宅総合補償制度のご案内」を参照ください。



不動産用語

敷金

退去後の部屋のメンテナンス代として使われ、残りは返還されます。金額は家賃の3ヶ月分程度です。

仲介手数料

不動産業者に支払う手数料です。家賃の1ヶ月分以内と決められています。

家賃

1ヶ月分の賃借料のことです。毎月末までに翌月分を支払います。

共益費

アパートなどの階段、廊下、外灯などの共用部分の維持管理のために入居者が負担する費用です。毎月家賃と一緒に支払います。

町内会費

町内会により必要な場合があり、金額も町内会によって異なります。月額100円～500円程度

敷引き・定額精算

入居者の使用状況にかかわらず、退去時に敷金から一定額を無条件に差し引くしくみです。

アルバイト

学費や生活費を補う目的でアルバイトを行う場合であっても、日常的にはAPUの学生として学修に専念することが必要ですので、学修の妨げとならない範囲でアルバイトを行うことが求められます。

※国際学生は、資格外活動許可を取得し、下記認められた就労の範囲内で就労することができます（詳細は69ページ参照）。

〈資格外活動許可で認められている就労時間〉

- ・APUで授業がある期間中：1日8時間以内かつ1週間28時間以内
- ・夏・冬セッション期間中および長期休暇中：1日8時間以内かつ1週間40時間以内

〈アルバイト先を探す際の注意〉

在留資格が「留学」の学生は、下記のようなアルバイトはできません。下記のようなアルバイトを絶対に行わないでください。

- ×風俗関係（キャバクラ、スナック、個室マッサージなど）
- ×アルコールをメインに提供する店（バーなど）
- ×マルチ商法、ネズミ講商法に関するもの
- ×マージャン屋、パチンコ屋、ゲームセンター
- ×商品の代理購入業

特に国際学生については、資格外活動許可を得ていても、風俗関連業等に従事した場合、入管法により国外退去処分を受けます（掃除や皿洗いをするだけでも不可）。

学内アルバイトについて

学内のアルバイトについては、「学内アルバイトセンター」のホームページで募集しています。現在募集中のアルバイト一覧や、申込の流れ、登録方法についても下記ホームページで確認できます。

【学内アルバイトセンター】

https://secure.apu.ac.jp/secure_students/studentsupport/page/content0067.html/

国際学生の資格外活動許可の申請書類も学内アルバイトセンターのHPからダウンロードできます！

〈アクティブネット〉

国際学生向けの学外でのボランティアや仕事に関する情報は大学コンソーシアムおおいの「アクティブネット」に掲載されています。

<https://activenet.ucon-oita.jp/>

第3章 国際学生の在留資格・資格外活動許可について

ざいりゅうしかく 在留資格

国際学生みなさんは、大学で教育を受けるという目的で日本への滞在が許可されています。日本滞在中は常に在留カードを携帯する義務および「出入国管理及び難民認定法」に基づき、必要な手続きを行う必要があります。

※在留カードの裏面は住所等を自分で記入した場合、無効となりますので、絶対に記入しないでください。

ざいりゅうしかく にゅうかんほう 在留資格、入管法について正しい理解が必要です

ルールを守らないと、在留期間の更新や資格外活動許可が不許可になったり、国外退去処分になる場合があります。APUで学生生活を送る上で在留資格や入管法について正しく理解することが必要です。

在留資格の詳細、各種手続きについては、スチューデント・オフィスのホームページを確認してください。

https://secure.apu.ac.jp/secure_students/studentsupport/page/content0280.html/



いはんこうい ほうれい
違反行為や法令について
ホームページをよく読んで
ただ りかい
正しい理解を！

ざいりゅうしかく かん
在留資格に関し、スチューデント・オフィスから電話、Eメール、キャンパスターミナルの「あなた宛の
じゅうよう し じゅうよう れんらく ばあい
重要なお知らせ」などで重要な連絡をする場合があります。必ず定期的を確認し、早急に対応し必要な手
つづ など かくじつ おこな
続き等を確実に行ってください。

【重要！】在留期間更新と単位修得について

留学ビザの滞在目的は、教育を受けること、および学業に専念することです。文部科学省は、学業成績の良好でない者に対する厳格な指導を徹底するよう、大学に対し要請しています。

在留資格「留学」の期間更新をする際、入国管理局で単位修得状況が審査されますので、各セメスターで単位をきちんと修得できているかが非常に重要となります。取得単位数が少なく、在留期間更新ができず、APUでの学習を続けることができませんので退学となってしまいます。

最低限の目安として、在留期間の更新時に単位登録上限の約70%を超えて取得できていることが求められます。

〈各種手続・届出について〉

在留期間の更新

※個人で直接、入国管理局で手続を行うことはできません。

更新手続はスチューデント・オフィスをとおして申請します。

申請時期が近づいたらキャンパスターミナルの「あなた宛のお知らせ」に申請方法の案内を送りますので、全員必ず指定された提出期限までにAPU manabaに提出してください。発行に時間を要する書類が必要になる場合があるので、余裕を持って手続を行ってください。

提出期日を守らずに在留期限までに必要手続を行わなかった場合、不法滞在となり日本からの強制退去処分（5年間の入国不可）となります。

在留カードを紛失した場合

パスポートを持参の上、別府警察署で紛失届出の証明書（紛失物詳細が明記されていないものは不可）をもらってから、パスポートと顔写真（縦4cm×横3cm、提出前3ヶ月以内に撮影されたもの、メガネ不可）を持って入国管理局で在留カード発行申請を行ってください。新しい在留カードが交付されたら、必ずスチューデント・オフィスにその旨を申し出てください。

転居して住所が変更になった場合

市役所で住所変更手続を行ってください。

※自分で裏書した場合は在留カードが無効となるので、必ず市役所で手続を行ってください

住所以外（名前や国籍等）の項目が変更になった場合

入国管理局に行き、必要な手続を行ってください。変更後、新しい在留カードが交付されたらスチューデント・オフィスでも確認を行いますので、来室し変更の旨を報告してください。

第3章 国際学生の在留資格・資格外活動許可について

〈一時帰国、海外旅行などで日本を一時的に離れる場合〉

日本を出国する際に出発空港で日本に再入国する意思を表明する必要があります。出国時に、空港や空港の出国審査場に設置されている「再入国出入国記録EDカード」に必ず下記のいずれかにチェックをしてください。

【再入国を希望する方は】

- ☐ 1. 一時的な出国であり、再入国する予定です。

【有効な「再入国許可」をお持ちの方で、有効期間内に再入国の予定がない方は】

- ☐ 2. 「再入国許可」の有効期間内に再入国の予定はありません。

新様式の再入国出入国記録

外国人用 (再入国) 再入国出入国記録 EMBARKATION CARD FOR RE-ENTRANT (2) 【ARRIVAL】

氏名 Family Name
Given Name
生年月日 Date of Birth
性別 Sex
国籍 Nationality
出生地 Country of Birth
再入国許可の有効期限 Validity Period of Re-entry Permit
再入国許可の有効期限 Validity Period of Re-entry Permit
再入国許可の有効期限 Validity Period of Re-entry Permit

再入国出入国記録 EMBARKATION CARD FOR RE-ENTRANT (1) 【DEPARTURE】

氏名 Family Name
Given Name
生年月日 Date of Birth
性別 Sex
国籍 Nationality
出生地 Country of Birth
再入国許可の有効期限 Validity Period of Re-entry Permit
再入国許可の有効期限 Validity Period of Re-entry Permit
再入国許可の有効期限 Validity Period of Re-entry Permit

出国予定期間のいずれかに必ず☑して下さい。

次のいずれかに☑を入れてください。 Please check either one of the boxes below.

☐ 1. 一時的な出国であり、再入国する予定です。
I am leaving Japan temporarily and will return.

☐ 2. 「再入国許可」の有効期間内に再入国の予定はありません。
I do not plan to re-enter Japan while my re-entry permit is valid.

署名 Signature

官用欄 Official Use Only

次の方は、必ずいずれかに☑して下さい。

●再入国を希望する方は、
☒ 1. 一時的な出国であり、再入国する予定です。
I am leaving Japan temporarily and will return.

●有効な「再入国許可」をお持ちの方で、有効期間内に再入国の予定がない方は、
☒ 2. 「再入国許可」の有効期間内に再入国の予定はありません。
I do not plan to re-enter Japan while my re-entry permit is valid.

(地方入国管理官署で「再入国許可」を受けており、その有効期間内に再入国予定のない方は、☑して下さい。)
(Check the box if you do not plan to re-enter Japan while your re-entry permit, which you have obtained at a regional immigration bureau, is valid.)

引用：入国管理局リーフレットおよびホームページ (<http://www.immi-moj.go.jp/re-ed/>)

※再入国を希望する場合、正しい箇所にチェックをしなければ、留学の在留資格が取り消され、日本への再入国ができなくなります。注意してください。

※休学中および退学後は、留学の在留資格を保持できません。休学・退学により日本を出国する場合は、「一時的な出国であり、再入国する予定です」にチェックを入れずに、空港の出国審査時に必ず留学ビザをキャンセルする旨を伝え、在留カードに穴を開けてもらってください。新しい在留資格は復学時に申し込むことになります。

〈再入国の際の注意〉

再入国するときは、出国時のEDカードを審査官に見せる必要があります。

パスポートを更新した場合は、入国審査の時に必ず古いパスポートと在留カードも審査官に見せてください。

アルバイト、インターンシップをしたい！→資格外活動許可の申請

国際学生のみなさんは、大学で教育を受けるという目的で日本への滞在が許可されています。したがって日本国内でのアルバイト（TAなど、収入をとる学内の活動を含む）、インターンシップ、謝礼を得る地域交流など、教育を受ける目的以外の活動をする場合、必ず事前に入国管理局より資格外活動の許可を得た上で、許可された範囲内でのみ就労が認められています。

資格外活動許可の手続きを行わなければ、不法就労に該当してしまい、国外退去の対象となりますので、必ず事前に申請してください（アルバイト先やインターンシップ先が具体的に決まっていなくても申請できます）。

申請方法

申請書類をアルバイトセンターのホームページでダウンロードし、必要事項を記入の上、スチューデント・オフィスに提出してください。

※個人で直接、入国管理局で手続きを行うことはできません。

※5回生以上は、申請できません（学業に集中して少しでも早く卒業する必要があるため）。

審査期間

申請から交付まで約3～4週間かかります。

※申請中、パスポートと在留カードは返却できません。

帰省や旅行などで海外へ出国する場合は、パスポートが必要となるため、スケジュールに注意し余裕をもって申請してください。

申請中の留意点

申請中は、パスポート、在留カードの代わりに身分を証明するものとして、在留カードのコピーが添付された「パスポート及び在留カードの預かり証」を常に携帯することが義務付けられます。

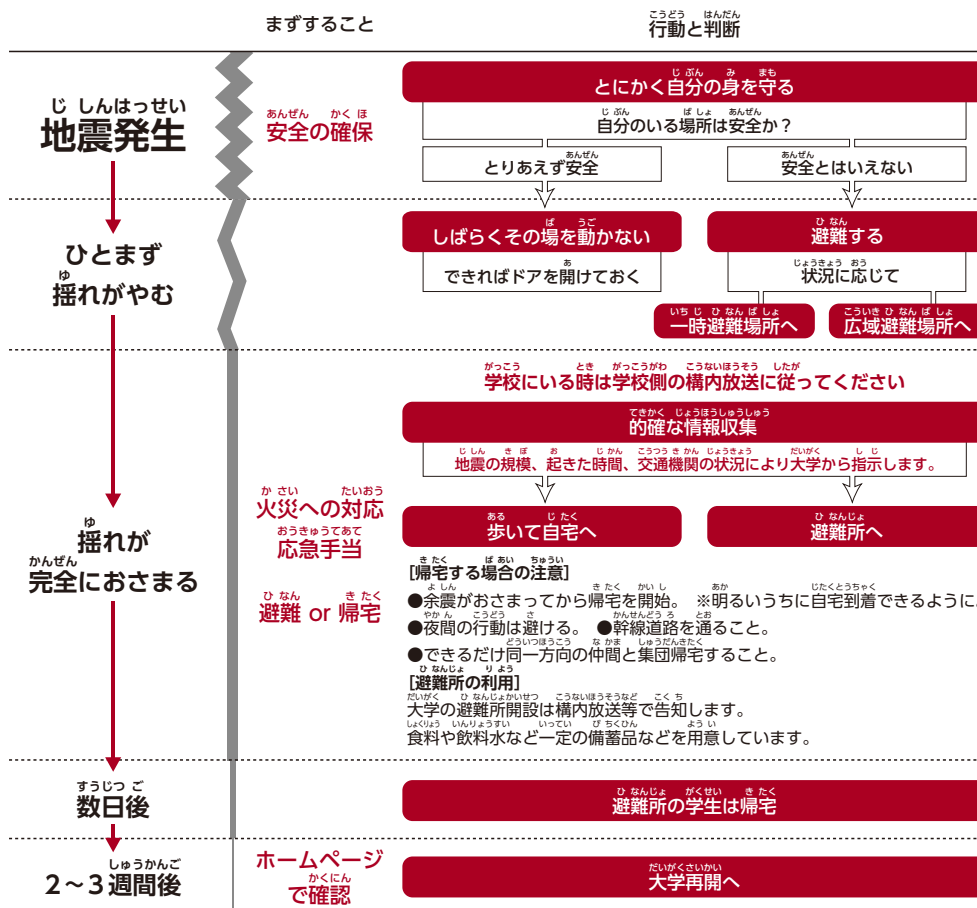
資格外活動許可で認められている就労時間については65ページを参照してください。

風俗関連営業が行われる場所でのアルバイトは禁止されています。本国送還・罰金・懲役などの処分を受けますので絶対にしないでください。

緊急災害時の対応について

〈もしも大地震が起きたら？〉

突然の大地震にみまわれれば、驚きと恐怖でパニックになってしまうことも。少しでも落ち着いて行動できるよう、ふだんから安全を確保する方法をイメージし、シミュレーションしておきましょう。



避難時の注意点

- 避難する時には余震に注意しながら、周囲の人の安全をおびやかさないように落ち着いて行動すること。
- 室内ではガラス等に注意しつつ、壁づたいに歩き、廊下は中央を通る。
 - 避難時は必ず階段を使うこと。エレベーターは使わないこと。
 - できればまずドアを開ける。負傷者や身障者を優先し、手助けをしながら避難する。
 - 誰も残っていないことをしっかり確認し、ドアは開けたままにしておく。ただし火災が発生している場合はその部屋のドアを閉める。

〈とっさの行動 ここに気をつけよう〉

教室・ライブラリーにいる時

- 衣服や持ち物で頭を覆い、落下物から身を守る。
- 机の下などに身を伏せ、体勢を安定させるために机の脚をおさえる。
- 本棚や窓、モニター等の天井付属物など、落下や破損の危険のあるものから離れる。



ろうか とき 廊下にいる時

- 窓が割れたり壁が倒れてくる危険があるので、できれば近くの教室に避難して机の下にもぐる。
- 近くに教室がない場合は蛍光灯など落下の可能性のあるものや窓のそばから離れ、衣類や持ち物で頭を覆ってかがむ。



うんどうじょう たいいくかん とき 運動場や体育館にいる時

- 落下物の危険のない場所に集まってしゃがむ。
- 落下物がない場所の場合はその場にしゃがんで揺れがおさまるのを待つ。



エレベーター内 とき にいる時

- すべての階のボタンを押し、停止した階で降りる。ちなみに地震時管制装置がついているエレベーターは自動的に最寄りの階に停止する。
- 途中で停止した場合は非常ボタンもしくはインターホンで外部に救助を求める。
- 万が一閉じ込められたと判断しても、むやみに脱出口から出るのは危険。落ち着いて救助を待つ。



アパート・APハウス等 とき の家屋内にいる時

- 木造住宅の場合は頭部を保護してすばやく外に出るか、倒壊しやすい大きい部屋を避け、柱が多く壁に囲まれた部屋に避難、頑丈な机などの下に身をかくす。
- 落下や転倒の恐れがある家具、窓際から離れ、テーブルや椅子の下に身を伏せる。
- すみやかに火の始末をする。ガスの元栓を閉める。電気ブレーカーを落とす。
- はだしで歩き回らない。



こうきょうこうつうきかん じょうしゃちゅう とき 公共交通機関に乗車中の時

- 急停車に備え、吊り革や手すりにしっかりつかまる。座っている時は、足をふんばって上体を前かがみに。持ち物で頭を保護する。
- 途中で止まっても勝手に外に出るなどの行動は慎み、乗務員の指示に従う。
- ※線路外に高圧電流が流れている部分があるので、勝手に行動すると危険。
- 階段やホームにいた場合は転落しないよう姿勢を低くして、固定物につかまりながら避難する。



ちかがい とき 地下街にいる時

- 大きな柱や壁面に身を寄せて揺れがおさまるのを待つ。
- 地下街は比較的安全といわれる。仮に停電してもすぐに非常灯がつくので落ち着いて係員の指示を待つ。
- 万が一火災が発生した場合は煙を吸わないようハンカチを口にあて、姿勢を低くして壁づたいに地上へ避難する。
- 約60mごとに出口があるので冷静に行動を。



キャンパス内（屋外）や路上を歩行中の時

- ガラスの破片や瓦、看板などの落下物を避けるため頭を衣類や持ち物で保護しながら近くの空き地や頑丈な建物の中などに避難する。
- 木造建築の中、自動販売機やブロック塀のそば、ビルの壁際などへは決して避難しない。
- 切れて垂れ下がった電線には近づかない、さわらない。
- 地面の亀裂・陥没・隆起や、電柱・塀などの転倒に注意する。



〈風水害の危険が迫ったら?〉

毎年、全国で大きな被害が報告されている台風や集中豪雨。日頃からの対策とともに、災害が予測される事態では常に最新の情報を把握しておくことが欠かせません。



〈風・水害への心構え [台風・集中豪雨・土砂くずれ]〉

台風に備える

台風は事前に予測できる自然災害。規模や襲来時間などの情報をチェックしましょう。



集中豪雨に備える

集中豪雨は、狭い地域に突発的に降るため、予測が台風よりも困難です。自分がいる場所の土地条件や環境などを把握し、十分な対策を。



土砂くずれに要注意

家のそばに高さ4m以上のがけがある場合は、次の兆候に注意し、不安があればすぐに避難しましょう。

【土砂くずれの兆候】

- 雨がやんだのに、いつまでもわき水がでる
- 斜面から小石や土がバラバラ落ちてくる
- わき水や渓流が急に濁る
- 地面にひび割れができる ● 山鳴りがする



避難勧告が出たら

台風や集中豪雨の時は、テレビやラジオに注意し、最新の情報を入手するよう努めることが大切です。一定の基準雨量を超えると避難勧告が発令され、報道機関や自治体、消防署、警察署から避難が呼びかけられます。指示に従って、速やかに避難しましょう。

POINT

- 避難の前にガス・電気・火の元を点検（ブレーカーや元栓を閉める）
- できるだけ一人での避難は避け、近所で声をかけあう
- 近所のお年寄りなどの避難には積極的に協力する
- 避難場所を確認し、万一家族や友人と途中で離ればなれになった時の集合場所を決めておく

行動と判断

家の外を整える

- 窓や雨戸の戸締まり
- 倒れたり飛ばされたりしやすいものの固定・撤去
- 水はけの悪い場所の掃除

非常時の備え

- 懐中電灯の準備
- 水、食料の確保
- 非常持ち出し袋のチェック
- 必要な場合は家具の移動、危険物のチェック等安全点検を行う

風水害情報のチェック

テレビやラジオから最新情報を入手できるようにする。大学のキャンパスターミナルもチェックする。

すみやかな避難

避難勧告が出た時や危ないと感じた時は、近所の人と連絡を取り合いながら早めに避難をすること。避難方法や避難場所は事前に確認しておくこと。

危険な場所に近づかない

高潮や浸水、土砂災害の発生しそうな場所には近づかない。

浸水後の消毒

浸水があった場合は、伝染病予防のために家や家具を消毒。

危険の確認

- 灯油など危険物の漏れ出しがないか確認
- 電線の断線を発見したら電力会社や役所、消防署、警察署などに通報

襲来前

通過中

応急手当

〈もしも火災が発生したら？〉

ポイントは「知らせる」「初期消火」「避難する」の3点ですが、なんといっても身の安全を確保することが第一です。決して無理なことはせずに、すみやかな避難を心がけてください。



〈火災発生！ まずどうする？〉

知らせる

- 「火事だ！」と大声を出して、まわりの人や近所に知らせ助けを求めます。声が出ない時はなべを叩くなどして大きな音を出しましょう。
- 非常ベルがあれば使用。小さな火事でも、ただちに119番通報を。

119番は おつ 落着いて

火災現場の位置と目標を正しくはっきりと伝えます。
例「火事です。別府十文字原、立命館アジア太平洋大学です」
「大学の西側の〇〇が燃えています」

初期消火

●判断のポイント

出火から3分以内、炎が天井に燃え移る前ならば消火できる可能性あり。瞬時に判断し、落着いてすばやい行動を。消火が困難と判断したら、すみやかに避難しましょう。

●消火する時の注意点

消火器があれば使用し、火元に向けて噴射してください。

消火器の使い方

1



安全ピンをひっぱるように抜く

2



ホースを外してノズルを火元に
向ける（有効距離は約3m）

3



レバーを強く握って消火剤を
放射する

避難する

消火不可能と判断したら、タイミングを逃さずにすぐに避難を。

●安全な避難のポイント【押すな・走るな・しゃべるな・戻るな】

- 服装や持ち物等にこだわらず、すばやく避難する。
- 避難は、お年寄り、子ども、病人を優先する。
- 一度避難したら、二度と建物の中には戻らない。
- 逃げ遅れた人がいる場合は、すぐに消防隊員に知らせる。

●もしも煙に巻かれたら

煙には有毒ガスが大量に含まれていて、吸い込むと昏倒してしまいます。

避難時には、煙を吸い込まないようにタオルなどを口と鼻にあてて床面に顔を近づけ、はって脱出しましょう。呼吸は鼻から吸って口から吐くこと。

行動と判断

火災発生

通報

大声を出し
まわりに知らせる

非常ベルを鳴らす

通報がまだの場合は
正確に119番

初期消火

火はどの程度か

天井まで
燃え移っている

天井には
届いていない

消火を
あきらめ
避難

協力者と
ともに消火

避難

煙を吸わないように注意し
すみやかに避難

できればガスの元栓と
電気のブレーカーを
切ってから避難を

応急手当

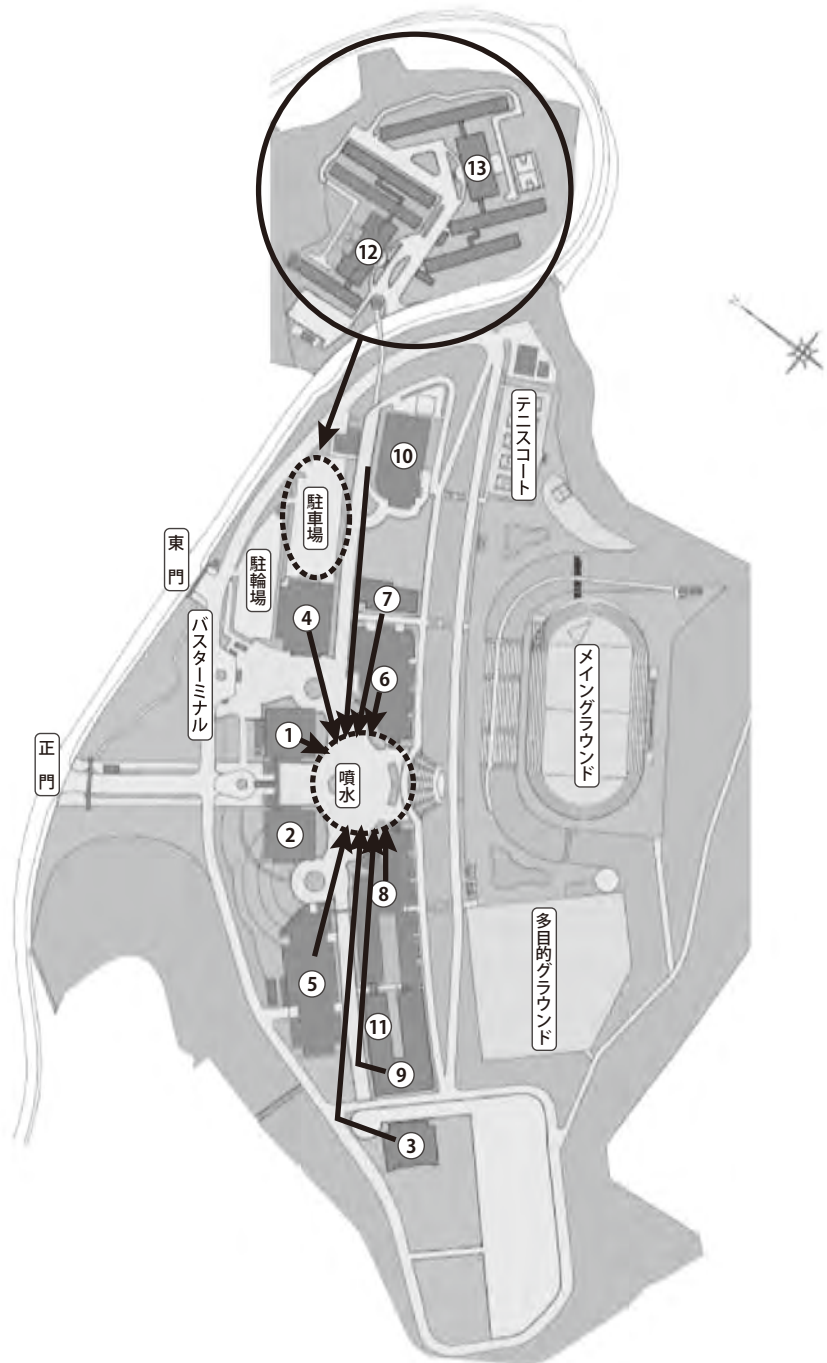
やけどやケガのある
場合は応急処置を

●火災時の避難場所

火災が風上300m・風横150m・風下100mまで迫ったら速やかに退避を開始。状況を見ながら、安全な場所を通して避難すること。日頃からキャンパス内の各基準距離の目標物を確認しておく。

〈立命館アジア太平洋大学避難場所ガイド [キャンパス内]〉

- ①A棟 本部棟
- ②B棟 研究棟
- ③BⅡ棟 研究棟Ⅱ
- ④C棟 ミレニアムホール
- ⑤D棟 メディアセンター
- ⑥E棟 スチューデントユニオン
- ⑦EⅡ棟 スチューデントユニオンⅡ
- ⑧F棟 教室棟
- ⑨FⅡ棟 教室棟Ⅱ
- ⑩G棟 体育館
- ⑪H棟 大学院棟
- ⑫APハウス1
- ⑬APハウス2



〈まわりは大丈夫？ 沈静後の行動1〉

ひとまず天災や火事がおさまリ、自分自身が無事なら、落ち着いて周囲の状況をしっかりと把握し、優先順位を考えて行動しましょう。



負傷者への対応

負傷者がいればいち早く救出し、できる範囲で応急処置をほどこします。

●止血

【止血法の対象者】

外傷により大出血を起こしている傷病者には、ただちに止血の手当が必要です。止血の前に、出血の種類、性状および程度のほか、傷病者の顔色、四肢の変形、ショック症状（冷や汗、顔面蒼白、四肢冷感など）はないか、冷静に全身の症状を見ましょう。特に緊急な止血を必要とするのは、瞬間的に多量の血液を失って失血死の恐れがある「動脈性出血」。真っ赤な血液が脈打つように噴き出す状態です。赤黒い血液が湧くように出血する「静脈性出血」も、持続すれば多量出血となるので止血の処置が必要です。

【直接圧迫止血法】

出血部位に清潔なガーゼやタオルを置いてその上から手で強く圧迫して出血を止める方法です。片手で止血できなければ、両手で圧迫したり体重をかけて圧迫して止血します。ほとんどの出血は、この方法で止血することができます。



●骨折

骨折が疑わしい場合は、添え木を当てて患部を固定します。この際、1.骨折部とその上下の関節を動かさないように気をつける2.出血していれば止血する3.骨が飛び出していたり骨折部が変形していても無理に直さない4.添え木を当てて、骨折部を中心に前後の関節を固定するなどの点に留意します。全身状態にも気を配り、慎重に対処しましょう。



●やけど

できるだけ早く、患部を水で15分以上冷やすこと。ただし、強い水圧は当てないように注意。衣類を着ている場合は衣類の上から水をかけます。薬品によるやけどの場合は患部を流水で洗いながら冷やします。脱水症状を防ぐため、本人が求める場合は水を飲ませましょう。医師の診断を受けるまで、患部には何も塗らないように。



ライフラインのチェック

災害につきもののライフラインの遮断。復旧まで、落ち着いて対処しましょう。

●ガス

必ず元栓を締めておく。復旧してもガス会社の点検があるまではそのまま。ガス漏れに気づいた場合は、窓を開けて換気する。換気扇のスイッチを入れると爆発の危険。

●電気

ブレーカーを切っておくこと。復旧が最も早いライフライン。復旧後は、漏電や感電の恐れがあるので電気器具はよく点検してから使用する。

●水道

日頃から風呂の水を溜め置きする習慣を。マンションの給水塔の水や井戸水は生活用水に利用できる。

●電話

電話線が寸断されると電話、ファックス、インターネットが使用不可に。携帯電話もつながりにくくなる。日頃から万が一の時の緊急連絡先を決めておき、簡潔に無事を伝えたり、情報を一本化する工夫を。

血液感染予防

止血をする時には、飛び散る血液が手当する人の皮膚に直接ふれないように注意することが必要です。手近にあればゴム手袋、なければビニール袋など身近なものを活用し、直接血液にふれない工夫をしましょう。手当の後は必ず流水で手洗いをおこなってください。

※AED（自動除動機）は講習を受けていなくても使用することは許されますが、一次救命救急の講習は機会があれば受けるようにしてください。

〈力を合わせよう 沈静後の行動2〉

思いのほか被害が大きい場合は、不安もひとしお。こういう時こそ、まわりの人と協調しながら、心配をひとつずつ解消していく努力が必要です。



地震等が起こった時の電話の利用方法

- (1) 通信設備の容量には限りがあるので、できるだけ手短な電話とるようにしましょう。
- (2) 通常の電話がつかない場合は、比較的つながりやすい次の方法を利用しましょう。
 - 「災害用伝言ダイヤル171」
 - 「災害用ブロードバンド伝言板（web171）」
 - ケータイ「災害用伝言板」（NTTドコモ、au、ソフトバンクモバイル、イー・モバイル、ウィルコム）
 - 携帯電話メール（携帯電話各社）等
- (3) 被災地からの電話は、公衆電話が比較的つながりやすくなっています。
- (4) 災害時の安否確認方法を、家族、友人間等で決めておくと、いざという時に役に立ちます。
- (5) 災害直後は被災地への電話が集中するためつながりづらいものです。被災地内の緊急な電話がスムーズに利用できるようにするため、不急な電話やリダイヤルを控えて暫くたってから掛け直しましょう。

●災害用伝言ダイヤル（171）

(1) 自分の情報を相手に伝えたいとき＝伝言録音

「171」＋「1」＋「自分のTEL」＋「自分のメッセージ録音」

- ①「171」をダイヤルする
- ②ガイダンスに従って「1」（暗証番号ナシ）をダイヤルする
- ③自分の電話番号をダイヤルする
- ④30秒以内で自分のメッセージを録音する

※暗証番号がある場合は「171」＋「3」＋「4ケタの暗証番号」＋「自分のTEL」＋「自分のメッセージ録音」

(2) 相手の情報を聞きたいとき＝伝言再生

「171」＋「2」＋「相手のTEL」＋「相手のメッセージ再生」

- ①「171」をダイヤルする
- ②ガイダンスに従って「2」（暗証番号ナシ）をダイヤルする
- ③相手の電話番号をダイヤルする
- ④相手のメッセージを再生する

※暗証番号がある場合は

「171」＋「4」＋「4ケタの暗証番号」＋「相手のTEL」＋「相手のメッセージ再生」

（参考）「災害用伝言ダイヤル171」、「災害用ブロードバンド伝言板（web171）」、ケータイ「災害用伝言板」のトライアル（体験利用）について

災害用伝言サービス（体験日）

- 毎月1日・15日
- 防災週間（8月30日～9月5日）
- 防災とボランティア週間（1月15日～1月21日）
- 正月三が日（1月1日～1月3日）

※実際に災害が発生した際には体験利用ができない場合があります。（社団法人電気通信事業者協会）

SNS（ソーシャル・ネットワーキング・システム）（パソコン・携帯電話を用いて行う安否確認）

SNS（ソーシャル・ネットワーキング・システム）は、平常時の利用だけでなく、災害時には安否確認手段としても活用できます。

twitter 安否確認：https://support.twitter.com/articles/20170078

facebook「ココいるネット」：https://www.facebook.com/kokoiru.net

流言や根拠のない情報に惑わされないよう、信頼できる情報を入手する手段を確保する。

避難生活のルール

誰もが不安と不便を抱えておくる共同生活です。集団のルールに配慮し、節度と思いやりをもって行動しましょう。

- 避難所では火気の使用禁止、禁煙、禁酒、土足禁止が原則。
- 互いに協力しあい、助けあって生活しやすいように配慮する。
- 体調が悪くなった場合は、避難所の臨時対策本部（事務所）へ連絡する。
- できる限り避難所周辺の復旧に協力を。
- 救 援物資の配給、ごみの集積場所、トイレについては、避難所の指示に従うこと。

〈正しい判断を 大学からの情報を知る〉

万が一の時、大学生活はどうすればいいのか、授業はどうなるのか…など、正しい判断基準と情報収集の方法はあらかじめ知っておくと不安も軽減されます。落ち着いて適切な行動をとることを心がけましょう。



非常時の大学からの情報発信

地震や洪水など大規模な災害については、下記のようにしてください。

- 災害発生時に大学にいた時
大学の教職員の指示に従ってください。
- 災害発生時に大学にいなかった時・海外にいた時
情報は大学公式ウェブサイト及びキャンパスターミナルでお知らせしますのでご確認ください。
また、被災した学生に対しては、奨学金等により経済援助を行い、学費の減免・延納等の特別措置を講じる可能性があるので、スチューデント・オフィスに相談してください。
※災害時の安否確認など大学からの問い合わせには応答してください。

休講・授業再開について

下記のような場合は、キャンパスターミナルを確認してください。

【休講】

- 暴風警報または気象等に関する特別警報が別府市に出された場合
- 大分交通バス、亀の井バスの両方で本学を往復する路線が全面的に不通の場合

判断の時間	発表時間	対応
午前6時30分	午前6時45分頃	1、2時限目の授業を休講とします。
午前10時30分	午前10時45分頃	3時限目以降の授業を休講とします。
午前10時30分を過ぎた時点	判断後	個別、休講の判断を行います。



〈万が一のため ふだんの心構え〉

「天災は忘れた頃にやってくる」の言葉どおり、災害は予期しない時に起こります。日頃から十分な
備えと心構えをもっておくことで、少しでも対応にゆとりが生まれます。



● 日常生活で心得ておくこと

- 棚やタンスの転倒防止、照明器具の落下防止をしておく。
- 避難経路、避難場所を確認しておく。
- 家や部屋の出口周辺に避難を妨げるものを置かない。
- 家族や友人との連絡方法、避難場所を決めておく。
- 防災訓練に積極的に参加する。
- 貴重品は安全な場所に保管しておく。
- 非常持ち出し袋を準備しておく。
- 住宅の強度の確認。
- 地域の防災情報を確認しておく

[別府市の防災情報]

http://www.city.beppu.oita.jp/bousai_syoubou/bousaijyouhou/

● 大学で心得ておくこと

- 避難経路の確認（最寄りの非常口、非常階段の位置）。
- 最寄りの消火器の設置場所を確認し、使い方を把握しておく。
- 一時避難場所や広域避難場所の確認。
- 自宅へ徒歩で帰宅する場合の経路の確認。
- 家族との連絡方法を決めておく。

ふだんの心構え

● 非常持ち出し品の準備

生命をつなぐために欠かせないもの、自分にとって最低限必要なものをできるだけコンパクトにまとめ、年に一度は点検するようにしましょう。いざという時にすぐ持ち出せる場所に置いておくことが大切です。

【第一次持ち出し品】

さしあたっての必需品。重さの目安は男性で15kg、女性で10kg程度

【貴重品】印鑑・預金通帳・健康保険証・現金（10円玉）など

【非常食】カンパン・チョコレート・ミネラルウォーター

【応急医薬品】常備薬・絆創膏・包帯・傷薬・目薬・生理用品

【衣類】下着・上着・靴など

【携帯ラジオ】予備電池も用意

【照明器具】ローソク・マッチ・ライター

【第二次持ち出し品】

長期の避難などに備えた生活物資品

【食料】米（レトルト・アルファ米）・おかず（缶詰・レトルト）・調味料・菓子など

【水】飲料水として1人1日3Lが目安

【卓上コンロ】ガスボンベ式

大規模災害等がキャンパスを含むエリアで発生した場合の対応について

※大規模災害とは、以下のような場合を想定しています。

- 別府市に災害救助法が適用された場合
- 災害対策基本法の第2条第1号に定める災害が別府市で発生し、かつ、それに対処するため、同法第24条に基づき内閣総理大臣が「非常災害対策本部」を設置したもの。

本学では、大規模災害が発生した場合の対外的な情報発信を、大学の公式ウェブサイトから行います。本学公式Facebookや大分県・別府市等の災害関連ウェブサイトも集約し、学生および保護者のみなさまが必要とする情報にアクセスしやすい形で、ニュース等では報じられない本学の状況や災害の情報を順次発信します。学生のみならず、学生向けウェブサイト（Campus Terminal）からも安否確認の連絡や大学からのお知らせを発信しますので、必ず確認してください。

大学の公式ウェブサイト

①【日本語】
<http://www.apu.ac.jp/home/>



②【英語】
<http://en.apu.ac.jp/home/>



災害時の情報提供ページ

※このページは、大規模災害発生時のみ表示されます。お気に入り登録する場合は大学の公式ウェブサイトを登録してください。

③【日本語】
<http://www.apu.ac.jp/home/gallery/article/?storyid=155>



④【英語】
<http://en.apu.ac.jp/home/gallery/article/?storyid=155>



また、次の点にもあわせて留意し、大規模災害等に備えてください。

- 本学では、「いざ災害にあったときどのように行動したらよいか」というマニュアル「緊急災害対応ハンドブック（学生用）」を作成し、大学の公式ウェブサイトで公開していますので、ご一読ください。
- 災害発生時には安否確認等の電話が増加し、回線が繋がりにくくなります。ご家族・知人と緊急時の安否確認の方法について確認を行ってください。

※電話会社等が提供している災害用伝言板の使用には、事前に登録が必要場合があります。平時に、連絡先を登録する、利用方法を確認する等、適切な準備を行っておくことが大切です。

「災害時の情報提供ページ」の画面イメージ



緊急災害対応ハンドブック（学生用）

⑤【日本語】
<http://www.apu.ac.jp/home/life/content40/>



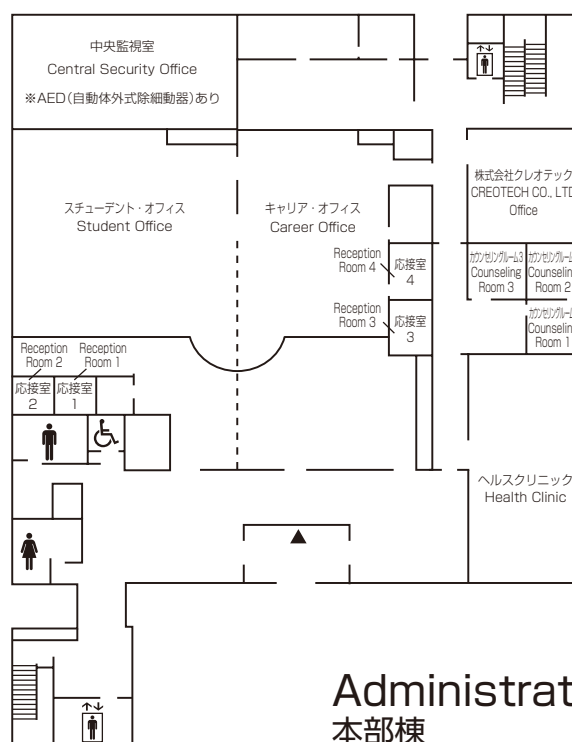
⑥【英語】
<http://en.apu.ac.jp/home/life/content40/>



Administration <Bldg A>

本部棟

5F	特別研究室 1～10 Guest Room 1～10
4F	学長室・企画課・事業課 Office of the President・Office of planning・Office of Institutional Advancement - 秘書担当 Secretaries to the Executives Team - 広報担当 Public Relations Team - IR・事業計画担当 Institutional Research & Planning Team - 校友・父母担当 Parents and Alumni Association Team - 社会連携担当 Social Affiliations Team 役員室 応接室 会議室 Executive Offices Reception Room Conference Room
3F	会議室 第1～第6 アドミニストレーション・オフィス Conference Rooms 1～6 Administration Office
2F	アドミッションズ・オフィス コンベンションホール Admissions Office Convention Hall 会議室 応接室 Conference Rooms Reception Room
1F	スチューデント・オフィス キャリア・オフィス ヘルスクリニック Student Office Career Office Health Clinic 株式会社クレオテック 中央監視室 カウンセリングルーム 1～3 CREOTECH CO., LTD Office Central Security Office Counseling Room 1～3

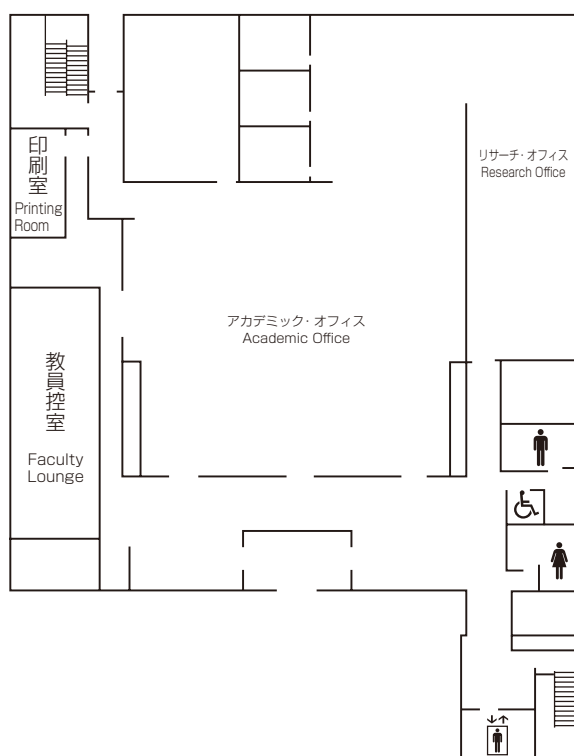


Administration 1F
本部棟

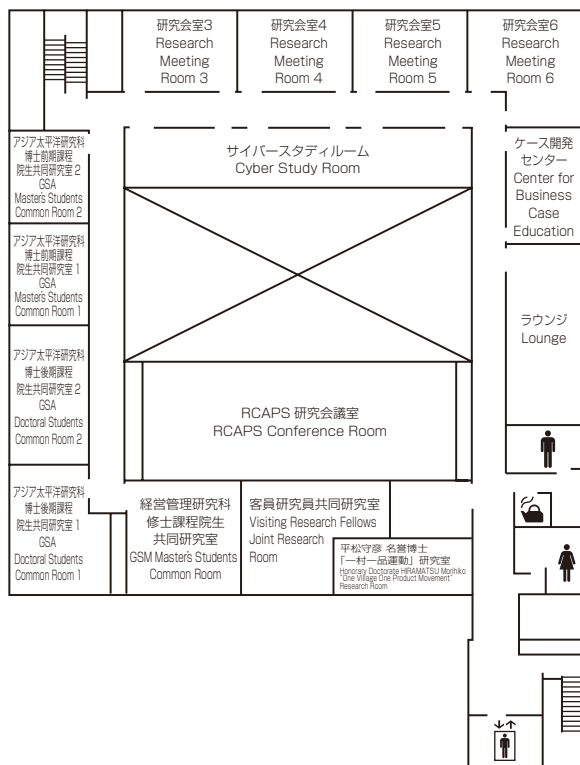
Faculty Offices <Bldg B>

研究棟

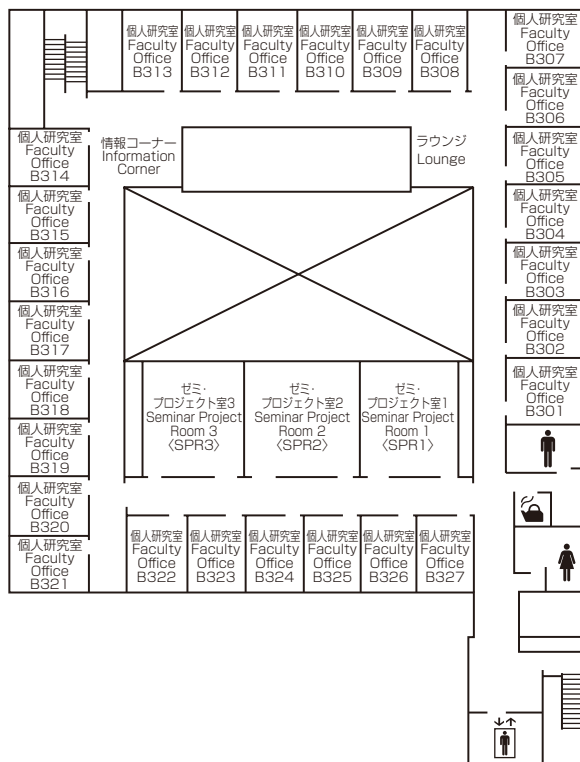
5F	個人研究室 B501 ～ B527 Faculty Offices B501 ～ B527	ゼミ・プロジェクト室 (SPR) 7～9 Seminar Project Rooms 7～9	情報コーナー Information Corner
4F	個人研究室 B401 ～ B427 Faculty Offices B401 ～ B427	ゼミ・プロジェクト室 (SPR) 4～6 Seminar Project Rooms 4～6	情報コーナー Information Corner
3F	個人研究室 B301 ～ B327 Faculty Offices B301 ～ B327	ゼミ・プロジェクト室 (SPR) 1～3 Seminar Project Rooms 1～3	情報コーナー Information Corner
2F	研究会室 3～6 Research Meeting Rooms 3～6 アジア太平洋研究科博士後期課程院生共同研究室 GSA Doctoral Students Common Rooms ケース開発センター Center for Business Case Education 経営管理研究科修士課程院生共同研究室 GSM Master's Students Common Room 平松守彦 名誉博士「一村一品運動」研究室 Honorary Doctorate HIRAMATSU Morihiko "One Village One Product Movement" Research Room	ラウンジ Lounge サイバースタディールーム Cyber Study Room アジア太平洋研究科博士前期課程院生共同研究室 GSA Master's Students Common Rooms RCAPS研究会議室 RCAPS Conference Room 客員研究員共同研究室 Visiting Research Fellows Joint Research Room	
1F	アカデミック・オフィス Academic Office 印刷室 Printing Room	リサーチ・オフィス Research Office	教員控室 Faculty Lounge



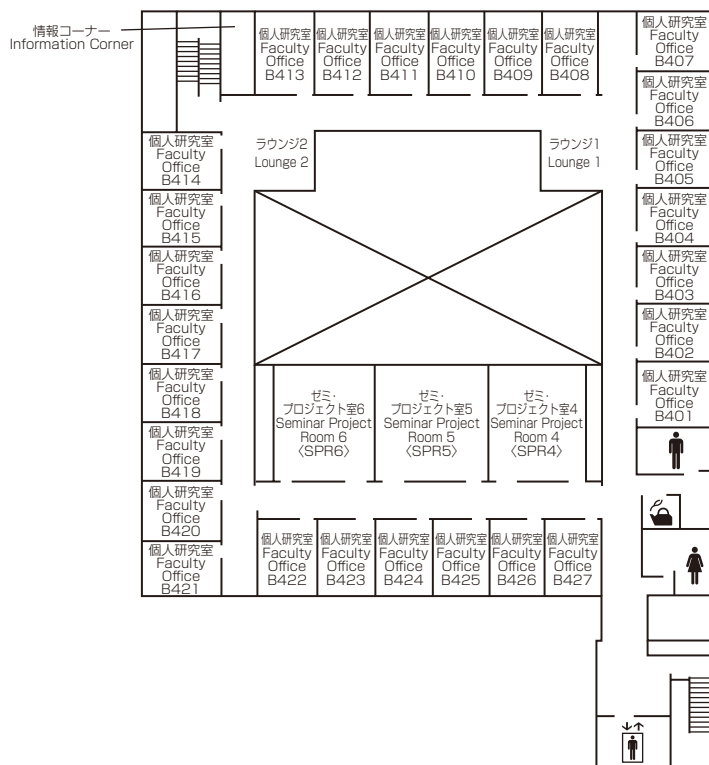
Faculty Offices 1F
研究棟



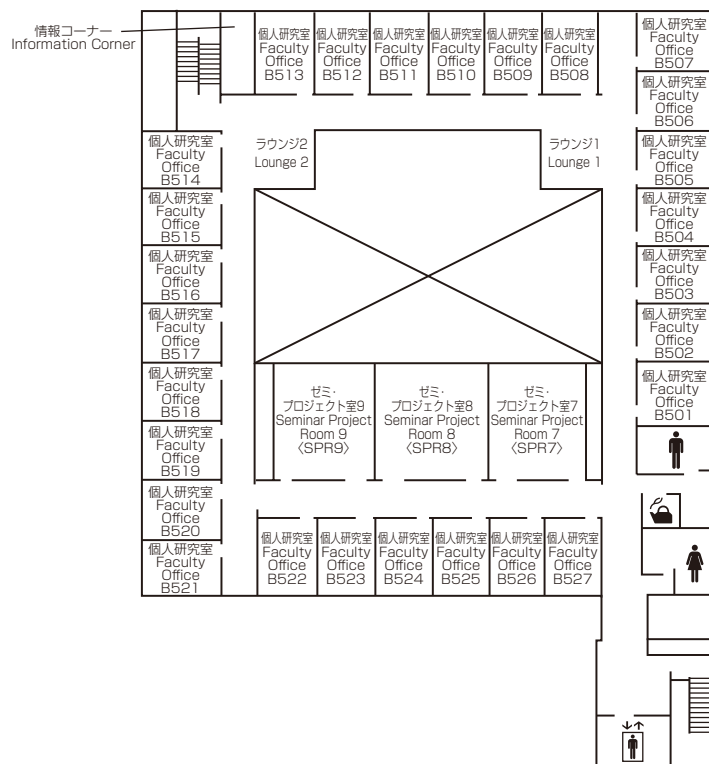
Faculty Offices 2F
研究棟



Faculty Offices 3F
研究棟



Faculty Offices 4F
研究棟



Faculty Offices 5F
研究棟

Faculty Offices II <Bldg BII>

研究棟II

3F 個人研究室 B II 361 ~ B II 387
Faculty Offices B II 361 ~ B II 387

2F 個人研究室B II 261 ~ B II 274
Faculty Offices B II 261 ~ B II 274

1F 講師共同執務室
Lecturer Offices

非常勤講師机
Part-time Lecturer Desk

学生相談室
Student Counseling Room

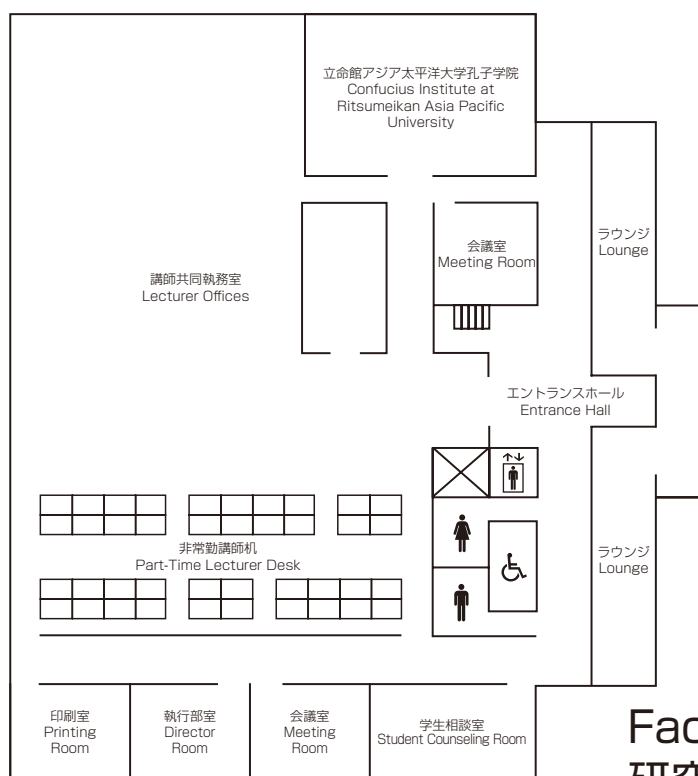
会議室
Meeting Room

執行部室
Director's Room

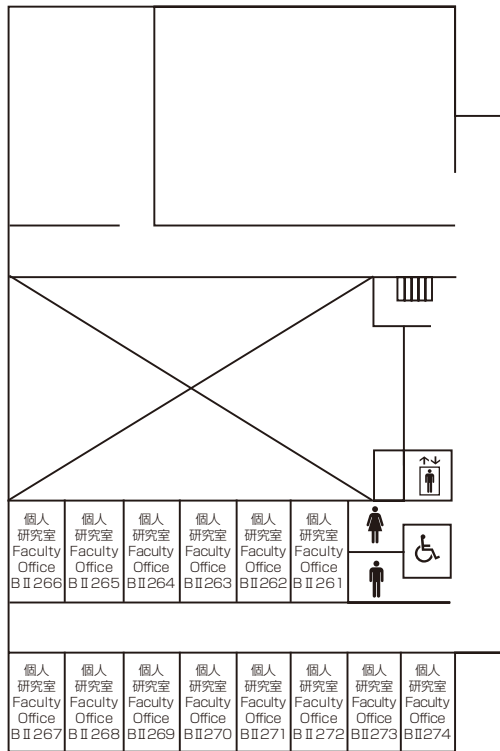
印刷室
Printing Room

立命館アジア太平洋大学孔子学院
Confucius Institute at Ritsumeikan Asia Pacific University

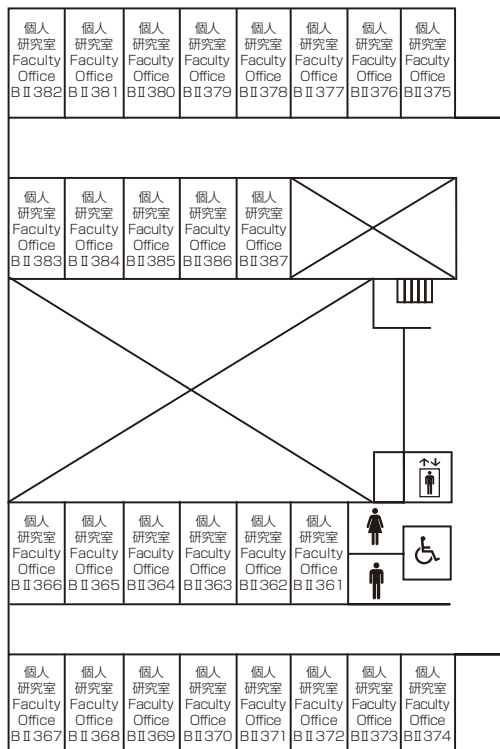
言語教育センター
Center for Language Education



Faculty Offices II 1F
研究棟II



Faculty Offices II 2F
研究棟Ⅱ



Faculty Offices II 3F
研究棟Ⅱ

Media Center <Bldg D>

APUライブラリー
APU Library

教室 Classrooms

アカデミック・オフィス(ライブラリー分室)
Academic Office (Library Office)

D101 ~ D108

教室 Classrooms

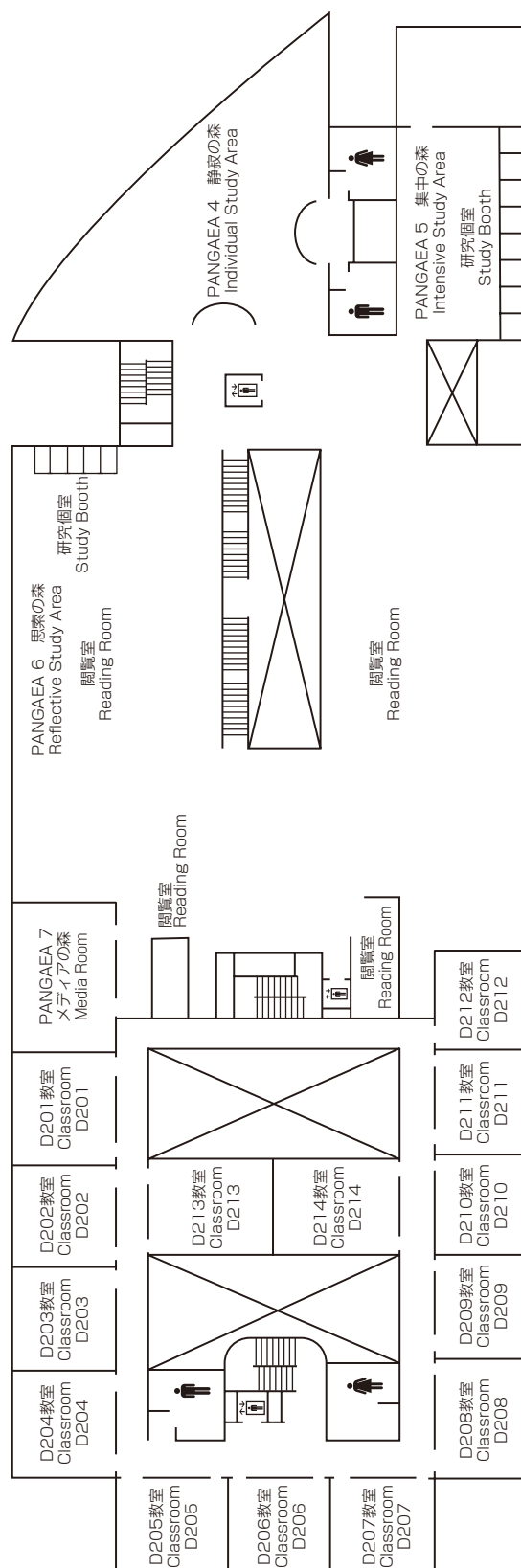
教室 Classrooms

CA|教室1 ~ 12

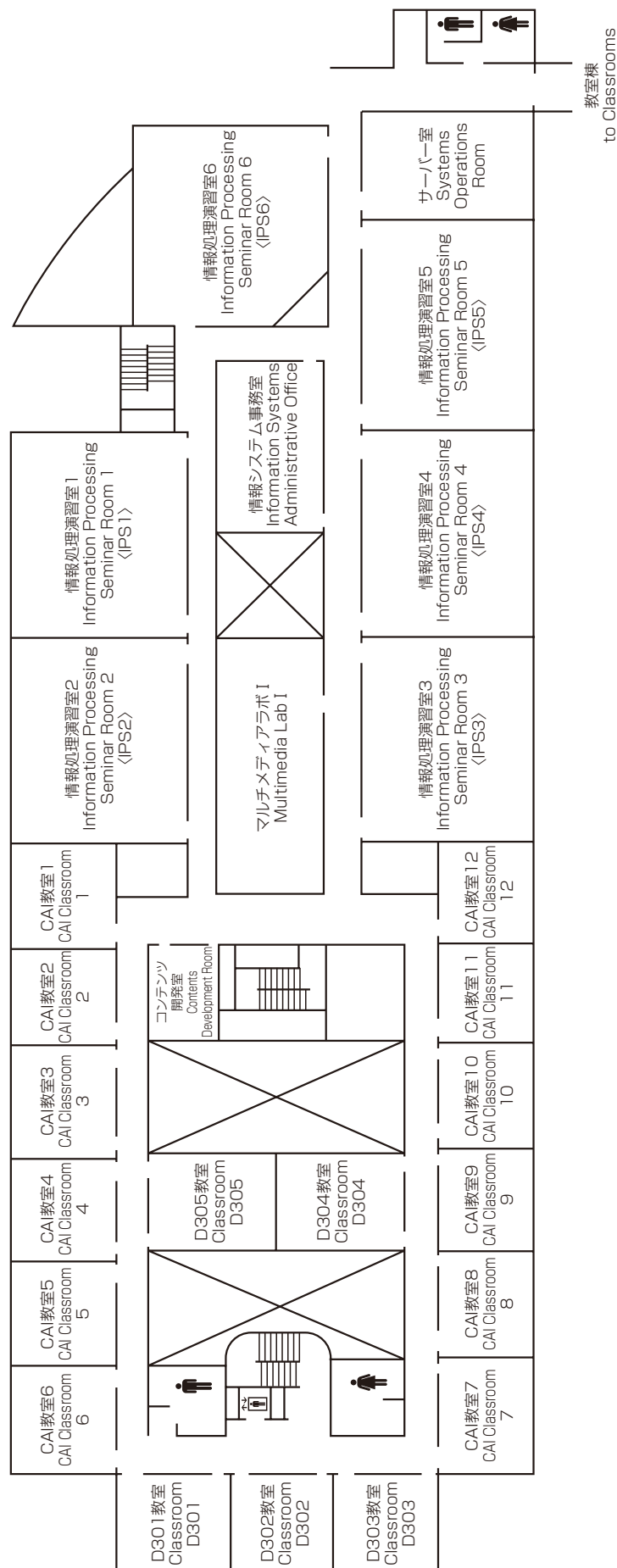
マルチメディアラボ I
Multimedia Lab I

グループ学習室
Group Study Rooms





Media Center 2F メディアセンター



Media Center 3F メディアセンター

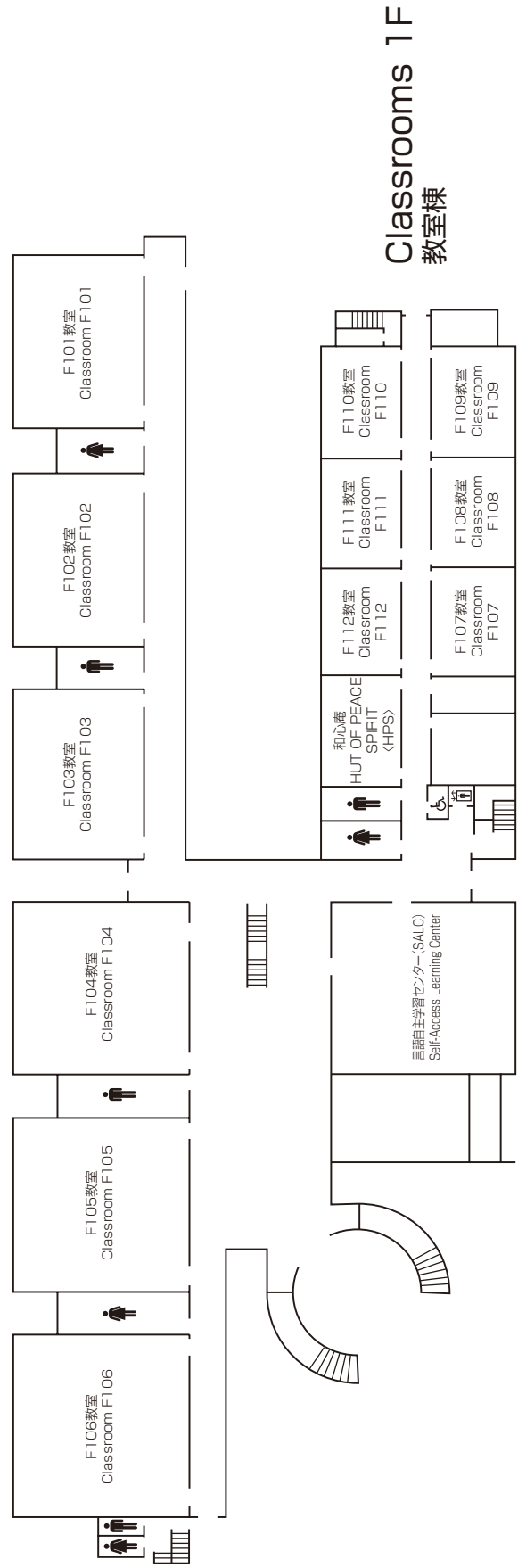
Classrooms <Bldg F>

教室棟

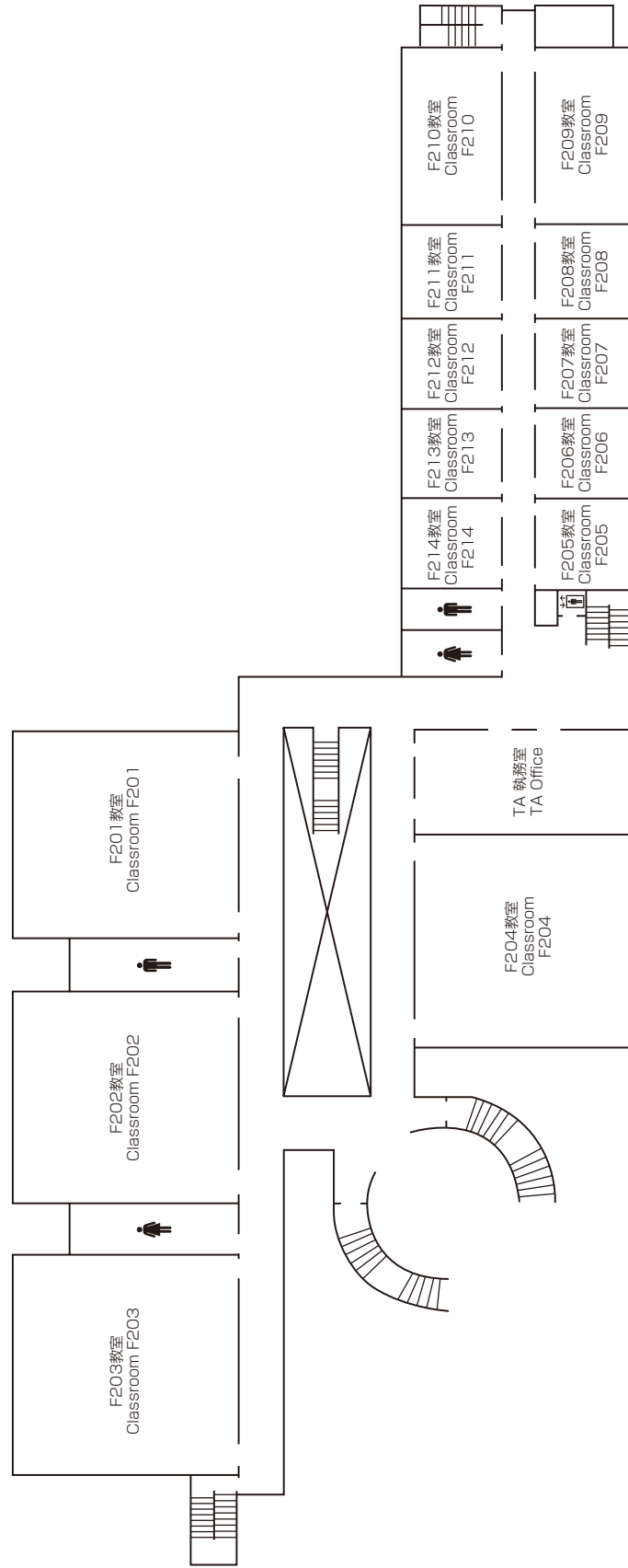
3F	教室 F301 ~ F304 Classrooms F301 ~ F304	個人研究室F331 ~ F346 Faculty Office F331 ~ F346
-----------	--	--

2F	教室 F201 ~ F214 Classrooms F201 ~ F214	TA 執務室 TA Office
-----------	--	---------------------

1F	教室 F101 ~ F112 Classrooms F101 ~ F112	言語自主学习センター (SALC) Self-Access Learning Center	和心庵 (茶室) HUT OF PEACE SPIRIT-Tea Ceremony Room
-----------	--	--	---

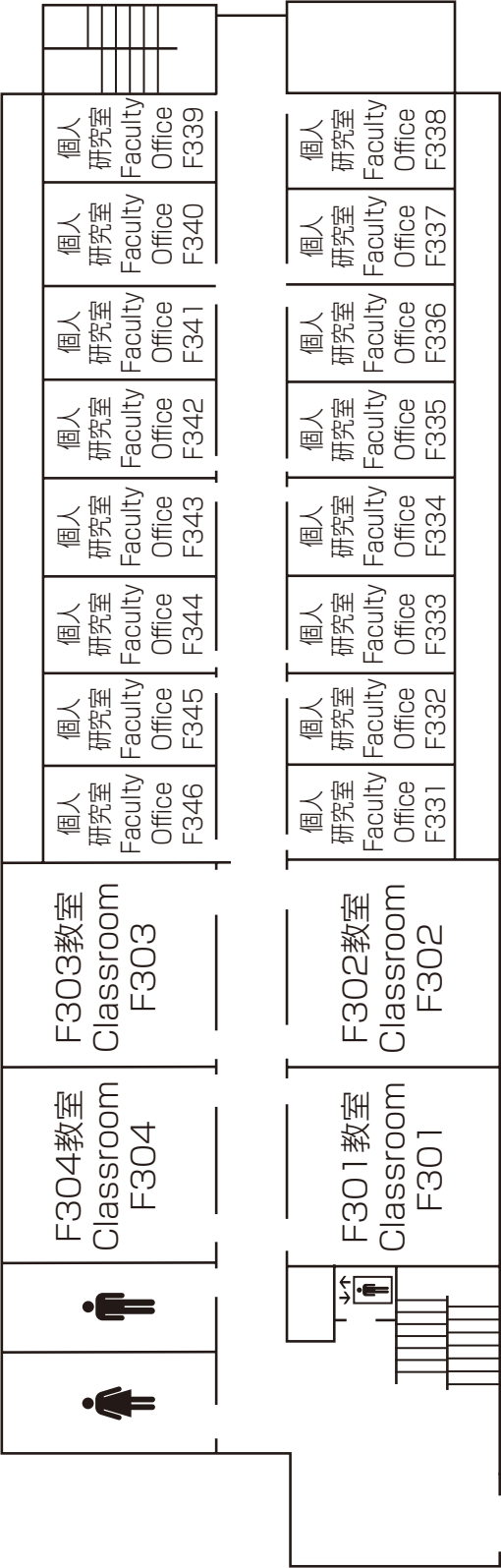


Classrooms 2F 教室棟



Classrooms 3F

教室棟



メディアセンター
to Media Center

Classrooms

教室棟Ⅱ

[illegible]

FI 220 教室 Classroom FI 220										
FI 221 教室 Classroom FI 221										
FI 222 教室 Classroom FI 222										

FI 220 教室 Classroom FI 220										
FI 221 教室 Classroom FI 221										
FI 222 教室 Classroom FI 222										

FI 220 教室 Classroom FI 220										
FI 221 教室 Classroom FI 221										
FI 222 教室 Classroom FI 222										

FI 220 教室 Classroom FI 220										
FI 221 教室 Classroom FI 221										
FI 222 教室 Classroom FI 222										

FI 220 教室 Classroom FI 220										
FI 221 教室 Classroom FI 221										
FI 222 教室 Classroom FI 222										

FI 220 教室 Classroom FI 220										
FI 221 教室 Classroom FI 221										
FI 222 教室 Classroom FI 222										

FI 220 教室 Classroom FI 220										
FI 221 教室 Classroom FI 221										
FI 222 教室 Classroom FI 222										

FI 220 教室 Classroom FI 220										
FI 221 教室 Classroom FI 221										
FI 222 教室 Classroom FI 222										

FI 220 教室 Classroom FI 220										
FI 221 教室 Classroom FI 221										
FI 222 教室 Classroom FI 222										

FI 220 教室 Classroom FI 220										
FI 221 教室 Classroom FI 221										
FI 222 教室 Classroom FI 222										

FI 220 教室 Classroom FI 220										
FI 221 教室 Classroom FI 221										
FI 222 教室 Classroom FI 222										

FI 220 教室 Classroom FI 220										
FI 221 教室 Classroom FI 221										
FI 222 教室 Classroom FI 222										

FI 220 教室 Classroom FI 220										
FI 221 教室 Classroom FI 221										
FI 222 教室 Classroom FI 222										

FI 220 教室 Classroom FI 220										
FI 221 教室 Classroom FI 221										
FI 222 教室 Classroom FI 222										

FI 220 教室 Classroom FI 220										
FI 221 教室 Classroom FI 221										
FI 222 教室 Classroom FI 222										

FI 220 教室 Classroom FI 220										
FI 221 教室 Classroom FI 221										
FI 222 教室 Classroom FI 222										

FI 220 教室 Classroom FI 220										
FI 221 教室 Classroom FI 221										
FI 222 教室 Classroom FI 222										

FI 220 教室 Classroom FI 220										
FI 221 教室 Classroom FI 221										
FI 222 教室 Classroom FI 222										

FI 220 教室 Classroom FI 220										
FI 221 教室 Classroom FI 221										
FI 222 教室 Classroom FI 222										

FI 220 教室 Classroom FI 220										
FI 221 教室 Classroom FI 221										
FI 222 教室 Classroom FI 222										

FI 220 教室 Classroom FI 220										
FI 221 教室 Classroom FI 221										
FI 222 教室 Classroom FI 222										

FI 220 教室 Classroom FI 220										
FI 221 教室 Classroom FI 221										
FI 222 教室 Classroom FI 222										

FI 220 教室 Classroom FI 220										
FI 221 教室 Classroom FI 221										
FI 222 教室 Classroom FI 222										

FI 220 教室 Classroom FI 220										
FI 221 教室 Classroom FI 221										
FI 222 教室 Classroom FI 222										

FI 220 教室 Classroom FI 220										
FI 221 教室 Classroom FI 221										
FI 222 教室 Classroom FI 222										

FI 220 教室 Classroom FI 220										
FI 221 教室 Classroom FI 221										
FI 222 教室 Classroom FI 222										

FI 220 教室 Classroom FI 220										
FI 221 教室 Classroom FI 221										
FI 222 教室 Classroom FI 222										

FI 220 教室 Classroom FI 220										
FI 221 教室 Classroom FI 221										
FI 222 教室 Classroom FI 222										

FI 220 教室 Classroom FI 220										
FI 221 教室 Classroom FI 221										
FI 222 教室 Classroom FI 222										

FI 220 教室 Classroom FI 220										
FI 221 教室 Classroom FI 221										
FI 222 教室 Classroom FI 222										

FI 220 教室 Classroom FI 220										
FI 221 教室 Classroom FI 221										
FI 222 教室 Classroom FI 222										

FI 220 教室 Classroom FI 220										
FI 221 教室 Classroom FI 221										
FI 222 教室 Classroom FI 222										

FI 220 教室 Classroom FI 220										
FI 221 教室 Classroom FI 221										
FI 222 教室 Classroom FI 222										

FI 220 教室 Classroom FI 220										
FI 221 教室 Classroom FI 221										
FI 222 教室 Classroom FI 222										

FI 220 教室 Classroom FI 220										
FI 221 教室 Classroom FI 221										
FI 222 教室 Classroom FI 222										

FI 220 教室 Classroom FI 220										
FI 221 教室 Classroom FI 221										
FI 222 教室 Classroom FI 222										

FI 220 教室 Classroom FI 220										
FI 221 教室 Classroom FI 221										
FI 222 教室 Classroom FI 222										

FI 220 教室 Classroom FI 220										
FI 221 教室 Classroom FI 221										
FI 222 教室 Classroom FI 222										

FI 220 教室 Classroom FI 220										
FI 221 教室 Classroom FI 221										
FI 222 教室 Classroom FI 222										

FI 220 教室 Classroom FI 220										
FI 221 教室 Classroom FI 221										
FI 222 教室 Classroom FI 222										

FI 220 教室 Classroom FI 220										
FI 221 教室 Classroom FI 221										
FI 222 教室 Classroom FI 222										

FI 220 教室 Classroom FI 220										
FI 221 教室 Classroom FI 221										
FI 222 教室 Classroom FI 222										

FI 220 教室 Classroom FI 220										
FI 221 教室 Classroom FI 221										
FI 222 教室 Classroom FI 222										

FI 220 教室 Classroom FI 220										
FI 221 教室 Classroom FI 221										
FI 222 教室 Classroom FI 222										

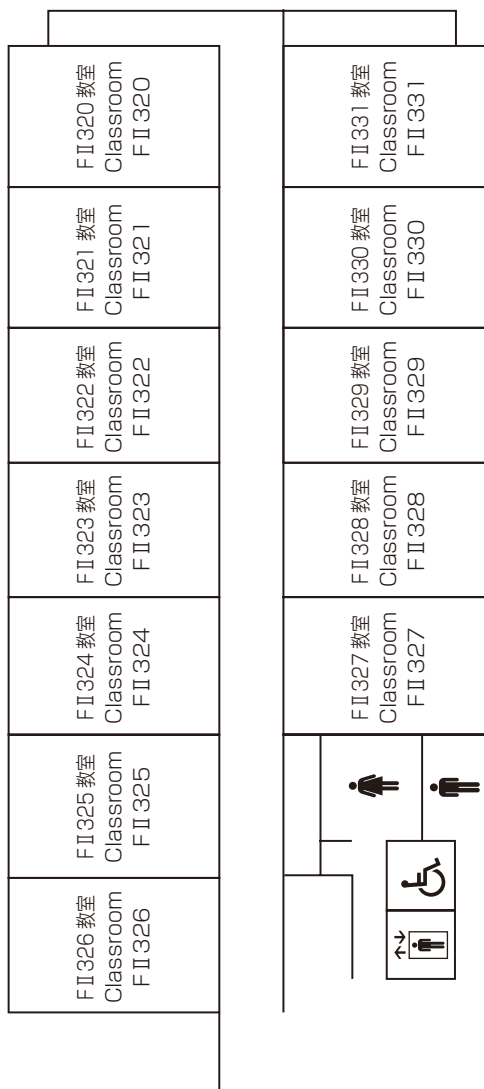
FI 220 教室 Classroom FI 220										
FI 221 教室 Classroom FI 221										
FI 222 教室 Classroom FI 222										

FI 220 教室 Classroom FI 220										
FI 221 教室 Classroom FI 221										
FI 222 教室 Classroom FI 222										

FI 220 教室 Classroom FI 220										
FI 221 教室 Classroom FI 221										
FI 222 教室 Classroom FI 222										

FI 220 教室 Classroom FI 220										
FI 221 教室 Classroom FI 221										
FI 222 教室 Classroom FI 222										

FI 220 教室 Classroom FI 220										
FI 2										



Classrooms II 3F 教室棟 II

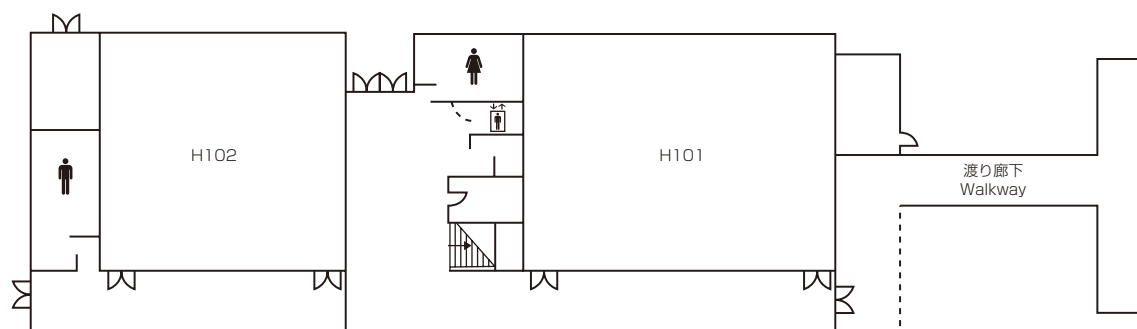
Graduate School <Bldg H>

大学院棟

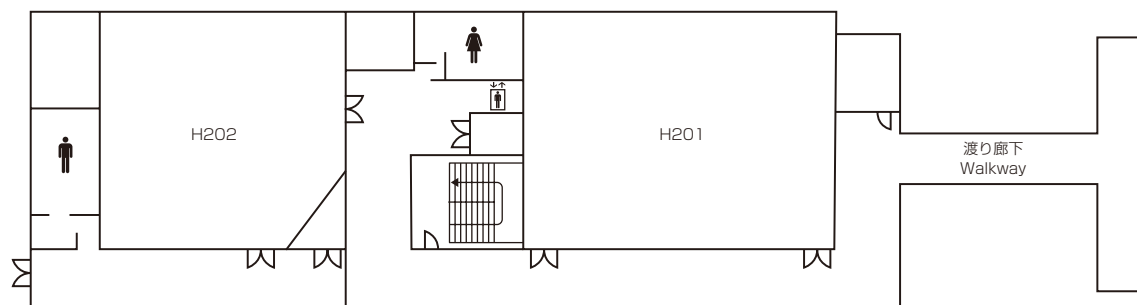
1F H101-H102教室
Classroom H101-H102

2F H201-H202教室
Classroom H201-H202

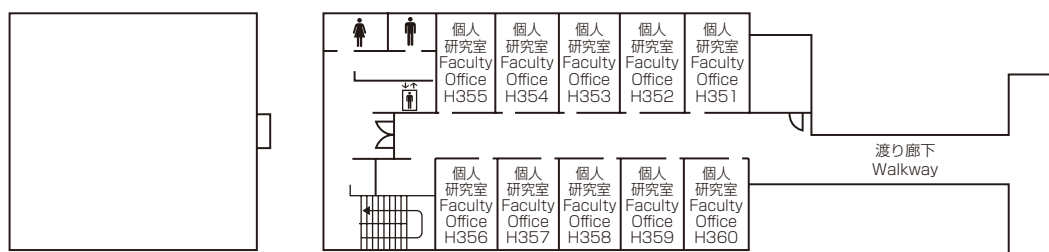
3F 個人研究室H351 ~ H360
Faculty Office H351 ~ H360



Graduate School 1F
大学院棟

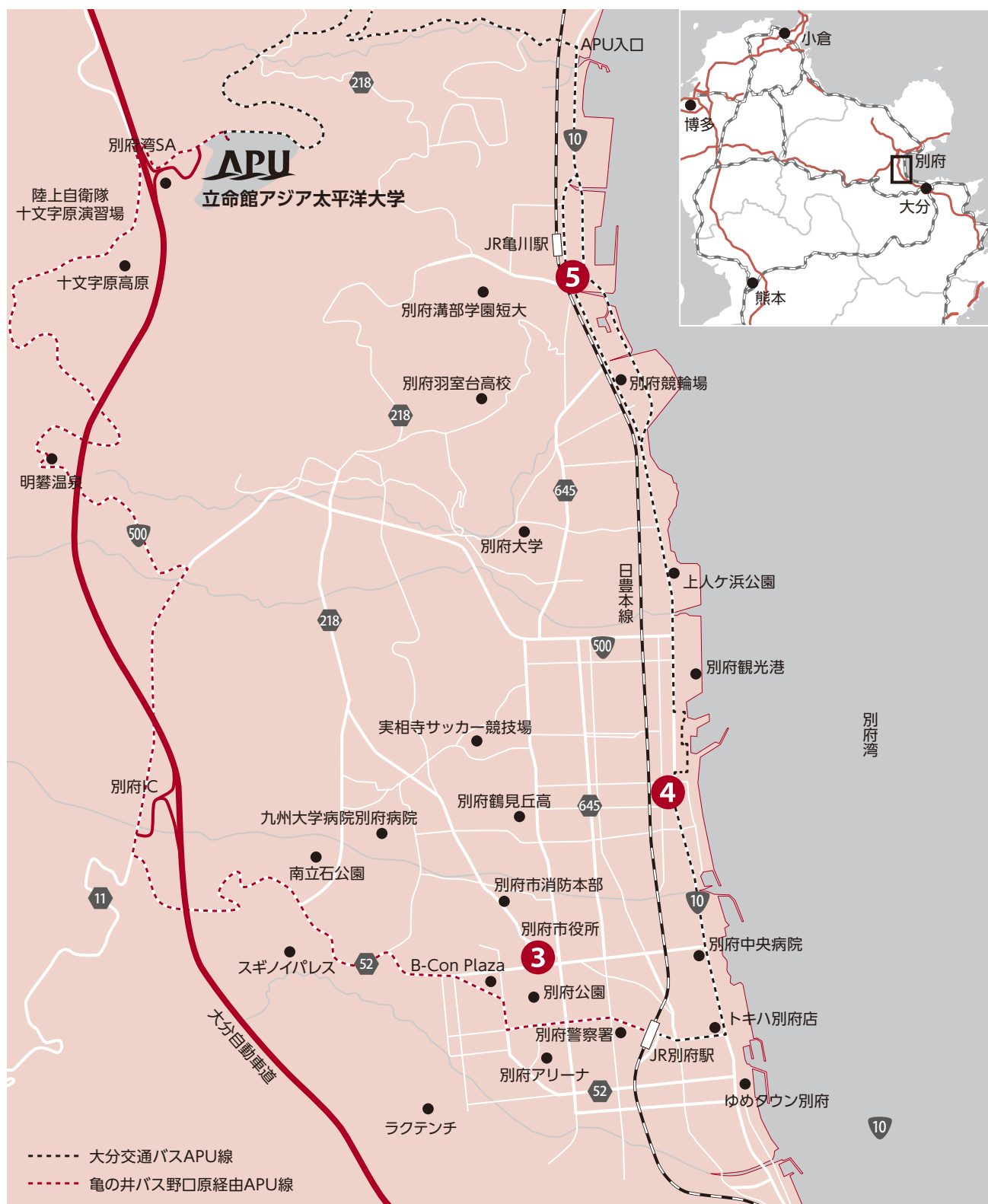


Graduate School 2F
大学院棟



Graduate School 3F
大学院棟

べっぶしないちず ろせんず
別府市内地図・バス路線図



APUへの主な交通機関

JR亀川駅 大分交通バス「立命館アジア太平洋大学」(終点)下車(約15分)

JR別府駅 東口より大分交通バス「立命館アジア太平洋大学」(終点)下車(約35分)

西口より亀の井バス「立命館アジア太平洋大学」(終点)下車(約35分)

大分空港 空港リムジンバス「エアライナー」にて「亀川」下車

→乗り継ぎ(反対車線のバス停「古市」より、大分交通バス「立命館アジア太平洋大学」(終点)下車(約60分)

JR博多駅・福岡空港 高速バス「とよのくに」にて「高速別府湾・APU」下車(JR約130分、空港約90分)



① 運転免許センター

大分市大字松岡6687番地 TEL.097-528-3000

大分バス本社前3番または6番から「運転免許センター」行乗車



② 入国管理局 大分出張所

大分市荷揚町7番5号 TEL.097-536-5006

JR大分駅から徒歩約15分



③ 別府市役所・別府警察署

市役所: 別府市上野口町1番15号 TEL.0977-21-1111

APUから亀の井バス5番「上野口市役所北口」下車 (約30分)

警察署: 別府市田の湯町13番13号 TEL.0977-21-2131

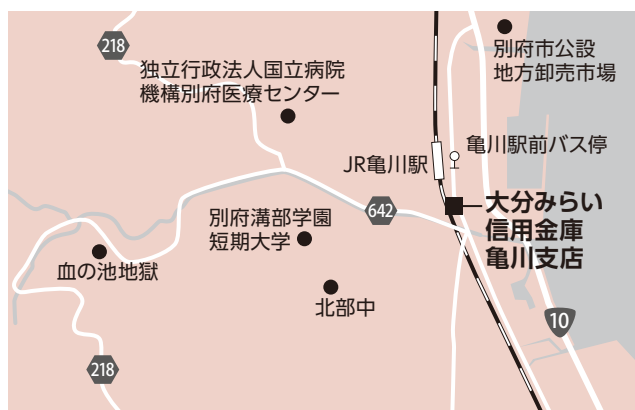
APUから亀の井バス5番「別府駅西口」下車 (約35分)



④ ゆうちょ銀行別府支店

別府市餅ヶ浜4番23号 TEL.0977-24-1500

APUから大分交通バス50番「別府郵便局前」下車 (約25分)



⑤ 大分みらい信用金庫亀川支店

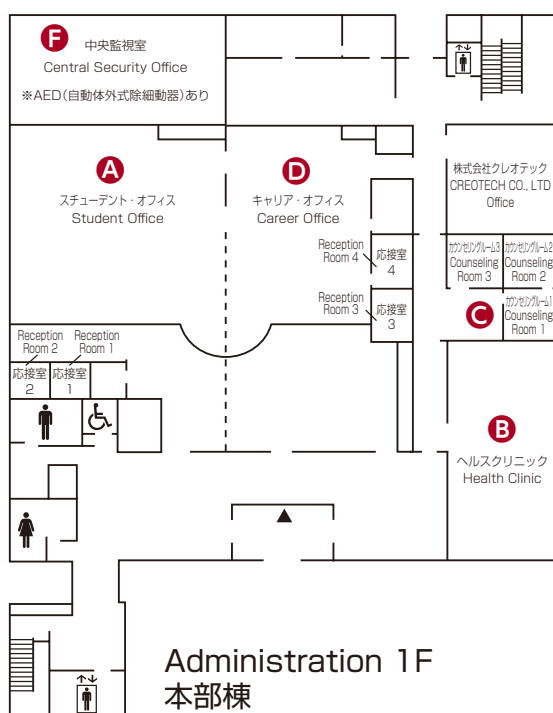
別府市亀川浜田町2番3号 TEL.0977-66-0161

APUから大分交通バス50番「亀川駅前」下車 (約15分)

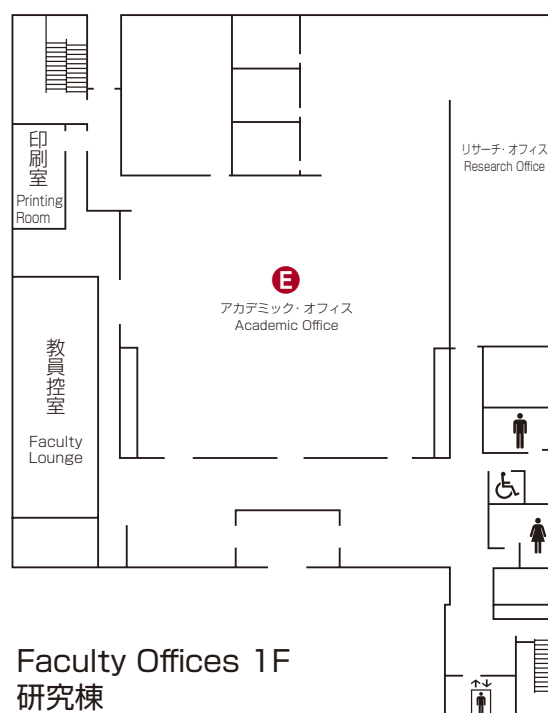
サポートオフィス一覧

サポート内容	担当	問い合わせ先
学籍(休学・退学等)、学費、奨学金 在留資格・資格外活動許可	A スチューデント・オフィス (月)・(水)～(金) 10:00～16:30 (火) 11:30～16:30	TEL: 0977-78-1124 https://secure.apu.ac.jp/secure_students/studentsupport/
クラブ・サークル、イベント 地域交流・ホームステイ		TEL: 0977-78-1104 https://secure.apu.ac.jp/secure_students/studentsupport/
病気・ケガ、健康相談	B ヘルスクリニック (月)～(金) 10:00～17:00	https://secure.apu.ac.jp/secure_students/studentsupport/page/content0033.html/
心理相談	C カウンセリングルーム 受付時間(月)～(金) 10:00～16:30 カウンセリング時間(月)～(金) 10:30～16:30	TEL: 0977-78-1126 https://secure.apu.ac.jp/secure_students/studentsupport/page/content0034.html/
ハラスメント相談	ハラスメント相談員	https://secure.apu.ac.jp/secure_students/studentsupport/page/content0240.html/
寮生活	APハウス・オフィス (月)・(水)～(金) 10:00～16:30 (火) 11:30～16:30	TEL: 0977-78-1901 https://secure.apu.ac.jp/secure_students/studentsupport/
就職活動、キャリア形成 インターンシップ	D キャリア・オフィス (月)・(水)～(金) 10:00～16:30 (火) 11:30～16:30	TEL: 0977-78-1128 http://www.apu.ac.jp/careers/
履修相談、アカデミック・アドバイジング 試験・成績、カリキュラム	E アカデミック・オフィス (月)・(水)～(金) 10:00～16:30 (火) 11:30～16:30	TEL: 0977-78-1122 http://www.apu.ac.jp/academic/
留学、語学学習		TEL: 0977-78-1101 http://www.apu.ac.jp/academic/
緊急連絡先	F 中央監視室(24時間)	0977-78-1150

<Bldg A>



<Bldg B>



立命館アジア太平洋大学

スチューデント・オフィス

〒874-8577 大分県別府市十文字原1-1

URL <http://www.apu.ac.jp/studentssupport>